第六章　占領のなかの民主化

第一節　暮らしの風景

1004　御殿場線改正時刻表

昭和20（一九四五）・11・12

（間河駿　津沼）刻時正改線場殿御

上り	沼津	下土狩	裾野	岩波	富士岡	御殿場	足柄	駿河
810						5・17	5・27	5・35
814	5・00	5・07	5・19	5・31	5・45	5・58	6・05	6・12
900	6・07	6・18	6・28	6・42	6・58	7・09	7・19	7・23
902	7・08	7・19						
904	8・38	8・50	9・00	9・15	9・31	9・42	（ママ）6・49	9・56
906	10・55	11・07	11・20	11・35	11・51	12・04	12・11	12・20
908	12・52	13・04	13・14	13・29	13・45	13・57	14・04	14・13
910	16・00	16・12	16・22	16・36	16・52	17・08	17・15	17・23
912	17・28	17・42	17・52	18・07	18・23	18・42	18・49	18・56
914	18・40	18・52	19・02	19・16	19・32	19・45	19・52	19・59
916	19・52	20・03	20・14	20・28	20・44	20・55	21・02	21・09
918	21・35	21・46	21・55	22・10	22・25	22・39	23・46	22・53

下り	駿河	足柄	御殿場	富士岡	岩波	裾野	下土狩	沼津
901	5・37	5・47	5・59	6・07	6・18	6・29	6・36	6・48
904	6・44	6・53	7・10	7・17	7・29	7・38	7・46	7・55
2953							7・31	7・39
905	7・51	8・01	8・11	8・20	8・30	8・42	8・51	9・01
907	9・20	9・29	9・43	9・51	10・02	10・12	10・19	10・28
909	10・25	10・35	10・48	10・57	11・07	11・18	11・25	11・35
911	12・11	12・29	12・41	12・50	13・00	13・15	13・22	13・32
913	14・12	14・22	14・32	14・40	14・51	15・02	15・01	15・18
915	16・45	16・55	17・05	17・13	17・24	17・34	17・41	17・50
819	18・21	18・31	18・40					
823	19・24	19・34	19・44	19・53	20・03	20・13	20・21	20・30
917	22・17	22・27	22・38	22・46	22・57	23・07	23・14	23・23

（静岡新聞）

1005　**駿東沼津地方食糧難は必至**　昭和20（一九四五）・11・18

駿東郡沼津地方食糧難は必至

駿東、沼津地方の稲作は九月頃の低温と十月の風水害によつて大体二割減収を予想され、平年作九万五千石に対して風水害による減収は水稲一八五〇〇石、陸稲一二〇〇石と見られてゐるが、不作と共に質も悪く米自らがやせてゐる為普通なら一俵正味十六貫に対して三斗八升位で間に合ふのが四斗二升を要し、麦も現在までの供出□（高カ）は七十パーセント、残る廿九パーセントは殆と望み薄で、甘藷は千二百万貫の予想を裏切つて低温と□□雨のために肥らず約四百万貫の減収と見られ□□の食糧難と飢餓□（飢カ）饉必至を具体的に物語つてゐる

（静岡新聞）

1006　**民間武器提出依頼の件**　昭和21（一九四六）・1・31

富第一二七号

昭和二十一年一月三十一日

駿東郡富岡村長　湯山芳太郎殿印

管内各区長殿

民間武器提出方依頼ノ件

民間武器提出方ニ関シテハ屢次ノ通牒ニ依リ多大ノ御協力ヲ相煩シ来ル処ナルモ、今般進駐軍側ヨリ厳重ナル申入有之タルニ付、新日本国民トシテポツタム宣言ノ完全履行ヲ果スベク、本年一月三十日ヨリ同年二月十五日迄ノ間其ノ責任ニ於テ左記ニ依リ現在民間ニ隠匿シ若クハ秘蔵サレ居ル刀剣類、拳銃其ノ他銃器等一切ノ武器ヲ提出スル様、之ガ実施方ニ就キ協力相成度今般沼津警察署長ヨリ通牒アリタルニ依頼候也

記

追而本提出期間後ニ於テ随時進駐軍ノ臨検アリ、発見ノ際ハ厳重処罰セラルベキニ付申添ヘ候也

一　区長（部落会長）ハ各区内前記民間所持ニ係ル武器ノ有無ニ付調査ノ上、所持者ニ対シテハ他日進駐軍側ノ臨検ニ依リ発見セラルヽガ如キコト無之様徹底的ナル提出ヲ為サシメ、別紙様式ニ依リ各戸ノ提出連判責任書ヲ二部作成セシメ之ヲ警察署長宛提出為スヲ以テ至急御調査方依頼上候也（ママ）

（御宿区所蔵「昭和二十一年度役場通牒等綴」）

1007　隠退蔵物資の申告について警察よりの御願い　昭和21（一九四六）・2・9

（二月十二日受附）

隠退蔵物資の申告に付いて警察よりの御願ひ

現下の社会情勢に鑑みまして警察では今回不正不当に隠匿又は退蔵されてゐる食料品等に就いて徹底的に調査することに成りました　此の調査は

一、終戦時の混乱に乗じて不正不当に措置される米麦、雑穀其他

二、終戦時の混乱に乗じて不正に隠匿された米麦、雑穀其他

三、永ひ間出荷の指図の無い古米、古麦、雑穀其他　を目標にしてゐるので関係者は勿論一般村民各位の申告に依り斯様な物資を悉皆動員し正当機関を通じて公正妥当な配分を行ひ明るい新日本建設に貢献致し度ひと思います　皆様の積極的御協力を願います。

沼津警察署
駿東郡富岡村役場

各位

（御宿区所蔵「昭和二十一年度役場通牒等綴」）

1008　武器領収書　昭和21（一九四六）・3・1

武器領収書

一　日本刀　四本

一

一

右ハ民間武器トシテ領収候也

昭和二十一年三月一日

沼津警察署長

民間武器徴収官

北□警視　土屋範吾印

渡辺俊一殿

（水窪　渡邉公一氏所蔵「武器領収書」）

1009　隠退蔵物資調査に関する件

（一九四六）昭和21・3・7

庶第大三号

昭和二十一年三月七日

駿東郡富岡村長　湯山芳太郎

御宿区長湯山芳香殿

隠退蔵物資調査ニ関スル件

今般昭和二十一年二月十七日勅令第八八号隠匿物資緊急措置令ニ依リ別紙要綱ニ基キ調査致ス事ニ相成候条貴区内各家庭ニ付調査ノ上申告書取纏メ次第御提出相成度此段及依頼候也

隠退蔵物資買上要綱抜粋

「方針」不正又ハ不当ニ物資ヲ隠匿又ハ退蔵シタル者特ニ終戦時ノ混乱ニ乗ジ軍等ヨリ不当ニ物資ノ払下ヲ受ケ又ハ其ノ後ノインフレーション及財産税等ヲ見越シ不正又ハ不当ニ物資ヲ買溜メ又ハ売惜ミヲ為シタル者ヨリ物資ヲ提供セシムルト共ニ之ヲ適正ニ配給シ就中食糧供出ノ見返リ等ニ充ル為左ノ要領ニ依リ措置スルモノトス

㈠　調査物資

各種石油製品、同繊維製品（糸織物、毛布、外套洋服（五〇〇点）作業服、シャツ及ズボン下、手袋、靴下、巻脚絆及足袋）、及繊維屑、生ゴム、屑ゴム、及ゴム製品（地下足（二〇足）袋、総ゴム靴、タイヤ及チューブ（一〇本））革及革靴、油脂加工品（硬化油脂肪酸）鉄鋼（普通鋼、鋼材、特殊鋼鋼材、銑鉄及釘鋼（五タル以上）素亜鉛鉄板）電熱線鋼及故銅金属（アルミニューム、ジュラルミン及此等ノ屑）モーター変圧器、電球（五〇）（以上三者ハ据付又ハ使用中ノモノヲ除ク）軸承

(二)　在庫調査

一定期日ヲ期シ調査物資ノ在庫ヲ調査申告義務者ヨリ必要ナル事項ヲ申告セシムルモノトス

尚申告ノ爾後ニ於テ行政官庁及買上機関ニ於テ必要ニ応ジ臨検査ヲナスモノトス

(イ)　申告義務者

調査物資ノ製造(加工ヲ含ム)業者販売業者又ハ其ノ団体ニシテ一定数量以上ノ物資ヲ所有スルモノ調査物資ヲ業務上原材料トシテ使用スル者ニシテ一定数量以上ノ調査物資ヲ所有スル者官庁公共団体、消費者団体其他一定数量以上ノ調査物資ノ所有者(一般消費者ヲ含ム)並ニ一定数量以上ノ調査物資ヲ保管スル倉庫業者、運送業者、其ノ他保管者

(ロ)　申告事項

所有者又ハ保管者ノ氏名、名称及住所調査物資ノ種数所有又ハ保管数量所有又ハ保管ノ場合ハ所有者ノ氏名名称及住所所有又ハ保管ノ始期・買入先最近四ケ月間ノ使用又ハ販売数量其ノ他必要アル事項

(ハ)　申告手続

調査期日ヨリ二週間内ニ調査物資所在ノ地方庁経由ノ上商工大臣宛申告セシムルモ商工大臣ノ申告受理主務ハ便宜地方商工局ニ委任シ之ヲ行ハシム

(御宿区所蔵「昭和二十一年度役場通牒等綴」)

1010　**外地引揚者持帰品調査に関する件**　(一九四六)昭和21・5・15

第一一六号

昭和廿一年五月十五日　駿東郡富岡村長欠員ニ付

代理助役　坂田貞雄印

殿

外地引揚者持帰品調査ニ関スル件

今般聯合軍総司令部ヨリ別紙覚書ニ基キ一切ノ繊維製又ハ織物製ノ米軍総被服類ハ之ヲ上陸地ニ於テ回収シ赤又ハ紺ニ染色シ靴水筒ノ如キ染色シ得ザル需品中黒色ノモノハ白色染料ニテ容易認識シ得ル箇所ニ直経三糎ノ円中

「引」ノ字ヲ挿入シタル標識ヲ附シタル上之(ママ)再給与スルコト、アリタルモ既ニ貴区内ニ転入セル引揚者ノ所持スル該当品ハ各所持者ニ於テ染色又ハ標識ヲ附シ其ノ品目数量ヲ報告セシムル様通牒(ママ)候有之候ニ付之ガ実施ニ付格別ノ御配意相成度

記

一、米軍需品(被服類、靴、水筒等)所持者ニシテ未ダ染色ス標識ヲ附シ居ラザルモノ品目数量ヲ調査ノ上報告ノコト

二、染色又ハ標識ヲ附セザルトキハ米軍当局ニ於テ接収セラルニ付了知セシムルコト

(写)

聯合軍総司令部発中央連絡事務局経由日本帝国政府宛覚書(AG四二〇(二八NDV四五)GD一九四五年十一月二十八日附日本帰国者ニ依リ米軍需品利用ニ関スル件

一、一九四五年十月二十七日附日本帝国政府発覚書CLD No.六一三一五「日本人帰国者ニ依ル米軍需品携帯ニ関スル件」ニ関シ

二、日本人帰国者ニ対シ権限官庁ヨリ給与セラルヽ米軍被服及需品ヲ最大限度ニ利用スル為日本帝国政府ハ左ノ措置ヲナスコト要ス

イ　帰国者ヲ受入事務所ニ於テ取扱フ際其ノ者ノ所有スル一切ノ米軍被服及需品ヲ集約スルベシ

ロ　必要アルトキハ其ノ者ニ対シ日本軍被服及需品ヲ再給与スベシ

ハ　上述(イ)ニ依リ集約セラレタル米軍被服及需品ハ日本政府ニ於テ左規定ニ従ヒ救済目的ノ為之ヲ使用スルコトヲ得

(1)　一切ノ繊維製又ハ織物製ノ米軍被服及需品ハ之ヲ給与スル前明瞭ナル色ヲ以テ染色スベシ

(2)　靴・水筒ノ如キ染色シ得ザル需品ハ之ヲ容易ニ認識別シ得ル標識又ハ烙印ヲ附スベシ

(3)　染色又ハ標識セザルトキハ米軍当局ニ於テ之ヲ

接収スベシ

(イ)　本司令部ニ対シ最近実施可能□ニ上掲ノ目的ニ使用セラルベキ染色ノ色及標識ノ型ヲ報告スベシ

(ロ)　本司令部ニ対シ一九四五年十二月二十一日ヲ初期トシテ各月末現在其ノ月中染色標識及再給与シタル米軍被服及需品ノ各件ノ量ヲ報告スベシ

最高司令部ニ依リ陸軍大佐　H・W・アレーン

(御宿区所蔵「昭和二十一年度役場通牒等綴」)

1011

回覧(御宿区)

昭和21(一九四六)・8・1

昭和二十一年八月一日

御宿区長㊞

各組長殿

回覧

一　葉タバコヲ秘密ニ耕作シテ居ルト大変ナコトニナリマスカラ万一作ツテ居ル人ガアルナラバ直チニ取ステル様伝ヘテ下サイ

一　度々ノ寄付金ニテ負担モ容易デハアリマセンガ命カラガラ外地カラ引揚ゲテ来タ方々ハ実ニ気ノ毒ナ次第デアリマス。夫等ノ人々ヲ援助スルタメニ各戸人丈ケ一人当リ金五拾銭宛(タトヘバ一戸三人ナラバ一円五十銭、五人ナラバ二円五十銭ト云フ様ニ)静岡県外地引揚者互助会ヘ寄付シテ下サル様組下ノ方々ヘ御頼ミ下サル様願ヒマス　寄付金ハ各戸ノ人数ヲ記シタル表ヲ添ヘテ七日迄ニ区長ノトコロヘ御届ケ下サイ。

一　赤痢病撲滅ノコト

時々組内ヲ見マワリ下サツテ病人ガアル御家ガアツタナラバ、村ノ保健婦ナリ医師ナリニ診断シテ貰フ様シテ下サイ

一　未帰還陸軍々人ノアル御宅ヘ届出書用紙ヲ御渡シ下サレ、要項ヲ記入シテ貰ラヒ取アツメテ八月四日迄ニ区長ノ所ヘ御届下サイ

一　組内ノ鶏ヲ七ケ月以上ト以下ニ分ケ、又雄雌（オスメス）ニ分ケテ数ヲ調べ、又飼育シテ居ル家ノ数ヲ調べ八月四日迄ニ区長方へ御知ラセ下サイ。

（御宿区所蔵「昭和二十一年度役場通牒等綴」）

1012　公定価格に関する件

（一九四六）昭和21・8・6

富庶第二〇一号

昭和二十一年八月六日

静岡県駿東郡富岡村長　真田平吉印

御宿区長殿

公定価格に関する件

㊗価格厳守に関し沼津警察署より左記の通り通知がありましたから貴区内に普く知らせられ度

左記

㊗公定価格は必ず守りましょう、若し守らないとポツダム宣言の不履行として特に厳罰に処せられます。先月十五日より連合国軍の占領目的に有害なる行為に対する処罰等に関する勅令が施行されてゐます。此の法律は現在非常に紊れてゐる日本経済を立て直すために連合軍から指示があって定められたものであります、此の法律によりますと、公定価格を守らない場合は公定価格違反となる許りでなく、占領軍の占領目的に有害な行為として、ポツダム宣言の不履行者として十年以下の徴役又は七万五千円以下の罰金に処せられます。

皆さん御互に注意して公定価格は必ず守りませう、そして一日も早く我が国の経済を立直し、平和国家日本の実現のため頑張りませう。

（御宿区所蔵「昭和二十一年度役場通牒等綴」）

1013　小泉村銃後奉公会、小泉村援護会と改称

（一九四六）昭和21・9・20

昭和二十一年九月二十日

駿東郡小泉村援護会々長

古谷恂三印

評議員
区長　渡辺　貢殿

冠省従来御高配を相仰ぎ候小泉村銃後奉公会は終戦後諸情勢一変し其任務も終了せる事と相成候に就□ば会名を小泉村援護会と改組し従来の銃後奉公会は解散の上其会計等は其儘援護会へ継承収入に繰入れ事業を継続可致ニ付御了承賜はりし度一層の御援助を御願致します

別紙の通り昭和二十一年度分会費(戦没者葬儀香料に充当)御寄附を仰ぎ度種々出費多き折柄御迷惑ながら本会ノ趣旨費途御了察被下御賛成相成度実は事前に役員諸氏の御会合を願ひ御協議を願ふべき□□有之候も甚だ僭越なから会議を省略書面を以て御承認を御願致シます。

昭和二十一年九月二十日
駿東郡小泉村援護会々長　古谷恂三

水窪区長　渡辺　貢殿

銃後奉公会事業ニ関シては多大の御後援を蒙り感謝致シます別添の通り改組ニ付テハ本年度会費左記の通り割当致シ候条御手数恐縮なから十月十日迄ニ御取纏メ願候

字名	比率	割当数	戸数	会員割	計	摘要
石脇	五八、二	二六一三二	七二	一四四—	四〇五三三	二十年度村民税各区ノ賦課
佐野一	二四八、七	一一六三二	二七三	五六—	一六六三二	額ニ依ル割当
佐野二	四三、六	一九七七〇	三五六	七二—	二六五九七七	会員割平均
二ツ屋	二八、八	一二九三三	二三	四八—	一七五三一	一戸弐円トス
堰原	二八、二	一二六六二	三九	七八—	二〇四六二	〃
伊豆島田	四八、八	二一〇一四	四二	八四—	二九四一四	〃
水窪	五五、〇	二四六九五	六四	二八—	三七四九五	〃
富沢	一〇〇、八	四五二五九	八六	一七二—	六二四五九	〃
計	一、〇〇〇	四四九〇九四		一九二〇—	六四〇〇九一	

(水窪区所蔵「(諸通達等)」)

1014　**回覧(御宿区)**　**昭和21(一九四六)・9・21**

昭和廿壱年九月廿壱日　御宿区長㊞

各組長殿

回覧

一、沼津警察署カラ別紙ノ通牒ガアリマシタカラ主旨ヲ組内ノ方々ヘ漏ナク徹底サセテ下サイ

二、一層衛生ニ注意スル様是亦組内ヘ完全ニ徹底サセテ下サイ

此夏流行シタ赤痢ヤ大腹(腸カ)カタルハ殆ンド終熄シタ様デスガ今度ハ恐ルベキチブス患者ガ区内ニ発生シマシタ

此病気ハ中年以上ノ者ガカヽツタラ殆ンド絶望ダソウデスカラ絶対蔓延シナイ様ニ飲食物ニ特ニ注意シ生水ナゾ飲マナイ様ニサセテ下サイ

蠅ヤ蚊ヤ蚤モ少ナクナツタ様デスガ其撲滅ニハ全力ヲ尽シテ下サル様御伝ヘ下サイ

マダマラリヤダノ其他海外カラドンナ悪イ病ノバイキンガ入ツテ来テ居ラストモ限リマセンカラ注意ノ上ニモ注意スルコトガ肝要デアリマス

沼等一八九九号

昭和二十一年九月二十日

沼津警察署長

隣組回覧板掲出御依頼の件

聯合軍総司令部からの指令によりまして別紙の印刷物御作成の上隣組回覧板に御掲出下されたく御多用中甚だ恐縮ですが御依頼致します

別紙

検閲未了の映画に就て

聯合国総司令部からの指令によって興業場や娯楽場又は個人で映画やスライド(幻灯)を上映若くは公開するには、三十五ミリ。十六ミリ。発声、夢声(ママ)又は長篇、横画(ママ)ニュース教育映画たるとを問はず、すべて聯合国総司令部の検閲を受けなければ、ならない事になったので、皆さんの中で前に述べた映画を所有する方は至急警察まで届けて下さい。警察では検閲を受ける手続きをお教へ致します。

沼津警察署

(御宿区所蔵「昭和二十一年度役場通牒等綴」)

1015　**生活相談所開設に関するお知らせ**　昭和21・12・10（一九四六）

富援第十一号

昭和二十一年十二月十日　駿東郡富岡村長真田平吉

区長殿

生活相談所開設に関しお知らせ

戦没者遺族、海外引揚者、戦災者、其の他の現下の社会状勢に依って生じた多数の要援護者の困窮は冬を迎えると共に一層深刻化し、之が援護の要喫緊なるものあるに鑑み、目下全国的に越冬同胞援護運動が展開されて居りますが、本運動の一環として沼津勤労署、駿東地方事務所主催の下に生活相談所及び巡回生活相談所を開設致しまして要援護者の日常生活問題、職業の相談斡施（ママ）問題等に付いて隔意のない御相談に応ずることになりました日時、場所等左記の通りですから、御周知方お願い致します

一、生活相談所

日時　自昭和二十一年十二月十六日

至昭和二十一年十二月二十日

場所　沼津市大手町商工会議所二階　沼津勤労署

二、巡回相談所

日時　昭和二十一年十二月十九日

場所　泉村農業会

（御宿区所蔵「昭和二十一年度役場通牒等綴」）

1016　**静岡県外地引揚者互助会泉村分会規約**　昭和21・12・24（一九四六）

静岡県外地引揚者互助会泉村分会規約

第一条　本分会は静岡県外地引揚者互助会泉村分会と称す（以下分会と称す）

第二条　分会は泉村内に居住する外地引揚者を以つて組織する

第三条　分会事務所は分会長室（当分の間泉村役場）へ置き各部落連絡所を置く

第四条　分会は外地引揚者の親睦互助の精神に基き本県外地引揚者互助会及び沼津支部と連絡し共済并に自力更生を図るを目的とする

第五条　分会は前条の目的を達成するため左の事業を行ふ

一、引揚者相互間の連絡并に提携

二、引揚者更正のため事業企画并に実践

三、引揚者職業の指導、就職の斡旋

四、引揚者の共済并生活安定に関する事項

五、其の他必要な事項

第六条　引揚者は泉村居住の届出でと同時に入会することが出来る

第七条　分会の趣旨に賛同するものは賛助員とする

第八条　分会に左の役員を置く

分会長一名　副分会長二名　世話役(仮称)七名

第九条　役員は総会に於て選挙する

第十条　役員は総て名誉職とする

第十一条　分会長は分会を代表して会務一切を掌握する副分会長は分会長を補佐し、分会長事故あるときは之れを代理する

世話役(仮称)は分会長の命を受け、会員に対し連絡、伝達の任に当る

第十二条　役員の任期は一年とする。但し再選を妨げない。

第十三条　分会の会議は総会役員会とする。総会は毎年一回年度始これを開く、但し役員会の決議又は全員半数以上の請求あつたときは臨時総会を開くことが出来る。

役員会は必要に応じ随時開催する。

第十四条　役員会に於て審議する事項は左の通りとする。

一、総会提案事項

二、毎年度収支予算の議決及決算の認定

三、総会に於て委任された事項

四、其の他重要と認められる事項

第十五条　本規約は役員会の議決に依り総会の承認を得なければ改廃することが出来ない。

第十六条　臨時急施を要する事項であつて会議を開く暇なきときは分会長はこれを処理し次期の会議に報告承認を求めるものとする。

第十七条　分会の経費は寄附金其の他の収入を以て之れに充てる。

第十八条　分会の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日を以って終る。

附則

本規約は昭和二十一年十二月二十四日よりこれを施行する。

（裾野市役所所蔵「海外引揚者名簿報告綴」）

1017　**掠奪品の届出の件**　（一九四六）昭和21

掠奪品ノ届出ノ件

今次戦争ニ於テ満洲、朝鮮、支那、樺太、南方等諸地域ニ於テ法ニ基クト否トニ拘ラズ没収・掠奪等ニ依リ得タル物デ現ニ内地ニ存在スル一切ノ物ノ所有者、所有者又ハ之ヲ知リ居ル人ハ必ズ知事ニ本月二十日迄ニ届出ナケレバナリマセン

届出書ハ県庁、地方事務所、市町村役場、警察署デ受付ケマス

届出ヲ怠ツタモノハ強ク罰セラレマス

詳細ハ届受付場所ニ於テ聞イテ下サイ

沼津警察署

富岡村役場

（御宿区所蔵「昭和二十一年度役場通牒等綴」）

1018　**豪勢な富士登山客**　（一九四七）昭和22・8・2

豪勢な富士登山客　何れも白米組

帰途は温泉へ　費用はざつと二千円

【御殿場】富士の夏山は七月下旬から八日中旬へかけて今最盛期とあつて連日四、五千の男女登山者が各登山口か

ら山頂へ山頂へと長蛇の列を作つているが、食事情頗る芳しからぬ下界に引きかえここお山は文字通り別天地、と言つてもお山に食糧が山程あるというのではなく、水もの以外に口に入るもののないお山とあつて登山者は精(マ)一ぱ(ミ)の食料を携行、山内石室ではまばゆいばかりの銀飯が登山者持参のお米で食べきれない程炊き出されるため、下界からわざわざ持参した腐りかけの純白の握飯やパンの残りは惜しみもなく石室の塵芥捨て場に投げ捨てられる有様

こうした食料携行を絶対条件とする今年の登山は足弱や栄養失調気味の消費階級は少く、千葉、茨城、埼玉あたりのお百姓さんが大部分で、男も女もハチ切れそうな大きなリュックサックを肩にしているのが昔と違う登山姿である

裾野三里のバスも燃料と車輛の関係で利用出来る者は一割にも達せず、そのためお山を下つて各登山口へ辿り着いた者はぐつたり疲れて汽車はあつても一先ず旅館へ落着くため各登山口の旅館業者は予想外の繁昌にほくそ笑んでいる

農家万才の世相はこのお山にも遺憾なく反映して〝金使いの荒いのも気前のいいのもお百姓さんですよ〟とは石室の親父さんの話

茨城県真壁郡伊□(佐カ)村のお百姓さんが十五名の団体を組んで一人二千円の会費持寄りで吉田口から登山、御殿場口へ下山したがどんなに使つても三万円は使い切れず会費割戻しも気が利かない業とあつて熱海廻りという豪勢さ

五人組で須走口登山御殿場口下山の千葉県安房郡滝田村のお百姓さんに登山費用はどの位かと聞いて見ると、丹念に□(記カ)した手帳を繰つての回答は次の通り

地下足袋三六〇円、ピッケル一五〇円、汽車賃バス代一六〇円、金剛杖二〇円、強力賃(強力一人当り五百円)一〇〇円、金剛杖焼印一二四円、スタンプ代八二円、山内茶料と飲食代一七〇円、山内宿泊九〇円、下

山して休憩食事四五円、土産物一八五円計一四八六円この外携行した白米二升と餅一升搗握飯約七、八合分と副食物を□に換算したらざつと二千円というもの更に本夏登山者に見る豪勢さ□□れの一つにお山下つて砂塵落しに温泉場へという傾向がある、七月中御殿場に下山温泉場へ足をのばした登山者数を駅の出札窓口からのぞいて見ると熱海二五三五、伊東五六〇、箱根一一七〇、湯ヶ原二七二、長岡修善寺三一四計四八五一

とまれず山の景気はたいしたもの、本夏の登山者を十万と見て一人平均三百円を使うとしてもザット三千万円という巨額が僅か四、五十日の間にお山業者の懐へ転げ込むわけ、現在は使う者も稼ぐ者も殆どが日本人同志で言わば日本人同志の喰い合いであるが、これを外貨によつて吸収しようと地元の人達が観光貿易に躍起となるのも無理からぬ事ではある

（静岡新聞）

1019

今年の特徴、伝染病集団発生

昭和22（一九四七）・8・16

今年の特徴、集団発生

昨年の三割だがこれから流行

うだる暑さに飲む生水、さては氷、アイスキャンデーなど手当たり次第に渇きをいやすお陰で伝染病がぐつとふえた、それでも昨年にくらべ三分の一に減少、特長は集団発生の多いことで県防疫当局では未然防止にけんめいの努力を払つている。

昨年の一月から八月十日までの赤痢の発生状況は実に一千三百十一名に達したが、本年同期は三百卅七名、啓蒙運動が効を奏した訳であるが、本年の特徴は集団発生というところにある、八月来の各都市発生振りを見ると

賀茂郡一三、田方三、駿東郡二九、富士郡四三、庵原、小笠郡二三、浜名郡四都市部では静岡二七、清水四、浜松一三、富士宮三一

でこのうち磐田町の一□名富士宮の廿六名、清水の四□

名は集団発生となっている

磐田町はその後も続発形勢があり、県予防課で□を特派、防疫に当ると同□民の衛生思想啓蒙に努力□るがいわゆる、「かくり病舎」をいやがつて隠蔽した□り、これ等が集団発生の主原因となつている

今までの死亡者は二名患者数は約百五十名、本月から九月末にかけてが例年伝染病も激しい季節なので、□□が深い認識のもとに自衛の□□講ぜなければならない

この外疫痢、腸チブス、猩紅熱、日本ジフテリアなどの法定伝染病増加の傾向がある

（静岡新聞）

1020　昭和二一年駿東郡小泉村外三ケ村　昭和22（一九四七）

中駿病院組合事務報告

中駿組報第一号

昭和二十一年駿東郡小泉村外三ケ村中駿病院組合事務報告

昭和二十一年駿東郡小泉村外三ケ村中駿病院組合事務報告左記ノ通リ

一、発生患者

昭和二十一年中本組合管内ニ発生セル伝染病患者二一八名ニシテ収容治療日数及発生別並ニ病類別左記ノ通リ

記

村別	病名	数	病名	数	病名	数	病名	数	病名	数	病名	数	病名	数	入院延日数	計
小泉村	チフテリー	七	赤痢	四九	腸チブス	一八	猩紅熱	一							一四七八日	七五名
泉村	チフテリー	五	赤痢	三五	腸チブス	三	猩紅熱	二	天然痘	四	擬似赤痢（パラチフス）	一五			一〇八三日	五五名
深良村	チフテリー	一	赤痢	一											三一日	二名
富岡村	チフテリー	九	赤痢	六六	腸チブス	九					肺結核	二			三六八日	八六名
合計	チフテリー	三	赤痢	一五	腸チブス	三〇	猩紅熱	三	天然痘	四	肺結核（パラチフス・ギゼセキリ）	二五一			二九五八日	三八名

（裾野市役所　富岡支所所蔵「小泉村外三ヶ村中駿病院組合会綴」）

1021　泉村に六人組強盗

昭和24（一九四九）・3・4

泉村に六人組強盗

三日午前零時頃、駿東郡泉村公文名三四農業鈴木清作（四九）さん妻きみ（四五）さんが屋外便所に行こうと表大戸を引開けた際、表口に六人の怪漢がいて中一人が〝こら〟と呼び止めたので驚いたすきに五名がドカドカと屋内に侵入、さきの一人が長さ一尺余の短刀を突付け〝さわぐとこれだ、金を出せ〟と脅迫、現金六百円余を強奪、一人はピストルを携帯し屋内を物色したが、目星しい物なく薩摩芋を食べて悠々逃走した、届出により泉村署で犯人捜査中であるが、いずれも二十歳代の青年で鳥打帽に一人は赤鼻緒の藁草履、地下足袋等をはいていた

（静岡新聞）

1022　富岡村直営診療所建築関係調書　昭和24（一九四九）

調書

一、設置理由

当村は南北に狭長（約二里半）にして愛鷹山岳に沿ふ農村なり　長年無医村たりしも最近疎開医師二名開業し居るも大病院を有する近都は約三里を隔てる三島市と約四里を隔るゝ沼津市にして而も之等は交通の便良好と云ひ難き現況なり　最近理事者の指導宜しきを得て国民健康保険に対する観念も逐次向上し直営診療所の設置を要望する組合員も増加しあるを以て今回早急に直営診療所を設置し国民健康保険事業の振興に寄与せんとし併せて家庭経済の重圧となりつゝある医療費の軽減を期し設置を計画するものであります

（裾野市役所所蔵「診療所建築関係綴」）

1023　主要食糧配給に関する件　昭和25（一九五〇）・2・18

昭和二十五年二月十八日　富岡村長　遠藤佐市郎

各区長殿

主要食糧配給に関する件

左記日時に主食の配給がありますからお知らせ致します

記

二月二十日　午前＝下和田、今里、葛山、金沢、上ケ田、千福

午後三時迄＝御宿

外米　五日分

八歳迄の幼児に対しビスケット四五〇瓦づゝ

（御宿区所蔵「昭和二十五年度御宿区書類綴」）

1024　昭和二四年度刑法並経済犯罪統計　昭和25（一九五〇）・3

泉警号号（ママ）

昭和二十五年三月

泉村公安委員会印

泉村警察長印

殿

昭和二十四年度中当署管内に於ける刑法並経済犯罪（特別法犯を除く）の発生・検挙・被害額・回復額等の統計は別表の通りでありますから御連絡致します

昭和24年度中													
罪種別	殺人		嬰児殺		強盗								
					屋内								
					殺人		強姦		傷人		普通		
月別	発生並検挙件数 / 被害並回復額												
	発生	被害額	発生	被害額	発生	被害額	発生	被害額	発生	被害額	発生	被害額	
	検挙	回復額	検挙	回復額	検挙	回復額	検挙	回復額	検挙	回復額	検挙	回復額	
一月													
二月													
三月											一	三八〇	
四月													
五月													
六月													
七月											一	四七五	
八月													
九月													
十月													
十一月													
十二月													
計											二	八五	

刑法犯罪発生検挙並に被害額と回復額調（泉村）

窃				脅迫恐喝		暴行傷害		強姦		放火		盗		強		外		屋	
屋内		屋外										普通		傷人		強姦		殺人	
発生	検挙	被害額	回復額	発生	検挙	被害額	回復額	発生	検挙	被害額	回復額	発生	検挙	発生	検挙	発生	検挙	発生	検挙
		三	五、一八〇																
五	一																		
一七、五六〇	六〇、〇〇〇																		
五																			
三六、三三一	二九、九五〇																		
				二	二														
二		四	一、一五〇																
五、四〇〇		一	八、五〇〇																
四		四	二、五〇〇																
一三、四五〇																			
二		一	六、五〇〇																
九、五〇〇		三沼	二、〇〇〇駿一																
沼一		三	七、六五〇																
一五、〇〇〇																			
一		一	三、一〇〇四									一							
四九	六、四八	七三駿三	七、四〇四	一四	一五、八四〇							一九、〇〇〇	一、五二〇						
三		二	五、一〇〇	三															
一、一〇〇																			
七																			
四六、三二〇																			
一		四	三六、四〇〇	一															
三、三〇〇																			
四	五一	三	一六	三	二							一							
三〇三、九〇三	一四六、四一八	三五六、五八四	三、〇〇四									一九、〇〇〇	一、五二〇						

| 警察署(他署管内の事件検挙含む) | | |

昭和24年度中経済関係犯罪表

泉村警察署

違反物資送致別 ＼ 検挙月別	米類 検挙	米類 送致	麦類 検挙	麦類 送致	藷類 検挙	藷類 送致	其の他 検挙	其の他 送致	計 検挙	計 送致	押収品の食糧配給公団 検挙	押収品の食糧配給公団 送致	押収品の農業協同組合 検挙	押収品の農業協同組合 送致
一月					一二		四		一六		三八K三五〇			
二月	二	一		二			二		四	三	三三K一〇〇	六三K一〇〇		
三月	一						二	一	三	一	一五K			
四月					七		一		八		一〇三K	四四K九〇〇		
五月						一六				一六		八六K一〇〇		
六月														
七月														
八月								二		二		八二K		
九月														
十月														
十一月		一								一		一四K四〇〇		
十二月		三								三				
計	三	五		二	一九	一六	九	三	三一	二六	五三K五〇〇	一、四二K五〇〇		

	計	発生 検挙	被害額 回復額
一月	四	二	五、一八〇
二月	一九四	五	一七二、五六〇
三月	六〇、〇〇〇	七	三六、六三
四月	二六、九五〇	二	
五月	二	七	一六、〇五〇
六月	三八、五〇〇	九	六七、九五〇
七月	一	五	一三、四七五
八月	三一、〇〇〇	五	二六、五九〇
九月	一五〇、〇〇〇	二七	六八、四四四
十月	五七一五、三九二	八	三、一〇〇
十一月	六五、一〇〇	七	四六、三一〇
十二月		一三	三八、九〇〇
計	一一	九九	九六、八〇一
	九四二〇〇、一三六		

措置状況											
其の他	検挙	一七K五〇	四K	四七K							六八K五〇
	送致			一〇三K							一〇三K
計	検挙	三九八K九〇〇	三七K一〇〇	六一K	一〇三K						五九一K一〇〇
	送致		六三K一〇〇	一〇三K	四二四K九〇〇	八六K一〇〇			八三K		一、五一五K五〇〇

（裾野市役所所蔵「決議書綴」）

1025　パンの配給についてのお知らせ　昭和25（一九五〇）・7・26

富配七八号　昭和二十五年七月廿六日

パンの配給についての御知らせ。

富岡村役場配給係

各区総代組長殿

一　現在主食の一部として毎月パンが配給されてゐますが、これは希望する者に配給するもので無理におしつけるものではありません。パンを希望しない者にはその分小麦粉が配給になるわけであります。パンの配給を希望されるものは通帳を公団に持参されパン券を受取り代理店でパンを買ふことになつて居ります

一　パンの配給量今迄は一定してゐたのですが、今度は希望する者には一定量以上希望に従つて配給することになりましたから、希望者はその月の十日迄に希望量を申出て下さい。

一　パン券をもらひましても、また小麦粉にかへたい場合には、その券で小麦粉も買へますからこの事も予め心得ておいて下さい。

以上

（御宿区所蔵「昭和二十五年度御宿区書類綴」）

1026　性病予防週間中の無料相談　昭和25（一九五〇）・8・30

富衛第六十五号

昭和二十五年八月三十日

富岡村長　遠藤佐市郎印

各位殿

性病予防週間中の無料相談

九月一日より七日迄の性病予防週間中富岡村国保診療所にて無料相談に応じますから希望者はお出で下さい

（秘密は厳守します）

社会に害毒を流し子孫を滅亡させる恐ろしい性病の撲滅に協力しませう

一　結婚に際し健康診断書の交換につとめませう

二　妊娠五ヶ月になつたら必ず届け出で同時に血液検査を受けませう

（御宿区所蔵「昭和二十五年度御宿区書類綴」）

1027　**防犯映画の開催お知らせ**　（一九五〇）昭和25・10・24

回覧

昭和二十五年十月二十四日　富岡村防犯協力会

防犯映画の開催お知らせ

来る十月二十六日午后六時三十分より富岡小学校に於て防犯映画を開催します故御疲れで恐縮ですが皆さんお揃で御出掛願います

記

一、日本ニュース　二、地獄の門　三、暴力追放　四、捜査本部　五、巷の少年　六、暗黒面の少年達　七、マンガホームラン

主催　富岡村防犯協力会

後援　駿東地区警察署

参観料は無料です

（御宿区所蔵「昭和二十五年度御宿区書類綴」）

1028　**駿東郡小泉村外四ケ村中駿病院組合規約**　（一九五〇）昭和25・11

中駿組規約第一号

小泉村外三ヶ村中駿病院組合規約変更の件

本組合へ須山村加入に伴ひ小泉村外三ヶ村中駿病院組合規約(昭和六年十一月七日)を別冊の通り変更するものとする、

昭和二十五年十一月二九日提出

駿東郡小泉村外四ヶ村中駿病院組合管理者

小泉村長　杉山増太郎

昭和二十五年十一月　日　決議

駿東郡小泉村外四ヶ村中駿病院組合会

議長　杉山幸一

駿東郡小泉村外四ヶ村中駿病院組合規約

第一条　本組合は駿東郡小泉村外四ヶ村中駿病院組合と称す

第二条　本組合は駿東郡小泉村泉村深良村富岡村須山村を以て之を組織す

第三条　本組合は伝染病院に関する事務を共同処理するを以て目的とす

第四条　本組合役場は管理者所属の村役場に之を置く

第五条　本組合会議員定数を十人とし組合関係の村会に於て其の村の公民中村会議員の被選挙権を有する者より左記の通り選挙す

小泉村　二人
泉　村　二人
深良村　二人
富岡村　二人
須山村　二人

第六条　組合会の組織及組合会議員の選挙に関しては前条に規定するものを除く外村会の組織及村会議員選挙の例に依る

第七条　本組合に常設委員四人を置き管理者に在らざる関係村長を以て之に充つ

第八条　本組合に管理者一人を置き関係村長の互選に依り之を定む

管理者たる村長故障有るときは其代理者之を代理す

第九条　本組合に収入役一人を置き管理者所属の収入役

を以て之に充つ

其の故障有るときは其代理者之を代理す

第十条　組合吏員の組織選任並任免に関しては前三条に定むるものゝ外村吏員の組織選任並任免の例に依る

第十一条　本組合の費用中会議費事務所費及建設其他維持費等は左の割合を以て村に分賦す

但し伝染病院費は其年関係村に於ける患者に要した る実費の割役に依り村に分賦す

小泉村	二二、五
泉　村	二五、〇
深良村	一八、〇
富岡村	二四、五
須山村	一〇、〇

費用負担の割合は三ヶ年毎に関係村の協議に依り変更することを得

附則

本規約は公布の日より之を施行す

（裾野市役所　富岡支所所蔵「小泉村外三ヶ村中駿病院組合会綴」）

1029　三〇年ぶりの裾野町の大火

昭和27（一九五二）・4・29

卅年ぶりの裾野町の大火

衣類と米五日分配給

県へ災害救助法適用を申請

【沼津発】一部夕刊既報、廿八日未明、町政施行後間もない駿東郡裾野町平松、渡辺建設株式会社木工部の階下から出火した火災は宿直員の発見が遅かつたため十二棟十六世帯の住家をも全焼、損害は町当局の調査で合計二千百十五万円と判明、同町としては合併前の旧泉村で約卅年前に民家十数戸を全焼して以来の大火である、なお原因は南駿東地区署で取調中だが火元渡辺建設木工部の残火の不始末らしくまた同所にある同署裾野町警部派出所は焼けた隣家と一間町（マ）の各家庭に呼びかけ、見舞の金品をまとめたうえ、今廿九日被災家庭へ配分することにな

つた、なお延焼調べの被災者はつぎの通りで火災の消火にあたつた旧泉村消防団副団長永田龍太郎(五〇)裾野町佐野電工鈴木重雄(五二)がいずれも顔面、手足などに全治一週間の火傷を負つている(工場)渡辺建設、福島軽工業両会社、(民家)無職米田たつ、同森田静子、花商井草理太郎、無職庄司まき、電気商市川武一、傘商柏木さく、工員勝又徳次郎、同長沢安正、畳商稲村国茂、大工芹沢正一、ラジオ商杉山三郎、無職斉藤つる、金物商勝又利明、モーター商杉山三夫、工員勝又忠雄、無職芹沢豊作

(静岡新聞)

1030　沿革誌(消防関係)　年不詳

一、深良村ノ沿革概況

深良村ハ深良岩波ノ二大字ヨリ成リ、大字深良ハ寿永年間橘遠茂ノ守護ヲ初メトシ、歴年其ノ領更リ、明治二十一年法律第一号町村制実施ニ際シ、佐野村外十二ケ村併合組合ヲ分離シ、一村独立シテ自治制ヲ組織セム事ヲ請願セシニ、採用セラレズ、翌二十二年県令第十九号区域令達ニ依リ深良村ト岩波村トヲ合セテ深良村ト称シタリ。明治二十二年十二月村会ノ決議ニヨリ名称変更ヲ請願セシニ、同二十四年六月十一日付ヲ以テ村名改称ノ旨許可セラレ、爾来深良村ト称ス。

二、私設消防時代ノ沿革

一明治弐拾参年二月二十日、本村小字新田区ニ人民惣代小林慶太郎、土屋金蔵ニヨリ、私設消防組新田一番組ヲ設置ニ付キ、頭取トシテ土屋菊次郎及消防手三十五名ヲ以テ組織シ、深良村長松井謙治氏ヲ経テ認可方沼津警察署ニ申請シ許可ヲ受ケタリ

一明治二十四年一月原区須釜区ニ人民惣代勝又熊治郎、広瀬貞次郎ニヨリ私設消防組北部二番組ヲ設置ニ付、頭取勝又勇蔵、勝又佐市郎外消防手三十名ヲ以テ組織シ、村長ヲ経テ認許方警察署ニ申請、認許ヲ受ケタリ

次ニ町田震橋区

切久保遠道原区
和田市場区
上原上円区
ノ四個処ニ私設消防組ヲ設置シ同様許可ヲ受ク。
明治二十七年二月九日、勅令第十五号ニ依リ、同年六月六日各組統一ヲナシ、公設深良村消防組トナル迄、私設消防組ニ依リ火災其他ノ警防ニ任シタリ

一　私設時代ノ機械器具
明治二十三年二月以来各区消防組ニ左ノ設備ヲナス
一　竹梯子一挺　一　テレキ水一台
一　水汲籠二十個　一（ママ）　一（ママ）本
一　鳶口十五挺　一　高張提灯弐張
一　纏　一本
其他各消防手ニ提灯法衣腹掛股引ヲ支給ス
一　私設時代ノ器具蔵置場
明治二十三年二月新田一番組ハ小林慶太郎所有家屋間口弐間、奥行参間ヲ使用ス。
明治二十四年一月北部弐番組ハ広瀬貞次郎所有長屋門、間口弐間、奥行参間ヲ使用ス
其他ノ各区消防組モ蔵置場ヲ設ケタリ

三、公設消防時代ノ沿革
一　明治二十七年六月六日各区私設消防組六組ヲ統一シ県令第四拾号ヲ以テ、公設深良村消防組ヲ設置シ認可セラル

（二部制）
一　明治二十七年九月十日二部制ヲ上申シ、同年九月二十二日許可セラル
第一部　上原区、上丹区、須釜区、原区、岩波区、新田区
第二部　切久保区、遠道原区、和田区、市場区、南堀区、町田区、震橋区
組頭　広瀬貞次郎以下百弐名
一　大正六年（ママ）月中部四個村ニテ東駿支会創立

東駿分会ノ嚆矢ナリ

一　大正八年一月二十日　第一回東駿支会大演習ヲ大野原ニ行フ。東駿分会連合演習ノ嚆矢ナリ、支会長磯部多一郎氏（富岡村）、組頭土屋登龍氏（深良）、市川勉之助氏（泉）

（四部制ニ変更）

一　大正十一年三月二十三日村会ノ決議ヲ経テ、部制変更ノ申請ヲ組頭土屋半治氏ヨリ本県知事道岡秀彦殿ニ申請、同年五月九日県告示第百七拾五号ヲ以テ認可ヲ受ケタリ

第一部　原、須釜、上丹、岩波ノ四区

第二部　新田、上原ノ二区

第三部　切久保、遠道原、和田、市場ノ四区

第四部　町田、震橋、南堀ノ三区

総員組頭土屋半治以下百二十三名

一　大正十五年三月オートバイ付瓦斯倫喞筒（ガソリンポンプ）壱台購入ス、

（神田川口製作所）

各部ヨリ瓦斯倫班員選任拾三名ヲ以テ、瓦斯倫班ヲ組織ス、班長田村活義小頭、藤田清次郎小頭

一　昭和五年十一月九日、永ク消防手選出ニ困難ナリシ為メ、二部制ニ組織変更ノ案モ村会ノ議決トナリ是迄ノ四部制消防組ヲ解散ス

（四部制ヲ二部制ニ変更）

一　同年十一月十一日四部制ヲ二部制ニ変更ス

組頭小林聿、副組頭小沢佐太郎以下七拾名

一　昭和八年多年ノ懸案タル水道落成ス。水圧非常ニ強ク本村内ニ五十八ケ所ノ消火栓ヲ設置シ、十四ケ所ニ消火栓器具函ヲ設備ス。火防上一大偉力ヲ加ヘタルモノナリ。

一　昭和十四年三月三十一日ヲ以テ永キ伝統ヲ誇ル消防組改組、同四月一日ヨリ警防団ト改ム、故ニ総組頭ハ警防団長ト改称ス

警防団長廣瀬國俊、副団長渡辺慶蔵

一　昭和二十二年四月三十日勅令第一八五号を以て消防

団令発令せられ、消防団設置認可申請をなし、今年十月二十一日付静消指第九七号を以て認可せられ、名称も深良村消防団と改む

深良村消防団長　高橋　一

同　副団長　勝又吉雄

同　本部長　長田　稔

一昭和二十六年二月二十七日村議会の議決を経て消防団条例を改正し、従来の二部制を四分団制とし、定員一〇〇名とする

一昭和二十八年十一月消防自動車を設置する。車体ニッサン車、ポンプ装備沼津市畠山ポンプ製作所東間門

一昭和三十一年三月二十六日村議会の議決により、消防団条例の全文改正をする（深良村条例第二十二号）

同日深良村消防委員会条例を制定する（深良村条例第二十六号）

一昭和三十一年九月二十三日、ジープ消防車の購入計画をする。同十一月二十六日、同消防自動車受渡を完了

一消防自動車増設に伴う車庫増築工事も同日完成、その受渡も了す

一昭和三十一年九月二十九日

裾野町、深良村の町村合併により伝統ある深良村消防団は発展的な解消により解団式を挙行する

一昭和三十一年十月二十八日

消防団の統合編入式を挙行、深良地区消防団は第十一分団。第十二分団を設け、新たな裾野町消防団組織編成の中に入り再出発をした。深良地区の定員は五十名

（裾野市役所　深良支所所蔵「沿革誌（消防関係）」）

第二節　農地改革と地域経済の民主化

1031　泉村における土地取りあげ　昭和21（一九四六）・7・25

村当局が土地取上放任【静岡】

（静岡）日農泉村支部では去月二十六日土地取上げに関し県知事に抗議的申込をなした。即ち同村では三百二十件の土地取上げがありしかも農調法第九条第三項の手続によらず殆んど地主の飯米獲得のため小作人を強圧し悪辣なる手段で取上げてゐるものである。一二の例をあげると――泉村平松区長、農業会理事（人名）A は正業が呉服屋及パイスケ製造業をなして農業には経験も用意なきに不拘、小作人（人名）B 外四名より田地七反一畝余を強引に取上げた。また村農業会長（人名）C は自家菜園に作るため小作人（人名）D より畑一反四畝を同一組合内に居住するので義理ぜめで無理に取上げた。泉支部員（人名）E 君は三島市（人名）F 所有の土地二反七畝の小作をしてゐた処、自家用飯米獲得のため〝ぜひ返せ〟と取上げを要求してきた。事態がこんなときにも村当局は放任主義をとり何等の対策を講ぜぬので、村民の不平は日増に大きくなつてゐる。即ち泉村では七月五日農地調整法第五条及第九条三項の事件で農地委員会を開いたが前日役場の山本助役に何日開くかときいた処、分らぬと答へたのである。五日開くことが分つたので出かけるや前村長地主派の（人名）G の提議で秘密会とし組合員に退去を命じ、争議の仲裁と称し地主に加担し土地取上げをなしたので、前記の様に農民の不満は昂つて来てゐるがこの成行については注目される。

（日本農民新聞）

1032 第一回農地委員選挙のチラシ

昭和21（一九四六）・11

農地改革の法律

農地改革の法律とは

農地調整法
自作農創設特別措置法

働く農民の手に土地を売渡すことを決めた法律です。これで農民が民主的に解放される日が来るのです。

この法律によつて、市町村農地委員会は左の仕事を行ふ

一、誰の耕地や末墾（ママ）地のどれだけの広さを幾らで何時買取るかといふ買収計画
二、買つた土地を誰にどれだけの広さを幾らで売るかといふ売渡計画
三、誰の土地と誰の土地との交換を行へといふ交換分合の指示
四、今後の土地の売り買ひ、借り貸しの承認

遂に

議会

過通を

此の仕事を実際に行ふものは

市町村農地委員会

市町村農地委員の選挙

選挙する人は誰か？
（選挙権有資格者）

この重要な（ママ）委員会の委員の選挙できめます。
委員の数は
小作から　5人
自作から　2人
地主から　3人

一反歩以上耕作して居る農家の家族で満二十歳以上のものならば男子でも女子でも耕作に従事してゐても、ゐなくても選挙権があります。
一反歩以上の農地を持つてる地主も同様です。

①
村に住んでゐる農家の上以一反歩以上耕作してゐる

選挙される人は誰か？
（被選挙権有資格者）

右にのべた選挙権を有つてゐる人々の中で立候補をした人から委員を選ぶのです。
委員に選挙されようとする人は市町村長に立候補届をしなければなりません。
選挙権を持つてる人ならば一家の主人でなくても誰でも立候補出来ます。

②
住居の村の中で一反歩以上の農地を持つてる地主

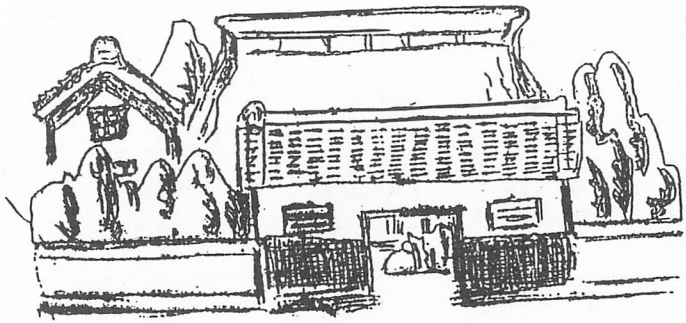

正しく明るく選挙ましませう

この大事なことを
まかせる委員の
選挙ですから我々
の損徳(ママ)を真に公平
に代表してくれる人を
選びませう。
金銭や義理で
自分の
考へをまげないで

選挙人名簿

役場には選挙人名簿が出来てゐて、
其の名簿の上で小作地主自作の区
分をはつきりきめてあります。又
もしこの名簿に洩れてゐるの知(ママ)ら
ずに居ると投票出来なくなります。

今すぐ役場へ行つてあなたの名前
がどこにのつてゐるかをたしかめ
て下さい。

(名簿従(ママ)覧十二月一日より三日間)

選挙の日時
十二月二十日

選挙の場所
小泉村役場

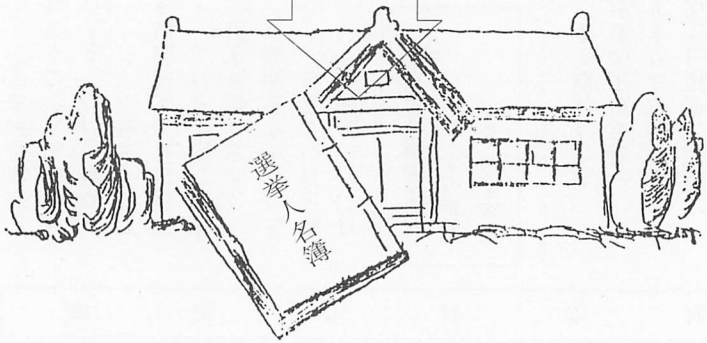

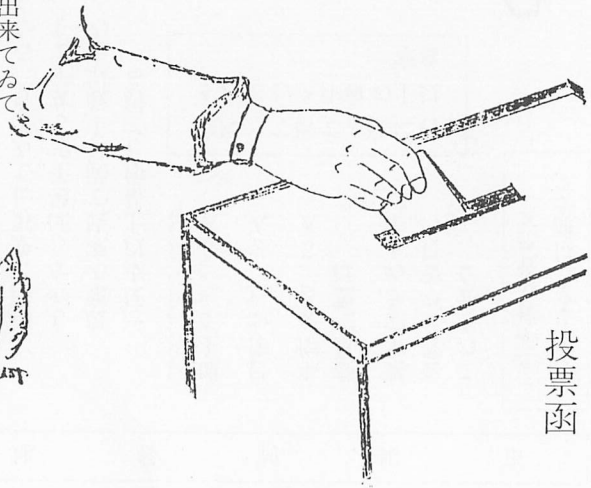

投票函

ふ　違　が　方　り　や　と　挙　選　の　通　普

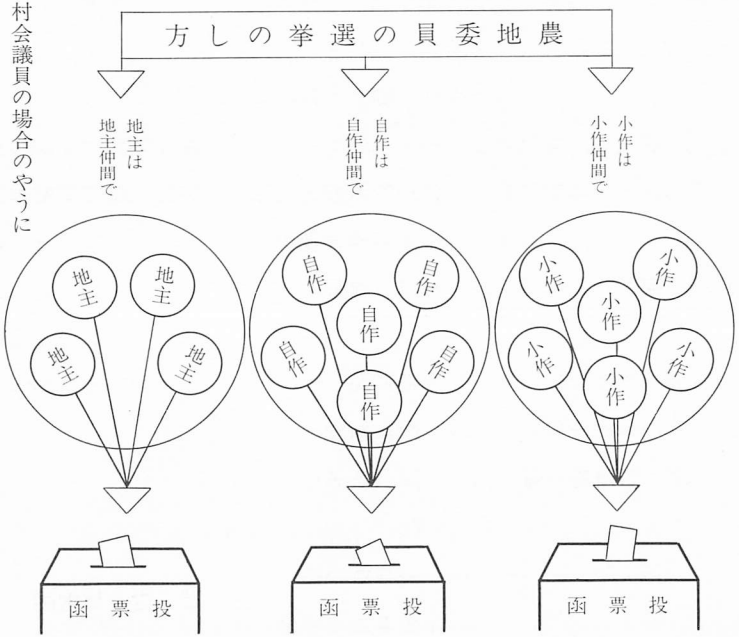

村会議員の場合のやうに村中の有権者が誰でも思ひ思ひの候補者に投票は出来ません。この三ツの組のそれ〴〵同じ仲間に属する候補者の中から最もよいと思ふ一人を選ぶのです。

小作、地主、自作の区別のきめ方

1、耕作面積のうち五割以上を借りてゐる家は　小作
2、所有面積のうち五割以上を貸してゐる家は　地主
3、其の他の家は　自作

（水窪区所蔵「（諸通達等）」）

1033　林道工事請負契約書写　昭和21（一九四六）・12・21

請　書

一、金四万弐百七拾壱円也

駿東郡深良村深良地内

林道原入線開設工事請負契約高

一、別紙設計書（林道工事）仕様書並図面の通り

二、着手年月日　昭和二十二年一月五日

竣工年月日　昭和二十二年三月三十一日

右請負を命ぜられたについては、静岡県執行規程、同施行細則並土木工事施行心得及左記条項を遵守し債務を履行するから、この請書を差出します。

昭和二十一年十二月二十一日

駿東郡深良村深良三一八三番地

請負人原区代表勝　又　嘉　一

駿東郡深良村深良三〇九七番地ノ一

保証人　勝　又　文　作

深良村森林組合

組合長理事　土　屋　半　治　殿

記

一、工事の受渡しは県の竣工検査に合格した時とします。

二、労働者は勤労署の紹介による者を使用する事を原則とし、直接雇入れる場合は之を勤労署に登録するものとす。

三、労働者に対する支払賃金額は同様の作業に於ける地方の水準賃金とします。

四、労働者に支払ふ賃金は毎月上半下半に分け、上半は二十日迄、下半は翌月五日迄に支払ひ、法定以外の税金は差引致しません。

五、労働時間は原則として休憩時間を除ひて八時間とします。但し必要に応じ八時間以上の労働をした場合は延長時間に対し一時間について二割五分以上の割増賃金を支給するものとします。

六、労働者に対する賃金支払額並配給物資の種類数量は

それぞれ賃金簿及配給簿を正確に記入し労働者に受領捺印せしめる事にします。

七、賃金簿、配給簿は労務監督官庁、事務所管官庁、土木建築業監督官庁又は労務者の要求がある場合は何時でも閲覧に供します。

八、労働者の自由意思による労働組合の結成を阻害する如何なる手段も措(ママ)らず且労働者の自由に選ばれる代表者との団体交渉にも応じます。

九、前記諸項実行の為めに左記就業規則を定めます。

1、標準賃金　技能工一日　四十五円乃至七十円
　　重作業人夫一日　三十円乃至五十円
　　軽作業人夫一日　二十五円乃至三十五円
　但し規定就業時間以外の労働に対しては時間に応じ夫々増減するものとす。

2、支払方法上半(一日―十五日)二十日迄に直接支払ふ。下半(十六日―末日)翌月五日迄に直接支払ふ。

3、労働時間―季節に応じ適宜に作製致します。

4、賃金以外の給与―凡ての配給物資は正確に直接に支給する。之は労働者に受領捺印をせしめる方法を採る。

5、宿舎其の他厚生施設なし。

（裾野市役所所蔵「林道工事著(ママ)手届綴」）

1034　甘藷供出未完納につき督促通知　昭和23(一九四八)・3・13

勧第一三七号

昭和二十三年三月十三日

小泉村長　杉山増太郎　印

水　□(人名)　殿

昭和二十二年産甘藷未完納処置に関する件

標記の件、貴殿には八貫一〇〇匁未完納なるに付、本通知書受領次第至急処置を構(ママ)ぜられたい。

三月十五日迄に処置しなければ直接に軍政部が司法又は体刑処分にする通知がありましたから伝へます。

尚、不審の点があれば期日迄に出荷伝票持参の上役場へ申込まれたい。

（水窪　渡邊公一氏所蔵「甘藷未完納処置に関する件」）

1035　泉村有地解放についてマッカーサー等宛書簡　（一九四八～一九四九）昭和23～24

農地法ニ依リ村有地開放要求書

年々泉村会ニ提出セラルル村有財産表ニ依レバ、本村ニハ基本財産トシテ

一　地上権設定山林原野約八百町歩

一　永小作権設定畑約五十一町歩

ガアル。而シテ地上権設定山林原野ノ中ニハ既ニ畑ニ開墾セラレタモノガタタアルソウダガ、是等ノ村有地ハ別紙「元茶畑部落有財産ノ由来」ノ通リ私ノ祖父又一郎及父倉次郎ガ率先シテ同志ノ者トトモニ村民永遠ノ福祉ノ為ニ私財ヲ抛チテ微力ノ限リヲ尽シタ特別ノ関係モアルノデ、私ハ自作農創設特別措置法ノ施行ニ依リ為サネバナラヌ村有地ノ解放ヲ遅滞ナク断行スベキコトヲ農地委員会ニ要求スル。大正五年ノ騒擾事件ヲ回顧シタナラバ此ノ千載一遇ノ好機ヲ断ジテ逸スベキデナイ。若七月ノ委員会ニ提案ノ準備ヲ為サザルニ於テハ、私ハ止ムナク聯合軍最高司令官ニ上申致スベキコトヲ併セテ茲ニ予告スル。私ハ父祖ノ遺業ヲ完成スベク敢ヘテ此ノ提議ヲ為シタル所以デアリマス。

昭和二十三年五月三十一日

泉村茶畑二九一番

芹沢　尭　俊（セリザワ　タカトシ）

泉村農地委員会長

渡辺　國作　殿

昭和二十三年七月一日

静岡県駿東郡泉村茶畑二九一番地　農業

芹沢　尭　俊（セリザワ　タカトシ）

聯合軍最高司令官

マッカーサ元帥殿

村有農地解放請願

司令官閣下

聯合国軍ハ日本ノ再建ト民主化トノ為ニ絶大ナル努力ト指導トヲ賜リ居ルコトヲ吾等国民ハ衷心ヨリ感謝致居リマス。農村民主化ノ為ニハ従来多年ニ亘リ地主ト小作人ノ間ニ温存サレ持続サレテ来タ封建的主従関係ヲ打破シ農地ヲ解放セネバナラヌノデアリマスガ、我泉村トシテハ此ノ農地ノ解放ニ付ドレダケノ仕事ヲシタカト云フニ、昨年三月末カラ今日マデ個人所有地ヲ四回ニ亘リ買上ゲタ田畑約百町歩デアリマス。ケレドモ今日買上ゲタママデ一筆ノ農地ト雖モ未ダ耕作者ニ売渡シニナツテ居ラヌト云フコトハ甚ダ緩漫ト思ハレマス。

然ルニ私ガ最モ遺憾トシ茲ニ閣下ニ請願シテ急速ナル裁断ヲ願ヒタイノハ泉村所有地約九百町歩ノ内約五百町歩ノ農地ノ解放デアリマス。

村有地ノ解放ハ自作農特別措置法ノ定メニ依リ断行セネバナラヌ重要問題デ、私ハ屢々当局ニ注告シ又別紙写ノ通リ文書ヲ以テ要求シタノデアリマスガ、今日ニ至ルモ当局ハ何等手続上ノ準備ヲ致シマセヌ。

此ノ村有地ノ内容及由来ハ別紙写ノ通リデ尚ホ詳細ナル記録及図面ハ泉村役場ニ保存サレテアリマス故、速カニ解放ノ手続ヲ為ス様日本政府ニ厳命相成度請願致シマス。

終リニ臨ミ茲ニ謹ミテ閣下ニ敬意ヲ表シマス。

昭和二十三年八月九日

静岡県駿東郡泉村茶畑二九一番地

芹澤　尭　俊

聯合軍最高司令官

マッカーサ元帥殿

村有農地開放ニ関スル件

司令官閣下、酷暑ノ折柄毎日ノ御苦労ニ対シ私ハ日本国民ノ一人トシテ衷心ヨリ感謝ノ意ヲ表シマス。

閣下ニ対シ七月一日附書面ヲ以テ別紙写ノ通リ村有農地解放ノ件ニ付請願致置キマシタ本件ハ、貴係官ニ於テ目下御調査中ノコトト存ジマスガ、私ハ本件ニ関シ御参考

マデニ左ノ通リ補足致シマス。

抑々此ノ村有地ハ元面積約千四百五十六町歩デ、明治ノ初年地租改正ノ当時誤リテ国有ニ編入ニナリマシタノヲ茶畑村戸長タリシ私ノ祖父芹沢又一郎ガ政府ニ歎願シテ下戻ヲ受ケ、共有財産トシテ部落民ノ自由ニ使用収益スルコトガデキル様ニシタノデアリマス。然ルニ今ヲ去ル三十二年前ノ大正五年村内財閥ガ徒党ヲクミ私利私欲ヲ計ル目的ヲ以テ、表面村ノ所有ニ移スノ計面ヲ立テ、同年五月二十二日開会ノ村会ニ於テ財閥派議員多数ノ好策功ヲ奏シ如上部落共有財産ヲ村ノ所有ニ統一スル案ガ可決ニナツタノデアリマス。トコロガ之ヲ聞知シタ部落民ハ旧慣ニヨリ多年保有スル権益ガ危殆ニ瀕スルノデ、多数ノ部落民ハ統一取消ヲ村会ニ請願シタノデ、村会ハ止ムナク同年八月二十五日開会村有統一ノ取消ヲ付議シタノデアリマス。併シ此ノ取消案ハ財閥派多数ノ議員ノ為否決トナリマシタガ、村会ノ模様ヲ心配シ村会議場ノ内外ニ集リ居リタル部落民ハ財閥派議員ノ横暴ニ憤慨シ騒ギ立テタノデ、財閥派議員モ恐怖シタモノカ、同日村会ヲ再開シ村所有ニ統一取消ヲ可決シタノデアリマス。然ルニ財閥派ハ予メ此ノ状勢ニ備ヘテ多数ノ警察官ノ出動ヲ求メ部落民ノ自由ヲ束縛シ民意ヲ圧迫シタノデアリマス。即チ再開ノ村会ニ於テ村有統一取消ガ可決セラルルヤ警官隊ハ即時部落民ノ検挙ニ着手シ多数ノ部落民ヲ捕縛シタノデアリマス。

其ノ当時、私ノ父芹沢倉次郎ハ財閥反対ノ村会議員デアリ部落民多数ノ人望ヲニナツテ活動シタル為、首魁者ト目サレテ同時ニ検挙セラレタノデアリマス。此ノ事件ハ騒擾罪トシテ起訴セラレ、大正七年三月十一日大審院ニ於テ私ノ父初メ三十二人ガ有罪ノ判決ヲ受ケタノデアリマス。

爾来歳月流ルル如ク茲ニ三十年ハ夢ノ様ニ経過シタノデアリマス。其ノ後、財閥ハ漸次凋落シ、村有ニ統一シタ土地カラハ格別ノ収益モナク、又改良施設ヲ致スコトガデキズ放任状態ニナツテ居リマス。村農地委員会デハ個

人持僅少ノ山林原野ノ未墾地開発ニ力瘤ヲ入レテ居リマスガ、前述ノ如ク無理ニ村有ニシタ畑約百町歩及原野約四百町歩ハ自作農創設特別措置法ノ定メニヨレバ村当局ガ好ムト好マザルトニ拘ラズ村民ニ解放スルノガ当然デ、コレニヨリ食糧増産ヲ計ルノガ刻下ノ急務ト思ヒマス。村民福祉ノ増進ハヤガテ国家経済ノ再建ナルコトヲ思ヒ茲ニ重ネテ閣下ノ公正ナル御裁断ヲ仰グ所以デアリマス。

昭和二十四年四月二十九日

駿東郡泉村茶畑二九一番地　農業

芹沢　尭　俊

静岡軍政部司令官殿

農地改革ニ関スル件

司令官閣下、書柬ヲ以テ啓上致シマス。閣下ヨ私ハ閣下ガ県内ノ政治其ノ他各般ノ事柄ニ付公正ト親切トヲ以テ監督御指導ニナル趣ニ付、茲ニ泉村ノ住民トシテ泉村内ニ行ハレツツアル農地改革ノ問題ニ付実情ヲ具申シ、閣下ノ急速ナル御指導ヲ願致シマス。

法律上公共団体デアル所ノ泉村ハ林野及畑合計千三百二十六町歩ト云フ広大ナル基本財産ヲ所有シテ居ル。抑々此ノ土地ハ明治九年地租改正ノ際官有地ニ編入セラレタノデアツタガ其ノ当時村当局ガ私財ヲ抛チテ東奔西走種々ノ立証ヲシテ漸ク下戻ヲ受ケ、明治二十一年町村制施行ニ当リ部落有トナリ、次デ開墾ガ始メラレタノデアル。

トコロガ大正五年村内財閥ハ徒党ヲクミ静岡県山林課ノ後援ノ下ニ同年五月村会デ村有ニスルコトヲ可決シタノデアル。トコロガ之ニ反対スル多数ノ村民ハ村会ニ大挙シテ取消ヲ迫ツタノデ四十四名ハ首謀者トシテ公務執行妨害及騒擾ノ罪ニ問ハレ検挙セラレタガ、村民側ハ無罪ヲ主張シ九名ノ弁護士ヲ代理人トシ上告マデシタガ三十三名ハ大正七年三月十一日大審院デ遂ニ有罪トナツタノデアル。

越ヘテ大正九年駿東郡長ノ斡旋ノ下ニ調停ガ成立シ、村

民四百四名ヲ権利者トシ林野七百九十三町歩ニ九十ケ年ノ地上権ヲ又畑五十一町歩ニ九十ケ年ノ永小作権ヲ設定シテ自由ニ使用収益サセルコトトナリ、事件ハ茲ニ一段落ヲ告ゲ爾来村民ハ開墾ト造林トニ努力シ今日ニ及ンダノデアル。

然ルニ終戦後久シキニ亘ル因襲ノ打破ト民主化トノ一大警鐘ハ我国民ノ迷夢ヲ破リ、農村デハ農業団体ノ改組ト農地改革ガ断行セラレ、自作農創設特別措置法ノ施行ニ依リ我村デハ昨年末ヲ以テ社寺及私人所有ノ農地約百町歩ハ全部国ニ買収ニナリ解放ノ緒ニツカントシテ居ルノデアル。トコロガ最大ノ地主デアル泉村ニ対シテハ農地委員会長ハ何故カ買収ノ手続キヲシナイノデアル。元来法ノ上カラ観レバ永小作権設定ノ畑ト地上権設定地内ノ開墾成功地及草刈場ダケハ、タトヘ村当局ガ好ムト好マザルトニ拘ラズ万難ヲ排シ開放セネバナラヌノデアル。而カモ此ノ解放タルヤ吾等ノ先代ガ大正五年投獄ノ憂目ニ屈セズ奮闘努力シタル遺志ノ達成ニ外ナラザルヲ思ヘバ、村民タルモノハ断ジテユルガセニシテハナラヌト思マス。

我村ノ現状カラ申セバ法ノ活用次第デ数百町歩ノ畑ヤ林野ノ解放ガ低廉ナ公定価格デ公租公課ノ負担モナク而カモ二十四年賦デデキルノデアルカラ、決シテ此ノ好機ヲ逸シテハナラヌト思フ。殊ニ我村ハ財政窮乏ノ折柄、初等中学校校舎ノ建設ト云フ大事業ヲ遂行セネバナラヌノデアツテ、国庫補助金ノ見込ナキ今日イカニセバ財源ノ見通シガツクカ。「インフレーション」ト重税ニ喘グ村民ノフトコロヲ思ヘバ工事ノ着手ハ容易ニデキルモノデハナイ。故ニタトヘ低価デモ農地法ニ依リデキルダケ村有ノ畑ヤ林野ヲ処分シテ其ノ代金ヲ建築費ニ振向ケ、セメテ幾分ナリトモ村民負担ノ軽減ヲ計ルノガ村当局ノ為スベキ職責デアリ義務デハアルマイカ。私ハ作(ママ)年来屢々村長ヤ農地委員会長ニ勧告シタガ、表面ハ私ノ申込ニ賛成シツツ放任シテ居ルノデアル。我村ノ是等ノ林野、畑ハ公用若クハ公共ノ用ニ供セラレズ又改善モ加ヘラレテ

居ラヌノデアルカラ、今ココデタトヘ村長ト農地委員会長ガゴマ化シヲヤリ農地改革ノ網ノ目ヲノガレルコトガデキテモ、ソレハ決シテ泉村振興ノ大計ヲ立テルコトニハ役立タヌデアラウ。私ハ後世村民ノ為、司令官閣下ガ村長及ビ農地委員会長ニ対シ村有地ノ解放ヲ勧告セラレンコトヲ切望致シマス。

（裾野市役所所蔵「泉村有農地買収・売渡関係書綴」）

1036　愛鷹山組合解散に伴う水窪の要望書控　昭和24（一九四九）

御願

此度自作農創設特別措置法により五十年の伝統をほこる愛鷹山組合も解散の止むなき事情に立ち至りました事は私共区民一同感慨無量の至りに堪えない次第で御座います。御承知の通り当水窪区は地形上何事によらず全く恵まれざる処でありますが、就中黄瀬川及山沢は年々洪水におそわれ橋梁の流失瀕々たるも、之が資材の補充□ニも其の都度困難を極めて居る始末で御座います。御組合の直轄林蛇身は元水窪開墾跡地ニて一部植林をなし怠らず保護致して居りましたる処、当時牧場跡地直轄林地を開墾申請致したる折、幸に御許可を戴き交換地として此の蛇身植栽地を貴組合へ御渡し致した土地で御座います。此の蛇身は凡そ廿五年以前当字へ配分せられたものでありますが、当時は非常の荒地ニて荊棘其のものでしたので区民総出動数十日を費し之を整理の上檜の植栽を致したのであります。爾来年々厳重に管理し下刈を怠らず並々ならぬ愛護の結果漸く手入を要せざる域に達しましたので一同安堵の胸撫で下しましたる時、前記の理由によつて貴組合へ御引渡し申した次第で御座います。

御組合解散を目捷に控へ直轄林処分に当り、前記御縁故等宜敷御賢察下さいまして特別の御詮議により是非共水窪部落へ御払下下さいます様御願申上げます。尚現入会地は組合開散（ママ）と同時に入会も出来なくなります事は火を見るより明かで御座いますが、当字に就きましてハ四囲

の関係上採草地の不足甚だしく農家として全く死活問題で御座いますから、重々の御願で誠ニ恐入りますが「かし見代」伐採跡地の一部も同時に御払下の程重ねて御願申上げます。幸にして御払下の御許可が戴けましたならば之に依つて堆肥の造成も容易となり一層増産に邁進し得るので御座います。何卒彼是事情洞察下さいまして「蛇身」及「かし見代」御払下方の義御許可下さいます様区民一同連署を以て只管御願申上げます。

昭和廿四年　月　日

静岡県駿東郡小泉村水窪

奥村　廣　　森田源作

（ほか五一名省略）

愛鷹山組合管理者

長倉詮郎殿

（水窪　渡邉公一氏所蔵「御願」）

1037　富岡村農業協同組合役員改選についての資料　（一九四九）昭和24・4

(一)　農業協同組合の目的

定款一条　この組合は組合員が協同して農業の生産能率を挙げ経済状態を改善し社会的地位を高めることを目的とする（組合事業の援助と適正役員選出）。

定款二条　この組合は組合員の為に左の事業を行ふ。

一、組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付（資金の獲得により堅実なる貸付、現在百万円程度）

二、組合員の貯金の受入（組合唯一の資金、現在七百万円程度、運営の為に一、五〇〇万円必要）

三、組合員に必要な物資の供給及利用施設の設置（購買品の整理と活発及利用部改造、適正仕入と迅速消化）

四、組合員の生産する物資の運搬加工販売（自動車改装）

五、農村工業に関する施設（澱粉工場の合理的経営と施設の向上）
六、農業災害共済施設（共済組合）
七、農業技術及組合事業に関する組合員の智識の向上を図るための施設
八、国民健康保険組合事業の代行（赤字克服と診療所設置）

㈡　適正な役員陣容の整備

農民組織十六原則十三項　次の組合員は組合の役員に就任できない。

一、協同組合の活動と実質的競争関係に立つ恐れのある活動に従事して居るもの
二、総司令部から発せられた公職追放関係各指令の該当者

1、役員は名誉的存在でないと云ふ認識の上に立つ熱心な協同組合運動者であること
2、経済的計画的手腕があり政治的能力者であること
3、経済の協同化に対する深い理解者であること
4、あくまで耕作農民の代表者であつて商業資本家的性格を持たぬこと
5、農村生活改善を図るため婦人を選出出来得る対策を講ずること
6、選挙に当つては情実にとらはれることなく職責を充分発輝（ママ）し得らる能力者の選出に努むること
7、自治監査強化の為め有能公正な監事選出に努むること

総務部	一般庶務　国保輸送	1、役職員一体の活動努力	危機突破策
信用部	貯金貸付計理出納		
購販部	肥料雑貨販売利用	2、資金の充実	
生産部	一般養蚕生産指導	払込金の増額と貯金の吸収	
共済組合			
農村工業部	作業部　経理	3、機構より人	
部		経済機関は人の	

（案）機構

理事	一	一	三	四	五	二	二
監事	一	一	二	一			

大畑桃園千福御宿葛山上ケ田金沢今里下和田計
三　四二五
一　一七

（御宿区所蔵「役場関係綴」）

和が第一

1038 供出完遂農家に対する煙草の特配について

昭和25・4・19（一九五〇）

駿地経第五八九号

昭和二十五年四月十九日

駿東地方事務所長印

各市町村長殿

昭和二十四年産米甘藷の供出完遂農家報奨用放出煙草の特配について

昭和二十四年産米甘藷の供出完遂農家に対し放出煙草の特配をすることになつたから、別紙昭和二十四年産米甘藷の供出報奨用放出煙草特配要領に依り配給を実施されたい。右、通知する。

追つて放出煙草特配要領「二」の放出石鹸については別途に放出石鹸特配要領を後日通知する予定に付き申添へる。

昭和二十四年産米及び甘藷の供出報奨用放出煙草特配要領

一、配給対象

昭和二十四年産米及び甘藷を昭和二十五年一月末日迄に供出責任数量を完遂した農家とする。

二、配給基準

「一」の農家にして当該市町村に割当られた範囲内に於て放出煙草、放出石鹸の内何れか一点を供出量を考慮の上順次配給するものとす。

但し本物資の追加割当はしない。

三、配給方法

(一)　地方庁は市町村別の供出完遂農家戸数に基き放出煙草配分計画表を二部作製し、内一部を日本専売公社地方局長に一部を各地方事務所長に送付するものとす。

(二)　各事務所長は「一」の調書に基づき各市町村長に通知するものとす。

(三)　市町村長は割当数量の範囲内に於て所要数量の申請を煙草販売所長宛にすること。

(四)　日本専売会社(ママ)地方局長は「(一)」の地方庁よりの配分計画表に基づき煙草の販売所別(支局出張所)市町村別割当数量を決定し煙草販売所に通知し現品の手配を行ふ。

(五)　煙草の販売所長は所属市町村長より所要数量の申請があつたときは「(一)」の割当数量の範囲内に於ての放出煙草配給割当書を市町村長或は部落責任者単位に発行交付する。

四、売渡期限

昭和二十五年五月末日

期限前と云へども逐次可及的速かに売渡しを完了すること。

五、放出煙草配給証明書の使用処理其の他の事項は従前通りとす。

六、放出煙草の種類及び価格

両切紙巻煙草一個当り(二拾本入)三十円

昭和二十四年産米甘藷供出農家戸数並に放出煙草割当表

市町村別	供出完遂農家戸数	放出煙草所要数量	市町村別	供出完遂農家戸数	放出煙草所要数量
原町	八〇九戸	二四〇個	富士岡村	八三戸	一六〇個
浮島村	七三九	一五〇	泉村	五三七	一〇九
愛鷹村	六九二	一四〇	深良村	三八一	七七
大平村	二六一	五三	富岡村	七三三	一四六
清水村	六三三	一二八	御殿場町	八二一	一六六
長泉村	八六七	一七六	高根村	四六六	九三

小泉村	四三七	八	須走村	三	二
原里村	五八九	一一九	北郷村	六三六	一一九
印野村	一九九	四〇	小山町	三九八	八二
玉穂村	四三〇	八十(ママ)	足柄村	一八六	三八
須山村	二一七	四四	沼津市	二、七三	五六二
合計	一三、六一七	二、七六一			

（裾野市役所　富岡支所所蔵「酒類配給関係綴」）

1039　愛鷹山組合解散に伴う富岡村長と葛山区との契約書

（一九五〇）昭和25・5・1

契約書

一駿東郡富岡村長を甲とし仝村葛山区を乙とする。

一沼津市外十ヶ町村組合共有地（別紙目録書）は明治三十八年来甲に於て村有財産植林地として地上権を保有し今日に至る。こゝに沼津市外十ヶ町村組合（愛鷹山組合）の解散を契機として乙の所有権を認め同時に甲は従来通り左の条件に於て使用することを協定す。

一甲は別紙目録書の土地へ植林し伐採したる利益の百分の弐拾を乙に分配する。

右契約を確守する為め弐通を作製し互に署名捺印して各壱通宛を甲乙に於て保有す。

昭和二十五年五月一日

駿東郡富岡村長　遠藤佐市郎　印

駿東郡富岡村葛山区代表　坂田長明

仝　立会人　眞田平吉　印

森熊雄

目録書

一駿東郡富岡村葛山

字　中尾

壱阡参百参拾番ノ弐拾壱

一山林　壱町八反弐拾歩

一仝　郡仝　村仝字

字　中尾

壱阡参百参拾番ノ五拾弐

一山林　弐反弐拾壱歩
一仝　郡仝　村仝字
字　中尾
壱阡参百参拾番ノ弐拾
一原野　壱反四畝弐歩
一仝　郡仝　村仝字
字　中尾
壱阡参百参拾番ノ五拾
一山林　参反参畝弐拾六歩
一仝　郡仝　村仝字
字　中尾
壱阡参百参拾番ノ弐拾弐
一山林　弐反七畝五歩
一仝　郡仝　村仝字
字　中尾
壱阡参百参拾番ノ弐拾参
一原野　壱反五畝弐拾六歩

以上六筆

（裾野市役所所蔵「契約書類」）

1040　富岡村農地等開放実績調査（抄）　（一九五〇）昭和25・8・1

（表紙）

農地等開放実績調査（記録調査）

昭和二五年八月一日現在

全　国　一　斉

永久保存
市町村農地委員会 都道府県農地部 農林省農地課

検査責任者印
印

静岡都道府県駿東郡富岡村町市地区農地委員会印

〔一〕　買収農地面積

○都道府県農地委員会で最終的に承認となつた確定数字を書くこと。

買収期日別	田	畑	計
第一回　昭和二十二年三月三十一日	三三二〇〇町	二〇三〇一一町	二三六二一一町
第二回　昭和二十二年七月二日	九五〇六	三七二〇三	四六七〇九
第三回　昭和二十二年十月二日	三八八二七	六四九二九	一〇三八二六
第四回　昭和二十二年十二月二日	一五〇七一九	一九四四二一	三四五二一〇
第五回　昭和二十三年二月二日	一二二二五	三三七一一	四六〇〇六
第六回　昭和二十三年三月二日	一〇一二八	一二八二七	二三〇二五
第七回　昭和二十三年七月二日	三〇五〇八	八四一一六	一一四六二四
第八回　昭和二十三年十月二日	一五〇八	一二六〇二	一四一一〇
第九回　昭和二十三年十二月二日		三三二七	三三二七
第十回　昭和二十三年十二月三十一日	二三一四		二三一四
第十一回　昭和二十四年三月二日			
第十二回　昭和二十四年七月二日			
第十三回　昭和二十四年十月二日			
第十四回　昭和二十四年十二月二日			
第十五回　昭和二十五年三月二日			

第十六回　昭和二十五年七月二日			
合計	二八九二一五	六四六四二七	九三五七一二ⓐ

○参考　買収対価の総額（第一回より第十六回分までの累計）

田	畑	計
二七五、六五八八〇円	一六四、〇一五〇四円	四三九、六七三八四円

〔二〕　買収農地の条項別面積及び地主数、遡及買収について

【第一回（昭和二十二年三月三十一日）買収から第十六回（昭和二十五年七月二日）買収までの累計】

事由	田	畑	計	地主数
小作地				
不在地主の小作地（三条一項一号）①	四町九二〇七	二八六八二四	三三六一〇一	
在村地主の小作地（三条一項二号及三条一項三号）②	一七九四一三	一五五二一〇	三三四六二三	
法人団体の所有する小作地（三条五項四号）社寺教会③	四七七一七	八五〇一三	一三二八〇〇	八
法人団体の所有する小作地（三条五項四号）その他④	一二八〇八	一一九三一〇	一三二一一八	八
永小作権の目的となつていた小作地（三条五項五号）⑤	〃	〃	〃	
地主が申出た農地のうち小作地であつたもの（三条五項七号）⑥	〃	〃	〃	
小作地で買収されたものの合計（①から⑥までの合計）⑦	二八九二一五	六四六四二七	九三五七一二	

	総計⑮	二八九二一五	六四六四二七	九三五七一二ⓐ
自作地 個人の不適正経営の自作地（三条五項一号）⑧		―		
仮装自作地（三条五項二号）⑨		―		
法人団体の不適正経営 社寺教会⑩		―		
法人団体の不適正経営 その他⑪		―		
自作地（三条五項三号）		―		
地主が申出た農地のうち自作地であつたもの（三条五項七号）⑫		―		
自作地で買収されたものの合計（⑧から⑫までの合計）⑬		―		
不耕作地等（三条五項六号）⑭		―		

遡及買収について。（昭和二十五年八月一日まで）

（欄外書込）「なし」

(イ)

買収件数		遡及買収面積	遡及買収された地主数
自作法第六条の二による	自作法第六条の五による		
件※	件	町	

(ロ)

自作法第六条の二による遡及買収請求件数	買収した件数	買収しなかつた件数
件	件※	件

※印は一致せねばならぬ

○参考①昭和二十年十一月二十三日現在における法人団体の所有する農地　②現在（昭和二五・八・一）において自作法第三条第一項第三号に定める面積をこえる自作地を耕作している農家戸数

	面積	法人数
社寺数会	一三二町八〇〇	八
その他	一三二町一一八	八

—戸

〔三〕　農地を買収された地主の戸数

A　買収された及び財産税として物納した面積の広狭別戸数（第一回から第十六回までの総計について）

区分 ＼ 買収された面積別（含物納面積）	個人地主		法人団体	
	在村地主	不在地主	在村地主	不在地主
満未反五	一六戸	三八	九	
上満以未反町五一	二戸	六		
上満以未町町一三	三戸	二	六	
上満以未町町三五	一戸			
上満以未町町五一〇	戸			
上満以未町町一〇五〇	二戸			一
上以町五〇	戸			
計	二四戸⑥	四六	一五	一

☆本市町村に居住して本市町村以外にだけ買収された農地を所有していた地主の実戸数　九戸

☆☆☆ 本市町村に居住して本市町村以外においてだけ農地を物納した地主の実戸数

— 戸

☆☆☆ 本市町村に居住して本市町村に所在する農地を財産税として物納し本市町村内においては農地を買収されなかつた地主の実戸数

— 戸

B　買収及び物納地主の所有規模と経営規模との関係（在村個人地主について）（第一回から第十六回までの総計について）

| 昭二〇・一一・二三当時の状態 | | |

区分	面積 田	面積 畑	面積 計	申請件数
旧皇室財産 物納	町	町	町	
旧皇室財産 その他				
財産税物納（旧皇室財産を除く） 在村地主	四六三二〇	三〇五一六	七六九〇六	在村　二戸
財産税物納（旧皇室財産を除く） 不在地主				不在村　戸
旧軍用地（除未墾地）				
大蔵省				

〔四〕　所管換（所属替を含む）農地面積

○都道府県農地委員会で最終的に承認となった確定数字を書くこと。

○改革当初から昭和二十五年八月一日までの総数を書くこと。

昭和二〇・一一・二三当時は本市町村内に在村しなかつたが、その後本市町村に居住して在村地主として買収された地主	計
	二
	一六
	六
	二四㋑
	二
	一六
	六
	二四㋑

合計	他の計	農林省										
		計	その他	林野庁			通商産業省	運輸省	建設省	文部省	厚生省	電気通信省
四六三二〇												
三〇五一六												
七六九〇六Ⓒ												
二												

○参考　所管換対価の総額

田	畑	計
四六、〇九二、八〇円	九、七八二、四〇円	五五、八七五、二〇円

〔五〕　売渡農地面積（昭和二十五年八月一日現在までの累計）

○都道府県農地委員会で最終的に承認となつた確定数字を書くこと。

区分 ＼ 買収期日 別売渡面積	田	畑	計
第一回（昭和二十二年　三月三十一日）買収分	三町三二〇〇	二〇町三〇一一	二三町六二一一
第二回（昭和二十二年　七月　二日）買収分	九五〇六	三七二〇三	四六七〇九
第三回（昭和二十二年　十月　二日）買収分	三八八二七	六四九二九	一〇三八二六
第四回（昭和二十二年十二月　二日）買収分	一五〇七一九	一九四四二一	三四五二一〇
第五回（昭和二十三年　二月　二日）買収分	一二二二五	三三七一一	四六〇〇六
第六回（昭和二十三年　三月　二日）買収分	一〇一二八	一二八二七	二三〇二五
第七回（昭和二十三年　七月　二日）買収分	三〇五〇八	八四一一六	一一四六二四
第八回（昭和二十三年　十月　二日）買収分	一五〇八	一二六〇二	一四一一〇
第九回（昭和二十三年十二月　二日）買収分		三三二七	三三二七
第十回（昭和二十三年十二月三十一日）買収分	二三一四		二三一四
第十一回（昭和二十四年　三月　二日）買収分			
第十二回（昭和二十四年　七月　二日）買収分			
第十三回（昭和二十四年　十月　二日）買収分			
第十四回（昭和二十四年十二月　二日）買収分			
第十五回（昭和二十五年　三月　二日）買収分			

第十六回（昭和二十五年七月二日）買収分				
計		二八九二一五	六四六四二七	九三五七一二
所管換農地	物納	四六三二〇	三〇五一六	七六九〇六
	その他			
合計		三三五六〇五	六七七〇一三	一〇一二六一八 ⓓ

○参考　売渡対価の総額

田	畑	計
三二一、七五一円六〇	一七三、七九七円四四	四九五、五四九円〇四

〔六八〕　農地の売渡をうけた戸数及び売渡をうけた面積（第一回から第十六回までの買収農地の累計及び物納農地の総計について）

A　売渡をうけた戸数。

区分	昭二〇・一一・二三当時耕作面積						昭和二〇・二一・三当時不在村者	計
	五反未満耕作	五反以上一町未満耕作	一町以上二町未満耕作	二町以上三町未満耕作	三町以上五町未満耕作	五町以上耕作		
本市町村内居住者	七四戸	二二二戸	四五戸	—戸	—戸	—戸	—戸	三四一戸

本市町村外居住者	四七
合計	三八八

B　農地の売渡をうけた戸数及び売渡をうけた面積

昭二〇・一一・三における区分 ＼ 事項別	村内にある農地の売渡をうけた実戸数 ①	他村にある農地のみ売渡をうけた実戸数 ②	村内にて売渡をうけた面積 ③	村外から売渡をうけた面積 ④	昭二〇・一一・三における自作地面積 ⑤	昭二〇・一一・三における小作地面積 ⑥
昭二〇・一一・〇二　自作　五反未満耕作	一戸	戸	〇町二一七	町	三町〇〇	〇町二一七
昭二〇・一一・〇二　自作　五反以上一町未満耕作						
昭二〇・一一・〇二　自作　一町以上二町未満耕作	一		一〇〇三		一〇〇〇〇〇	一〇〇三
昭二〇・一一・〇二　自作　二町以上三町未満耕作						
昭二〇・一一・〇二　自作　三町以上五町未満耕作						
昭二〇・一一・〇二　自作　五町以上耕作						
現在　三二・一一・〇二　自作　五反未満耕作	一五		一八二〇〇		三五二〇〇	二二一一三
現在　三二・一一・〇二　自作　五反以上一町未満耕作	七〇		一二四四一四		三七一四一二	一六二四〇三
現在　三二・一一・〇二　小作　一町以上二町未満耕作	一七		四五〇二五		一四三八一二	一三〇一二三
現在　三二・一一・〇二　小作　二町以上三町未満耕作						

| 当該市町村 | 居住者 | | |

計	三八八		一〇二三六一八㊀		一〇三八三〇七	一四四〇七二六

○自作農：自小作農：小自作農：小作農の定義は農林統計による。
「自作」とは経営総耕地面積のうち自己所有の耕地が九割以上のもの。
「自小作」とは経営総耕地面積のうち自己所有の耕地が五割以上九割未満のもの。
「小自作」とは経営総耕地面積のうち自己所有の耕地が一割以上五割未満のもの。
「小作」とは統営総耕地面積のうち自己所有の耕地が一割未満のもの。

〔七〕　宅地建物農業用施設等開放実績（第一回から第十六回までの買収農地の累計及び物納農地の総計について）

○都道府県農地委員会で最終的に承認された確定数字を書く。　○改革当初からの累計である。

		買収			所管換（含所属替）			売渡		
		数量	対価	件数	数量	対価	件数	数量	対価	売渡をうけた戸数
宅地		三二七坪	一三八四八〇円	三	坪	円		三二七坪	一三八四八〇円	三（一）戸
建物	住宅建	棟			棟			棟		（）
	その他	棟			棟			棟		（）
立木		石			石			石		（）
水の使用に関する権利		件			件			件		（）
農	池沼溜池	反歩			反歩			反歩		（）
	水路等	反歩			反歩			反歩		（）

区分	面積
昭和二十五年八月一日までの買収済面積 ①	九三町五七一二ⓐ
昭和二十五年八月一日までの所管換済面積（含所属替）②	七六九〇六ⓒ
計 ③	一〇一二六一八
昭和二十五年八月一日までの売渡済面積 ④	一〇一二六一八ⓓ

〔十〕　農地開放総括表

（昭二五・八・一現在）

業		用		施		設	
堤塘	反歩	農道	反歩	防風林地等	反歩	稲架場等	反歩
				工作物（肥料桶、貯水槽、ブドウ棚、等）	個	揚排水機	台
農具	個					井戸	個

区分	面積
昭和二十五年八月二日以後買収予定面積　⑤	—町
昭和二十五年八月二日以後所管換見込面積（含所属替）⑥	—
売渡未済農地　⑦	—

〔十三〕　総農地の総括表

A、昭和二十年十一月二十三日現在における農地面積

区分	田	畑	計	自作地	小作地
在村地主所有	八八九町二二〇	三八八六町二二三	四七七五町五一三	三一二五町九二二	一六四九町五二一
不在地主所有 隣接市町村に居住するもの	—				
不在地主所有 その他のもの	四九二〇七	二八六八二四	三三六一〇一	—	三三六一〇一
計	九三八四二七	四一七三一一七	五一一一六一四	三一二五九二二	一九八五六二二

B、昭和二十五年八月一日現在における農地面積

		田	畑	計
自作地	① 今次農地改革で売渡をうけたもの	三三五六〇五町	六七七〇一三町	一〇一二六一八※町
	② 昭和二〇・二・三当時農地でなかつたもの	—		
	③ その他	二六〇七一五	二八四八七二九	三一〇九五一四
	④ 計	五九六三二〇	三五二五八一二	四一二二二〇二
小作地	⑤ 売渡保留で現在国有のもの	—		
	⑥ 不在地主が所有するもので買収を除外されたもの	—		
	⑦ 昭二〇・二・三当時農地でなかつたもの	—		
	⑧ その他	三五四八一〇	二七三九二六	六二八八〇六
	⑨ 計	三五四八一〇	二七三九二六	六二八八〇六
	⑩ 自作地にも小作地にも入らぬ農地	—		
農地合計		九五、一二〇〇	三七九、九八〇八	四七五、一〇〇八

参考

	田	畑	計
昭二〇・二・三当時農地であつたが、調査期日現在において農地でなくなつた面積	—町	—町	—町

〔十四〕参考

自作法第三条第一項第二号の面積	自作法第三条第一項第三号の面積
町八反	二町八反

区分	自作地	小作地	計	田	畑
昭和二十一年四月二六日農家人口調査	三一二町五九二二	一九八町五六二二	五一一町一六一四	九三八町八四二七	四一七町三一一七
昭和二十二年八月一日臨時農業センサス	不明				
昭和二十四年三月一日農地調査	三五一四一一五	一二五四二〇九	四七六八三二四	一四三三八一八	三三三四五〇六

昭和二十四年三月一日農地調査における戸数（調査期日　昭二四・三・一現在）

保有限度の貸付地所有農家	自作農	自作兼小作農	小作兼自作農	小作農	土地を耕作しない農家	計
一四戸	三四九戸	二四四戸	六〇戸	四九戸	戸	七一六戸

〔十五〕　村内居住地主の農地貸付状況（昭和二十五年八月一日現在）

区分		経営規模				
		不耕作	五反未満耕作	五反未満一反以上耕作	一町以上一・五未満耕作	二町以上三町未満耕作
貸付面積広狭別地主戸数	一反未満		八	二		
	一反以上二反未満		一九	二	三	
	二反以上三反未満		九	一	三	
	三反以上五反未満	一	一〇	一	二	
	五反以上七反未満		六		三	
	七反以上一町未満	一		二	三	
	一町以上一・五町未満					
	一・五町以上二町未満					
	二町以上三町未満					
	三町以上四町未満					
	四町以上					
	計	二	五二	八	一四	
貸付面積	田	六七二〇町	三〇四一二〇	九七〇〇	三四二〇〇	
	畑	五〇一〇町	二三五三一六	七四〇〇	二六二〇〇	
	計	一一八〇〇町	五三九五〇六	一七一〇〇	六〇四〇〇	
借入小作農家数（延）		六	二四七	一〇	三〇	

〔十六〕　本市町村農地の借入状況（昭和二十五年八月一日現在）

| 区分 | 借入面積広狭別農家数 | | |

村内居住者										
一・五町以上二町未満耕作	二町以上三町未満耕作	三町以上五町未満耕作	五町以上一〇町未満耕作	一〇町以上耕作	計	他市町村居住者	合計
					六七	—	六七
					八二		八二
					六三		六三
					三七		三七
					二二		二二
					二一		二一
					一		一
					二九三		二九三

委6　農地改革全般に関する質問表

1．農地改革で最も苦労したことは何ですか。

1　役場土地台帳の不備

2　買収計画の急速な要求

3　売渡の為の分合筆処理及計画樹立の急速な要求

4　登記事務の援助

2．委員会の会議で最も問題になつたことを三つあげてその会議の年月日及び議論の要旨を書いて下さい。

1　未墾地買収　二二・八・二二　買収地の適不適論じ買収に決定

2　農地買収取消訴願　二三・六・一　同上

3　未墾地買収　二五・四・一七外　適地の部落処理を審議し旧御料地充当

3．都道府県の指導をまたずに委員会独自で積極的にとりあげた問題とその経過について書いて下さい。

該当なし

4．村(市町)内で農地委員会の仕事に理解をもち協力してくれた人々はどんな方ですか。

1　在村地主

2　村長以下役場三役、村議等

5．村(市町)内で農地委員会の仕事に事々に反対したような人はいませんか。それはどういう方ですか。委員会はそれにどういう処置をしましたか。

該当なし

6．あなたの村(市町)がまわりの市町村と特に変つた事情にあつたため農地改革において特に注意しなければならなかつたことについて書いて下さい。

該当なし

7．農地改革でまだ不充分であると思われる点について御意見を書いて下さい。

該当なし

8．農地改革によつて最も変つた点を三つ書いて下さい。

1　自作地の増加

2　売渡を受けた農地の土地改良

3　未墾地の開発

9．農地問題について今後どういうことが問題となり、どうすべきか御意見を書いて下さい。

改革の成果に依る農地の保持増強の為、処理機構の恒久施設

(裾野市役所所蔵「農地等開放実績調綴」)

1041

今里の御料地払下げ請願写

昭和26(一九五一)・9・15

昭和二十六年九月十五日

静岡県駿東郡富岡村長　遠藤佐市郎　イ

東京営林局長　寺内祥一　殿

国有林土地及立木払下請願

一　払下対象物件

1　静岡県駿東郡富岡村今里字大向御料地

山林面積　五拾九丁四反参畝歩の土地立木

2　同村今里字長坂御料地

山林面積　六拾壱丁九反七畝歩の土地立木

一　上記山林の位置環境

表記山林は別表に図示せる如く何れも愛鷹山の中腹に位し富岡村今里区地域内にあり、愛鷹山官林より遠く離れ周囲は富岡村下和田部落の民有林及仝村葛山部落の民有林によつて囲まれ、所謂「飛地」として今里区民有林の中にあつて今里区内山林の中核をなしてゐる。而も大向官林の中には一丁四反五畝の民有林が包まれてゐる状態である。

一　沿革

上記二ヶ所は所謂御料地として本村今里部落の農民にとつて因縁浅からず、古来より下草及女竹の採集によつて堆肥の製造、副業の資材は一にこゝに依存してゐたのであります。

近代にいたり明治二十四年及大正十二年の二回に亘りて大向官林は植樹が行れた。又大正三年には長坂官林の植樹が行れたのである。就中長坂官林の如きは長く採草地として借用してゐたものであるが、大正三年植樹にあたつて返上することになつたのであります。両官林共植樹にあつては一□戸の農民は整地植付一切に奉仕し、ことに大正八年以来は御料地関係保護組合を結成して専ら植付を始め下刈、防火、間伐等其の育成愛護に奉仕的に協力して今日に及んだのであります。

一　請願の要旨

本村は農家戸数七百拾四戸、本田九十六丁歩、畑四百六十五丁歩に過ぎず、愛鷹山東北麓を帯の如く囲繞してゐる山村であります。而も東北部は所謂東富士演習場の一部をなし、終戦後進駐軍によつて駆逐され、一部農耕禁止を受け東北部への発展は全くうち断たれた近況であり、山林に依存するところ愈々甚大なるものとなたのであります。就中村内に於てもこの今里部落は隣接葛山、下和田に狭まれ林地少く、この部落にとつては山林は実に生命線であります。こゝに於て此の際特に国家の恩恵に浴し払下げ賜はることによつて該

農民が安じて営農更生の道に進むことが出来ます様念願するところであります。

払下けの方法といたしましては年賦支払によることを切望する次第であり、契約並に代価支払に関しては村長一切の責に任ずることを契ひ、こゝに特別なる御はからいによつて右払下げ下さることを懇願し奉る次第であります。

以上

（今里区所蔵「国有地払下申請控」）

1042　**富岡村が〝モデル村〟に指定**　昭和26（一九五一）・9・28

富岡村（駿東）に白羽の矢

きょうから　当局が基礎調査

難治村からモデル村へ

【沼津発】岳麓の平和郷駿東郡富岡村が多年の宿望がかなつて農林省指定の〝モデル村〟として発足することにきまり、かつては、小学校の建設をめぐつて村を南北に分断、はげしい村民間の対立を起し、県下きつての難治村とまでいわれた同村に再建日本の先端をゆく新らしき村づくりの闘いがはじめられることになつた。

農林省は今度全国各県に一ヵ所づつの農村建設指定村を指定し、これに全面的な援助をあたえてモデル村に育成、我が国農業経営の指標とすることとなり、本県では既報の通り富岡村に白羽の矢がたち、廿六日同省農地局村田経済課長、二階堂技官一行が来村、同村役場に県開拓、農政、蚕糸、農地、林産、農業改良等関係各課長、代理および伴野駿東地方事務所長、地元村側から遠藤村長、農協代表、村議等七十余名が参集、村の農業経営の実態、生活状況、保健衛生、水利等各般にわたる資料、統計を俎上にあげて慎重な検討が行なわれた結果、同省の指定基準に適合した農村だとの結論に到達、再調査を待たずに即日モデル村としての正式決定をみるにいたつた。そのため同省では直ちに改良農村の権威、全国畜産連合会藪理事を主任とする調査班を同村に派遣、廿八日から約

十日間にわたつて村の基礎調査を実施、一方村当局では村内の各関係者百卅名を網羅した富岡村建設委員会を設立、遠藤村長を会長に肥料、土地改良、農業経営、生活改善、農業技術指導など十部会を設け、藪理事、調査班一行の調査結果にもとずく(ママ)村づくりの大綱がきまり次第、全村を挙げての活発な活動を起す準備態勢もすでに確立、早くも快速調な辷り出しがはじめられた。

岳麓に模範的な理想郷を実現しようとする事業計画内容がきまるのは、大体来月末から十二月中旬頃までを見込まれているが同会議の席上、村田農林省経済課長の説明だと指定村に限つては今後本省の農林改良事業予算を最優先的に確保し、これに積極的な補助をあたえた上、土地改良事業を根幹に作業の機械化、電化、水利改良、生活様式の改善など農村運営の全般にわたつて画期的な改善が加えられる目標が示唆されるなど、村当局関係者は勿論、全村民に明るい希望と光明を投じている。

◎遠藤村長談　今度農林省が当村を新農村建設の村として指定されたことは全村民にとつてこの上ない喜こびである。指示されたからにはあらゆる努力と熱意とをこれに傾け名のみに終らぬよう必らずその日の到来を期待し決意している。

（静岡新聞）

1043　富岡村が供米模範村として表彰　昭和27（一九五二）・3・18

同情供米も郡下一　駿東富岡村の表彰を申請

【沼津発】駿東地方事務所では同郡富岡村を供米の模範村として表彰方を県当局に具申した。同村は廿六年度供米に対し婦人会、青年団、学童までが一致協力して郡下のトップで完納、ついで同情供米にも郡下一の金字塔を打立てたもので特に青年団の熱心な努力は日常の真剣さを如実に示したものとして大いに賞揚されている。

（静岡新聞）

1044

富岡村農地事情調査報告書

（一九五三）昭和28

農地事情調査報告書

静岡県駿東郡富岡町市村地区　農業委員会

○本調査報告は昭和二十七年一月一日～同年十二月三十一日迄の事実に基いて記載のこと。
○記載方法は各項目毎に記してあるか、その他件数、面積等で推定できるものは併記して下さい。
○本報告書は県都農地課宛二部提出すること。

概要（ツサンセ年五二）（ママ）					
総土地面積	地域内戸数	山林面積	農家戸数	農地面積	農家一戸当平均耕作面積
一〇九五町	九六二戸	五〇七町	七〇六戸	五八八町	八反、三畝
			専業農家		三ヶ年平均水稲総収穫高（含保有米）
			四七四戸		二五四三石
			第一種兼業農家	田 九四町 九反	
			一五六戸	畑 四九三町 一反	
			第二種兼業農家		
			七六戸		

一、昭和二十七年度の農地の固定資産税事情

①田……賃貸価格の（　　）倍で評価した
畑……賃貸価格の（　　）倍で評価した

②その他の方法で評価した（具体的に記載）

課税額は評価額の $\frac{(16)}{1000}$ である

県の指示に依つて反当り田は二七、四四五円
畑は八、四四六円とした。

二、現実に支払われている小作料事情（闇小作料を含む）

	賃貸価格（反当）			反当平均固定資産税評価額	反当平均固定資産税課税額
	最高	平均	最低		
田	円	円	円	二七、四四五円	四三〇円
畑				八、四四六	一三〇

① 田畑別小作料

	田（円）	畑（円）
反当小作料 普通	六〇〇	五〇〇
反当小作料 最高	六〇〇	六〇〇
反当小作料 最低	六〇〇	四〇〇
小作地面積	一二五反	一一八反
小作人数	九四	八五人

② 小作料の高低別小作地割合

反当小作料で次に該当するものは小作地の何割位あると推定されるか	
統制額の範囲内	一〇割
統制額～一〇〇〇円	― 〃
一〇〇〇円～二〇〇〇円	― 〃
二〇〇〇円を超えるもの	― 〃

③ 小作料を支払つた以外に又は小作料を金銭以外のもので支払つている事例があるか、あればその方法、内容程度は（具体的に）

ない

④ 農民は小作料統制額についてどの項を支持すると考えるか（該当欄の下に線を引く）

○現在の統制額でも高すぎる　○現在程度でよい　○若干高くすべきだ　○一〇〇〇円以上にすべきだ

○統制すべきではない

三、農地の売買価格と離作料について（書類上の価格でなく実際支払れた額、又は推定額によつて記入する）

① 耕作するための移動

反当価格	普通	最高	最低
自作地の売買価格 田	一五〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円
畑	五〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇

② 潰廃する場合

反当り	普通	最高	最低
自作地 土地価格	九〇、〇〇〇円	一七〇、〇〇〇円	六〇、〇〇〇円
自作地 離作料	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇

小作地の所有権のみの売買価格			
田	一三〇、〇〇〇	一七〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
畑	四〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇

小作地			
地主に支払った土地価格	九〇、〇〇〇	二三〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇
小作人に支払つた離作料	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇

四、農家の遺産相続の概況　（次の各項に該当する件数はそれぞれ何％位あるか）

④(ママ) 遺産農地を分割して相続したもの　―　％

② 分割しないで一人で相続したもの　一〇〇％

③ 実質的には分割しないか相続放棄の手続をしないもの　―　％

④ 共同相続によるもの（③の該当分を除く）　―　％

註　③は法律的には④の共同相続になつているか実質的には②の一子相続になつているもの

五、耕作権の売買価格の事情について（耕作の目的で耕作権が移動する場合次のどの形がとられるか該当欄に○印とその額を記入のこと）

① 耕作権を取得するとき金銭を支払う例はない。　○

② 地主が小作地の耕作権を引上げるとき離作料を支払う例が部分的に見られる。その額は反当り（　　円）位である。

③ 地主が小作地の耕作権を引上げるとき金銭を支払う例が一般的に見られる。その額は反当（　　円）位である。

④ 耕作権を取得するとき金銭を支払つて買入する例が部分的に見られる。その額は反当（　　円）位である。

⑤ 耕作権を取得するとき金銭を支払う例が一般的に見られる。その額は反当り（　　円）位である。

⑥　耕作権を取得するとき敷金を出す例が部分的に見られる。その額は反当り（　　円）位である。

⑦　耕作権を取得するとき敷金を出す例が一般的に見られる。その額は反当り（　　円）位である。

⑧　その他の例（具体的に）

六、農地の移動潰廃の状況

①　耕作の目的となる農地の所有権の移動（a、耕作権を伴った所有権の移動　○　b、耕作権を伴わない所有権の移動）

②　耕作権の移動　○

③　小作地の引上げ

④　耕作以外の目的のための農地の所有権の移動

⑤　農地の潰廃（自らの耕作地について又は他人の耕作地を貸借権地上権等に基いて行うもの）　○

⑥　強制譲渡　○

（旧強制譲渡令又は農地法による小作地の所有権移動）

註　①のⓐは自作地の移動　小作農に小作地の所有権が移る場合

①のⓑは小作地の所有権を小作農以外のものに売る　自作農が耕作を続けるが所有権のみ他人に売る即ち小作農になる場合等）

七、耕作目的の農地又はその耕作権のみの移動の傾向は（耕作目的の移動については次のABCD各項毎に該当事例の多い欄から○印の内に順位をつけて下さい。）

A　③飯米農家零細農家の耕作地を手放す

②中堅農家が耕作地を手放す

統制実績	無所処理面積						
三四反	（推定）反	／	四五	―	―	八	一
／	―	―	―	―	―	―	／

①大経営者が　〃
②飯米農家、零細農家が耕作地を取得する

B
①中堅農家が耕作地を取得する
③大経営者が　〃

C　耕作地を手放すのは（本項金額を通じて順位をつけること）

労働関係（ママ）　○手不足のため
○離村するため　労働関係

○小作料、税の関係で不引合
○土地が悪くて供出に困る
○飯米自給の必要がなくなつた
①売る必要はないが相手が希望する
○今が売るときであると思うから
採算的考慮に基くもの

○生計費の必要
③労費、建築費、医療費、その他消費面にまとまつた金がいるから
○借金のかた又は穴うめ
○農業生産面にまとまつた金がいるから
②兼業にまとまつた金がいるから
○相続税を支払うため
○災害復旧費として
○土地交換のため
○その他主なるもの
特定支出の必要

D　耕作地を取得したのは
①　農地不足のため　○貸した金の埋め合せ
②　飯米不足のため　○買う必要はないが縁故者の話で引受けた

③　働き手がふえたため　　○その他の理由（　　）

○　宅地にするため

○　分家する準備

八、統制を受ける必要のないものが潰廃した農地の面積、事業者、事業内容　　なし

①　潰廃農地面積　　反　　畝

②　事業者名（例　建設省、県）

③　主な事業名（例　国道敷地、官庁建物等）

九、農業委員会として最も懸案となつている事項とその内容

なし

十、農業委員会書記として一番困つている問題とその内容

なし

十一、地域内の農民は現在どんなことに最も関心を持つていると考えるか。

①　農地に関する問題では

農地採草地の拡充

②　農業一般の問題では

特種作物栽培、酪農等による

多角経営

十二、農地改革で自作農になつてから農業経営上及び農家生活上どんな改善が行われたか。

土地改良、作業場の建設改造、生活改善

十三、農地改革後の農村の状況はどう変つたか、特に従来地主のやつていた役割は今はどうなつているか。

小作農が僅少となり旧地主の役割は自作農相互が民主的に処理する様になつた。

十四、自作農家の維持育成について政府等でやることを希望することはどんなことであるか。

農産物の価格維持と集荷販売を統一的に行い肥料の安価提供

註　9～14はなるべく具体的に詳しく書いて下さい。

（裾野市役所所蔵「農地等開放実績調綴」）

第三節　戦後教育の出発

(1)　新教育へ向けて

1045　**疎開児童　前在学校へ復帰**　昭和20(一九四五)・9・15

九月十五日　土曜日　曇　七六度

本日　初三女　初四女　二名ノ疎開児童前在学校東京都世田谷区上北澤国民学校ヘ疎開復帰退学ニ関スル一切ノ書類在学証明書交付

九月十七日　月曜日　曇　七九度

本日児童宛小豆缶結(ママ)配給

一二年　四八名

三四年　五五名　計一〇三人

外一人二ヶ宛配給品ノ分配ヲナス一ヶ六〇銭也

（裾野市立富岡第二小学校所蔵「学校日誌」）

1046　**終戦に伴ふ教科用図書取扱に関する件**　昭和20(一九四五)・9・27

駿地学第五四九号

昭和二十年九月二十七日　駿東地方事務所長

各青年学校長
国民学校長殿

終戦ニ伴フ教科用図書取扱ニ関スル件

青年学校、国民学校ニ於ケル教科用図書ニ付テハ追ツテ何分ノ指示アルマデ現行教科用図書ヲ継続使用シ差支ナキモ戦争終結ニ関スル詔書ノ御精神ニ鑑ミ適当ナラザル教材ニツキテハ左記ニ依リ全部或ハ部分的ニ削除シ又ハ取扱ニ慎重ヲ期シ万遺憾ナキ様御配意相成度此段及通牒

記

一、省略削除又ハ取扱上注意スベキ教材ノ規準概ネ左ノ如シ

イ　国防軍備ヲ強調セル教材
ロ　戦意昂揚ニ関スル教材
ハ　国際ノ和親ヲ妨グル虞アル教材
ニ　戦争終結ニ伴フ現実ノ事態ト著ク遊離シ又ハ今後ニ於ケル児童生徒ノ生活体験ト甚シク遠ザカリ教材トシテ価値ヲ減損セル教材
ホ　其他承詔必謹ノ点ニ鑑ミ適当ナラザル教材

二、教材省略ノ為補充ヲ必要トスル場合ニハ国体護持道義確立ニ関スル教材文化国家ノ国民タルニフサハシキ教養躾等ニ関スル教材農産増強ニ関スル教材科学的精神啓培並ニ其ノ具現ニ関スル教材、体育衛生ニ関スル教材、国際平和ニ関スル教材等ヲ夫々ノ教科科目ノ立場ヨリ土地ノ情況時局ノ現実等ニ稽ヘテ適宜採取補充スルコト

（裾野市立富岡第一小学校所蔵「（指令書綴）」）

1047　時局の急転に伴ふ学校教育に関する件

昭和20（一九四五）・11・4

駿地学第五一五号

昭和二十年九月十一日　　駿東地方事務所長印

青年学校長
国民学校長殿

時局ノ変転ニ伴フ学校教育ニ関スル件

大東亜戦争ノ終結ニ伴フ学校教育ニ関シテハ当面ノ緊切ナル問題ナルニ鑑ミ特ニ左記事項ニ御留意ノ上之ガ実施上万遺憾ナキヲ期セラレ度此候及通牒候

記

一、通年動員ヨリ解除サレタル学徒ノ授業ニ付テハ平常ノ教科教授ニ復原（ママ）シ遅クモ九月十日ヨリ授業ヲ開始スルコト

追而農業関係ニ出動中ノ学徒ハ引続キ動員ヲ継続スルコト

二、教科用図書教材等ノ取扱ニ付テハ八月十四日渙発セ

ラレタル詔書ノ御趣旨ヲ奉体シ其ノ取扱ニ付十分ナル注意ヲ払ヒ其ノ一部授業ノ省略等適宜措置スルコト

三、教練ノ科目ハ体操又ハ食糧増産ニ振リ向ケルコト

（裾野市立富岡第一小学校所蔵「（指令書綴）」）

1048　**御真影奉還に関する件**　（一九四六）昭和21・1・4

駿地学第七一五号

昭和二十一年一月四日　駿東地方事務所長

国民学校長殿

御真影奉還ニ関スル件

今般天皇御服御制定ニ伴ヒ曩ニ各学校ニ下賜ノ今上陛下御真影並ニ皇后陛下御真影ハ改テ下賜可相成ニ付従来下賜ノ御真影ヲ奉還スベキ旨其筋ヨリ通牒有之タルニ依リ左記ニヨリ奉還セラレ度

記

一、奉還日時　一月十二日十時

二、奉還スベキ場所　駿東地方事務所

三、注意ノ各学校ハ包紙ノ右肩ニ幅六糎長二十五糎ノ紙片ニ校名及拝戴年月日ヲ明記セルモノヲ貼付スルノ外奉遷万遺憾ナキ様準備スルコト　昭和六年一月二十八日

（裾野市立富岡第一小学校所蔵「（指令書綴）」）

1049　**国家神道神社神道に対する政府の保証支援保全及監督並弘布の禁止に関する件**　（一九四六）昭和21・1・22

駿東地学第八号ノ二

昭和二十一年一月二十二日　駿東地方事務所長印

須山村長殿

国家神道神社神道ニ対スル政府ノ保証支援保全監督並弘布ノ禁止ニ関スル件

標記ノ件ニ関スル連合国軍最高司令部ノ指令別途送付相成タル処之ニ基ク実施要項左記ノ通リニ付（貴管下宗教団体社会教育団体其ノ他関係者ニ移牒徹底セラレ度遺憾ナキヲ期セラレ度）

此段及移牒

記

一、学校内ニ於ケル神道ヲ教義ノ弘布ハ其ノ方法様式ノ如何ヲ問ハズ禁止スルコト

二、学校内ニ於テ神社参拝若ハ神道ニ関連スル祭式儀式慣例等ノ挙行乃至其ノ後援ヲ為シ得ザルコト

右ニ関シ特ニ左ニ留意スルコト

(一) 伊勢ノ神宮明治神宮等ニ対スル遥拝ハ之ヲ取止ムベキコト(注意　宮城遥拝ハ差支ナシ)

(二) 氏神等ニ対スル団体参拝ハ不可ナルコト

(三) 氏神祭日等ニ於ケル休業日ハ之ヲ廃止スルコト

(四) 国ノ祭日等ニ対スル取扱ニ付テハ内閣ニ於テ考究中ナルヲ以テ追而指示アルベキコト

(五) 神宮大麻ノ頒布神饌田及神饌米奉献等ノ行事モ取止ルコト

三、学校内ニ於ケル神社神祠神棚大麻鳥居及注連縄等撤去スルコト

尚御真影奉安殿　英霊室又ハ郷土室等ニ付テ(ママ)神道的象徴ヲ除去スルコト

四、学校校則校訓又は綱領等ニ付テモ神道的字句ヲ除去スルコト

五、官公立学校ノ教職員ハ公的資格ニ於テ神道ノ支援保全及弘布ヲ為シ得ザルコト　尚教職員ノ右ニ該当スルガ如キ講義等モ為シ得ザルコト

六、官公立学校ノ教職員ハ公的資格ニ於テ神社ノ新任乃至現状等ノ奉告ヲ為シ若ハ学校ヲ代表シテ神道ノ儀式ニ参列シ得ザルコト

七、教職員及学生生徒児童ニ対シ神道其ノ他如何ナル宗教ヲ問ハズ之ヲ信仰セザルガ故ニ若ハカヽル特定宗教ノ慣例祭式儀式礼式等ニ参列セザルガ故ニ差別待遇ヲ為スコトヲ得ザルコト

八、神道研究弘布ヲ目的トスル若ハ神職養成ノ為ノ私立学校ノ設置存続ハ差支ナク之ガ取扱ニ関シテハ他ノ私立学校ト同様ニスルモ経費助成は不可ナルコト

九、学校ニ於テ現ニ使用セラレツヽアル凡テノ教師用参考書及教科書中神道教義ニ関スル箇所ヲ削除セシムルト共ニ教授セシメザルコト尚削除スベキ箇所ハ目下本省ニテモ検討中ナルヲ以テ決定次第指示アルベキモ不取敢本措置ヲ講ゼラレタク

一〇、「国体ノ本義」「臣民ノ道」ノ頒布ハ禁止セラレタルモ之ト類似スル官発行ノ書類、論評、評釈頒布禁止ニ関シテハ別途指示ノ見込ナルコト

一一、「大東亜戦争」「八紘一宇」等ノ用語ニ依ル教授ハ之ヲ認メ得ズトモ之ト類似スル他ノ用語ノ使用禁止ニ付テハ目下検討中ナルヲ以テ追テ指示見込ナルコト

（裾野市役所　須山支所所蔵「連合軍進駐軍最高指令部ヨリ発スル指令ノ徹底ニ関スル書類綴」）

1050　三島進駐軍沼津市駿東郡所在の各学校検閲に関する件　昭和21（一九四六）・1・25

至急

駿地学号外

昭和二十一年一月二十五日　駿東地方事務所長

中等学校長
青年学校長
国民学校長　殿

三島進駐軍沼津市駿東郡所在ノ各学校検閲ニ関スル件

進駐軍ヨリ極メテ近日中ニ学校検閲可致指令有之タル処各学校ニ於テハ学校長会議ノ屢次ノ通牒等ニ依リ軍事教錬（ママ）用具教科用図書等ノ処理ニ付テハ夫々ニ万遺憾ナク御手配中ノ事ト存ゼラレ候モ尚左記ニ付テハ特ニ進駐軍ヨリ申出有之タルニ付徹底処理セラレ度此段重而及通知

記

一、軍事教練用具一切

銃剣、薬盆、藁人形、撃突台、手旗、囲壁

（右ハ一例ニスギズ）

（裾野市立富岡第一小学校所蔵「（指令書綴）」）

1051　教職員の窮乏の応急的処理について　昭和21（一九四六）・2・27

ての御願い

㊝

謹啓厳寒の候益々御清適の段奉賀候

扨て教職員待遇改善に関しては種々御高配を賜り深謝仕候然るに最近に於ける物価の急激なる暴騰は教育者の生活を極度の窮乏に陥れ誠に寒心に耐へざる情況に付大日本教育会静岡県支部に於ては二月十五日役員会開催待遇改善に関し県当局に陳情種々手配仕候へ共急場の間に合はざる為其の間根本的改善の実施を見るまで応急的処置として市町村、並保護者会後援会等の御後援を賜り度申合仕り候に付格別の御配意賜度此段及御願候也。

昭和二十一年二月十六日　敬具

大日本教育会静岡県支部印

町村長
後援会長　殿
保護者会長

拝啓初春の砌り各位殿益々御勇健奉賀候

陳者別紙㊝の通り教育会静岡県支部より教職員の待遇改善に関し県当局に陳情致せし所急場の間に合ず各町村にて善処致し下さる様通知有之候間誠に恐縮にて申し兼ね候へ共職員の現状を見るに忍びざる状況に付国民学校と共に一般区内に御寄附を仰ぎ度候条御迷惑乍ら重ねて御依頼申上候

昭和二十一年二月二十七日　敬具

嶽南青年学校長　湯山森男

管理村長　湯山芳太郎

区長殿

（御宿区所蔵「役場通牒等綴」）

1052　昭和二一年度桑皮増産に関する件　昭和21（一九四六）・5・6

駿地学第二七七号

昭和二十一年五月十六日　　駿東地方事務所長印

管下国民学校長殿

昭和二十一年度桑皮増産ニ関スル件

本年度の桑皮の取扱に付ては最近に於ける製紙原料の著しい不足のため主として製紙原料用として増産に努めることゝなり左記により実施に当ることゝなつたから右御了知の上従来通り極力増産に努める様致されたい

尚野生苧麻其の他の雑繊維も前年通り増産に努めるかこれに付ては追て通知する

記

一、桑皮の集荷配給は全国農業会及びその系統農業会が実施に当る

二、本年度の集荷目標

全国　六〇〇万貫（但し製紙原料以外のもの百万貫を含む）

本県　一五万貫

三、桑皮の生産はその作業の性質上従来通り国民学校及び学童の協力を求めること、右に付ては文部当局に於て了解済みである

四、桑皮の価格はこの度左の通り引き上げられた

黒皮付生剝皮　一〇貫につき四〇円

黒皮付蒸剝皮　〃　六〇円

白皮蒸剝皮　一六三円

右価格は生産者販売価格の統制額であつて荷造りしたるもの生産者の最寄にある集荷場渡しである

五、全国農業会の集荷した桑皮の採取者に対しては更紙百二十万ポンド及び学童服三十八万着の還元配給が行はれる予定で更紙は左の通りに配給される

桑皮十貫に対し四十枚の割合を以て国民学校に無償配給

（裾野市立深良小学校所蔵「図書」）

1053　鳩麦の栽培を国民学校及び青年学校に依頼　（一九四六）昭和21・5・22

駿地学第二七一号

昭和二十一年五月二十二日　駿東地方事務所長印

国民学校
青年学校長殿

鳩麦の栽培について

現在の国難な食糧事情を幾分でも緩かにすることは非常に大切なこと丶思ひます鳩麦の栽培は今迄余り多く用ひられてゐなかつた低湿地の空閑地を活用することが出来管理が粗放であつても収穫量が多く米麦の代替食糧として極めて適当なものと思ひます更生食糧協会からの依頼もありますので左記御含みの上栽培に力を尽して戴きたいと思ひます

記

一、種子
　種子は更生食糧協会から農業会支部を通して近日中に無償配布の筈種子が到着したら鼠の害を受け易いから注意すること
二、収穫物
　収穫物の半量以上を更生食糧協会へ売渡すこと。協会の買入価格は穀付一石二〇〇円の予定荷造運賃は協会負担のこと
三、栽培上の注意
　イ　適地　低湿地を好むから低湿地の空閑地を活用すること
　ロ　播種期　四月中旬から六月上旬まで。最適期は四月下旬から五月上旬
　ハ　播種土　畝幅二尺株間一尺置きに三粒宛播種して反当二升五合位
　ニ　収穫の方法　八分通り熟した時刈取り、蕎麦の収穫のやうに取り扱ふこと。

（裾野市立深良小学校所蔵「図書」）

1054　奉安殿処理の件　昭和21（一九四六）・9・20

議第八号

奉安殿処理の件

七月十六日駿地学第三五三号駿東地方事務所長通牒に依り奉安殿を除去するものとす

昭和二十一年九月二十日提出

昭和二十一年九月二十日決議

静岡県駿東郡富岡村長　真田平吉

（裾野市役所所蔵「決議書」）

1055　終戦後の教育の実情に関し指導上参考となるべき事項　教育計画　昭和21（一九四六）

終戦後の教育の実情に関し指導上参考となるべき事項

駿東郡深良村国民学校長　大野佐太郎

一、終戦後の政治経済思想社会機構の大転換混乱を正しく導き正しき文化国家を建設する根基は教育を置いて他にないと考へる即ち今後の国家施政の第一義的なるものは教育でなければならない。然るにこの教育の根幹をなす青年教育者は教育に疑惑を抱き教育界の現状にあきたらず不安動揺してゐる　この教育者を的確に把握せずしては今後の教育は考へられない　国家再建の道は遠いこれを解決する為には

1　教育者に理想を与へる—独善的・形成的なものではならない。

2　経済的不安の除去

3　修養研究の余裕を与へる

二、言ふまでもなく教育の破壊も建設も家庭の生活に由来する　この為に正しき美は（ママ）しき家庭の建設が要求される　所謂母親学級もよからん然し母親父親兄姉と家構成の全員を対象とした父兄参観日を拡充してこの父兄特に母親教育に基盤を置き児童の教育問題を出発点として一般教養に及び家庭の浄化建設を図らねばならない　これこそ終戦後の国民思想の混乱を積極的に導く大切な方法である

三、児童の生活を規程するものは村の生活であり特に部落生活である　この為には少年団の運営が真剣に考慮

されなくてはならない　教育に理解ある部落指導者と学校とは常に直結して教育の万全を期す　これは児童生活の束縛ではない、児童生活の解放であり自治責任の訓練の唯一の機会である

四、かくして青年教師の奮起と家庭・部落・全村協力の姿に於て自由闊達なる新生日本の教育の万全を期して行かねばならない

以上

昭和二十一年度教育計画

駿東郡深良村国民学校

第一　本校経営の根本方針

学校は教師と児童とに依つて組織された一社会であつて教師と児童の真の意味に於ける人生の生活場である。学校に於ける教師の生活は所謂生活〔生計〕の為の方便ではない目的そのものである。勿論自己の生計を立てるといふ意味に於て方便としても考へられるが、学校に於ける生活の尊さは方便としてよりも目的としての生活にある。換言すれば方便としての尊さよりも目的としての尊さの方がより尊い

特に自己の天職を全うする上に於て、又その喜びを享くる点に於て学校に於けるこの数時間の教師の生活は意味深いものである。学校は教師にとつて意味深い生活場であるばかりでなく児童に取つても同じである。児童は学校に於て若き恵まれた生気潑剌たる人生を送るのである。子どもの生活は大人の生活の方便ではない。勿論やがて立派な大人になるという意味に於て方便だと考へられない事はないが、子どもの生活は目的そのものである実は現実に於て充実したる生活を送ることによつてやがて立派な大人ともなり得るのである。

以上の如く学校は教師児童両者にとつての生活場である。従つて学校の経営は両者を対象として立てられなければならない。まして教師の人生観の確立、生活の確立、正しい人生の歩みが児童教育を正しく進展せしめる根源

である上に於て尚更教師の生活を考へることが大切である。

更らに又教育はその場を考へなければならない。教育の場は学校であり家庭、近隣、村、一般社会であつてこの場は児童教育を左右する力がある。この力を無視しては教育は絶対に成立たない。如何にしてこの教育的場を建設し、純化するかは教育上大切な問題である。然して学校は村の文化の中心とも考へられるもので場の純化建設は一村教化文化建設へ発展する可能性あり、本校は之を実現しつゝあるものである

斯くて本校教育経営は次の如く児童、教師、教育の場の三方面より立てられてゐる

一、児童方面―真の人間教育、即ち人物〔人格〕を作ることを中心とした教育

二、教師方面―真の人間としての自己人物の向上、有為な教師への修養

三、場の建設―真の人間教育の場建設、一村教化の実践

（裾野市立深良小学校所蔵「年次計画書」）

1056　追放者歎願の件

昭和21（一九四六）

謹啓

歳末御多端の御事と御推察申上ます

さて御承知の通り今回追放令拡大に伴ひ本村国民学校長□□氏も此の嵐に巻き込まれ目下の処留保の巷にさまよいつゝ有り明後十二日長泉村国民学校に於て留保組第二審査会開催せられ郡下各校長級の合格不合格が決定せらるゝとの事で御座居ます。ついては当校長は御案内の通り人格識見共に稀に見る良校長でありまして此の際追放の網にかけ　三十有余年の教員生活を捧に振る等の事が有りましたなら本人のため誠に御気の毒の事と存ぜられますので此の際我々学務委員の総意を以て村内各有志諸賢の御協力を願ひ嘆願書を提出したいと存じまして御手許に嘆願書を　差上げました次第です何卒御賢察の

上御一判を賜り度いと存じます

学務委員　杉山彌作
御宿秀美
勝又亀寿
真田八郎治
真田留吉
加藤徳平
小野和十郎

（御宿区所蔵「役場通牒等綴」）

1057　**新制中学の悩み　旧軍用施設を利用**　（一九四七）昭和22・1・21

新制中学の悩み　県下の実状をみる

旧軍用施設を利用

駿東郡下の初級中学廿二校は現在全部旧高等小学校の教室を利用して順調な辷り出しを示している、明年度大平村は新学期までに新校舎を竣工清水村は旧海軍工廠施設を買収目下新築を計画、長泉村は起工式を終り新築中、深良村は校地の選定も終り新改装中、富岡村は青年学校跡を利用と決定、富士岡は駒門廠舎の一時使用の許可を取り近く移転、印野、玉穂、高根、北郷、御殿場は駒門廠舎の払い下げを受けてこれを移転改造する計画で目下準備を進めている、原里村は板妻廠舎を利用、須津村は目下工事中で何れも有利な態勢で六・三制完成に向つている

（静岡新聞）

1058　**教員ストの悩み**　（一九四七）昭和22・1・21

教員ストの悩み

ストに突入せば混乱は想像以上

本県の教員組合は中央に呼応して国鉄静岡管理部内の共同闘争本部に参加し切実な最低生活確保等を叫んで二月一日からストに入る事になつた、然し教員組合は国鉄、全逓、全官公等の共闘組のような全員を糾合したものでない事がスト突入への複雑性を持つている、県下約一万

四千の先生たちの大部分を集めている単一県教組はたしかに県教員の多数勢力ではある、だがこの単一に参加せず分立を続ける静中を中心とする約卅一校の県中教組と駿東郡、沼津市等の国民校組は少数ながらもスト反対を標榜し続けている、国鉄は列車を止めている全逓は通信、郵便を止めるなど全面的ストの態勢にあるに引きかえ教組は単一だけがストを敢行しても分立の他教組は授業を続ける、この両面を批判する父兄子弟等の世論はどうなるか茲に教員のストの悩みが生じている、最低六百円を確保しなければ我々は餓死し真の民主教育は不可能と叫ぶ単一教組と其の手段のためにストを選ばずとする県中教組合やイデオロギーの相違から感情の衝突に迄発展するに到つた、単一は分立派を異端者扱いにし分立派は単一の行き方を痛烈に非難して県の教育界は六、三制の新学制を前に波瀾の一歩前に置かれている教員のストはどうなる？　単一、中教組、駿東教組の言分を聞いてみよう

【駿東郡教組】単一にも入つていない、勿論県中教組にも入れない吾々の立場は実に苦しい、郡内でも単一に入るべし、否の声で混乱している、イデオロギーとしては県中教組を妥当と考えるがどうしても通したい最低生活の線のためにはストより外ないと迷つてくる、だがストに入るには生徒の困らない授業態勢を二月一日までにどうして整えるかだ、教育者だという強い気持の支配と苦しい生活を改善してほしい気持とのジレンマに苦しむ、我々郡教組の立場も二、三日中に決るだろうが教員のストはむずかしい問題だ

（静岡新聞）

1059　学校に於ける宮城遙拝等について　昭和22（一九四七）・6・13

駿地学第二五八号

昭和二十二年六月十三日　　駿東地方事務所長

中学校長
小学校長　殿

学校に於ける宮城遙拝等について

標記の件について教育部長より左記の通り通牒があつた

から御了知の上、実施については遺憾のないようお取計い願いたい

記

儀式に際して学校が主催し、指導して行はれた宮城遙拝天皇陛下万歳は今後やめることゝする　また学校の校長及び教員は学生、生徒及び児童の教育に際し、天皇神格化の表現を強制したり、又指導したりしてはならない、このことはもとより学生生徒及び児童各人の天皇に対する自発的な尊敬の表現を妨げるものではない　なほ従来祝日において儀式を行うに際して学校によつては形式的に行われていたむきもあるが今後はこれを改めこれを行う場合は学校の実情に即して例えば学芸会、運動会、展覧会又は講話、講演等を行い、適切に祝日の趣旨を徹底させ、参加者がひとしく喜びを共にするように実施されたい、

なほ本件は指令に基づくものであるから受領証を提出されたい

（裾野市立富岡第一小学校所蔵「（指令書綴）」）

1060　新制中学校建築に関する件　昭和23（一九四八）

昭和二十三年一月二十四日午後一時於役場村会議員出張所合同協議会

一、新制中学校建築ニ関スル件

村長ヨリ現在迄ノ具体的経過報告シ次ニ助役ヨリ駒門廠舎ノ其ノ後ニ於ケル経過報告シ併セテ補足ス別表第一案ニ採諾新築建造ト決定ス

中学校新築工事入札開札録

一、開札日時　昭和二十三年四月七日午後三時

一、立会人

一、村長ハ開札ニ先立チ左記事項ヲ請負人ニ説明ス

1　心得書（朗読）敷札ヨリ下ニ近キ者ヲ落札者トス

2　頃引札ニ達セズ落札人十二時ハ入札ヲ取消ス

3　入札人協定シテ入札シタル時ハ開札後判明スルモ取消ス事有ル可シ

4　入札人ニ対シ本日ノ日当トシテ一人金　　円ヲ下附ス但シ落札者ニハ下附セス

5　監督ハ充分厳重ニナスヲ以テ承知セラレタシ

一、開札

一　金三、四五〇、〇〇〇円也　岩崎工務所
一　金三、三八〇、〇〇〇円也　二又川組
一　金三、三九〇、〇〇〇円也　鈴木組
一　金二、八三七、〇〇〇円也　渡辺正勝　落札者
一　金三、四五〇、〇〇〇円也　渡辺慶蔵
一　金三、二九八、〇〇〇円也　旭営造株式会社
一　金二、九八〇、〇〇〇円也　竹中工務所
一　金三、一五〇、〇〇〇円也　桑原土建
一　金三、二九〇、〇〇〇円也　内野鹿造

別札　金二、九九六、〇〇〇円也

明細書四通作成ノ事

一、立棟式迄裾野ニ於テ検収スル事

（裾野市役所　深良支所所蔵「協議会決議録」）

1061　**佐野実業補習学校の県立移管**　　**昭和23（一九四八）・1・7**

通知書

小泉村外三ヶ村組合立佐野実業学校県立移管については深良村会は協議の結果満場一致県立移管に賛成可決致しました。

右御通知申上ます

昭和二十三年一月七日

深良村会議長　小林　完

泉村会議長殿

（裾野市役所　深良支所所蔵「議事関係綴」）

1062　**昭和二三年当直日誌より**　　**昭和23（一九四八）・5・29**

昭和二十三年五月廿九日　土曜　天候晴

教室に於ける女生徒の毬突き遊戯は禁止しては如何

授業中に生徒の内に漫画其他の雑誌の類を読む不真実目なる生徒を見受く
便所の中に藁屑又は草履等を投げ入れる者あり
教室によりては生徒帰宅后施錠なき所あり御注意ありたし
午后四時半深良小学校遠藤校長来校せり
午后三時より役場に建築委員会開催林校長出席せり

（裾野市立東中学校所蔵「当直日誌」）

1063　昭和二三年度　深良中学校年次計画　昭和23（一九四八）

昭和二十三年度
深中年次計画

駿東郡深良村立深良中学校

昭和二十三年度の深良中学校経営

一、本年度の目標
生徒の個性を尊重しその適性を伸張し各々の才能を発揮させると共に健康で明朗且つ責任感の強い人間教育の徹底を期す

二、目標徹底のため
1　学校経営を民主的に運営し各自の研究的創意によりその能力を十分に発揮すること
2　教育の実施に際して劃一的強圧を避け明朗闊達自発的自律的各々の責務を尽くさせること
3　職員相互間に於て寛容協調自己の職責を尽くし進んで他を導き補い一丸となつて民主教育の具現につとめること
4　職員の研究修養につとめ民主教育を理解し良心的に教育の道に邁進すること
5　P、T、Aを強化し教育成果の昂揚につとめる

三、職員の反省事項
1　勤務に忠実であり責任を果しているか
2　教育の日々の行が民主教育の具現につとめているか
3　学習指導にあたり十分な研究と周到な計画と準備

がなされているか

4　生徒の心身衛生に適合した教育が行われているか

5　生徒を間断なく見守って実生活にまで根を下しているか

6　創意を以って施設の活用利用につとめ教育的価値の向上につとめているか

7　研究的態度を以って教育に専念しているか

8　教育者たるの自覚にもえ教育を熱愛し精進しているか

学校行事予定

四月　入学式(一日)　P、T、A総会(十二日)　身体検査(二十二日)開校記念式(二十八日)　野球ソフトボール学年対抗大会(二十九日)

五月　体育大会(六日)　P、T、A例会(十日)　遠足(十三日)　家庭訪問(自十八日至二十一日)

六月　P、T、A例会(二日)　農休(二十一日より)　農休(三日まで)　P、T、A例会(二十日)　授業短縮(自二十二日至三十一日)

八月　校舎落成祝賀式(十五日)

九月　授業短縮(自一日至十日)　P、T、A例会(十五日)

十月　P、T、A例会(五日)　運動会(十五日)

十一月　農休(自一日至六日)　遠足(十日)　PTA例会(十五日)　体育祭(三日)

十二月　PTA例会(十五日)　冬休(二十七日より)

一月　冬休(七日まで)　P、T、A例会(二十日)　新年お祝の会(一日)

二月　芸能祭(十一日)　P、T、A例会(十五日)

三月　P、T、A例会(十日)　修卒業式(十九日)

授業日の一年間の総時数予定

一学期				二学期				三学期		
四月	五月	六月	七月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月
二六時	一四	九	一三	二五	一四	一二	一六	二〇	一三	八

四八三	五一四	三一九
一三一六時		

備考　右表は授業日を一日の時間数により計算する臨時の授業時間変更により一一九〇時間に減ずる予定

教科総時数

	一年		二年		三年		一年	
	男	女	男	女	男	女	男	女
国語	一七五	〃	〃	〃	〃	〃	一〇五	〃
習字	三五	〃	〃	〃			農 一四〇 家 三五	農 三五 家 一〇五
社会	一七五	〃	〃	〃	〃	〃	一〇五	〃
国史			三五	〃	七〇	〃		
数学	一四〇	〃	〃	〃	〃	〃		
理科	一四〇	〃	〃	〃	〃	〃	三五	〃
音楽	七〇	〃	〃	〃	〃	〃		
図工	七〇	〃	〃	〃	〃	〃	二九〇	二九〇

	二年		三年	
	男	女	男	女
体育	〃	〃	〃	〃
職業	〃	〃	〃	〃
外語（英）	〃	七〇	〃	〃
習字				
職業				
自研	〃	〃	〃	〃
選科	〃	〃	〃	〃
合計	二九〇	二九〇	二九〇	二九〇

教科課程作成方針

一、指導要領（一般）必修科目中職業科に於て男子農業四時間（週）女子農一家庭三を課した理由は本校の生徒の大部分が農家の子弟で生活環境が農業に関係深く教材の扱いに生活に即し又女子への家庭科選択は生徒及家庭からの要望を十分容れた

二、選択科目に英語（外国語）を課した理由は常識としての英語を知らせる点、生徒の希望せる点を容れた。

（裾野市立深良中学校所蔵「学校経営書　綴」）

1064　深良村奨学資金支給に関する条件　昭和26（一九五一）・3・31

議第二十三号

昭和二十六年三月三十一日提出

深良村長　小林秀也

深良村奨学資金に関する条例制定の件

深良村奨学資金に関する条例を別紙の通り制定するものとす

昭和二十六年三月三十一日議決

深良村議会議長　小林　完

条例第三一号

深良村奨学資金支給に関する条例

（この条例の目的）

第一条　この条例は深良村立中学校卒業生にして学業操行体格優秀にして思想堅実人格他の模範たる向学志望者が家庭の事情其の他経済関係により上級学校に進学出来得ざるもの、もしくは修学困難なる者に対し学資を補助し将来日本国民として優秀なる人物を育成するを目的とする

（被支給者の推薦及決定方法）

第二条　本条例による奨学資金の被支給者は深良中学校卒業者にして中学校長の推薦を受け深良村長及審議委員会が適当なりと認め採決なしたるものに限る

（審議委員会の構成）

第三条　審議委員会は深良村議会議員の互選による四名を以って組織する

（奨学資金の額）

第四条　奨学資金の支給額は一人一ヶ月金一千円以内とする

（支給の取消其の他）

第五条　本条例による奨学金被支給者にして在学中学積（ママ）の低下不品行其他家庭の事情等本人の環境に変化を来たし審議会において給費不適当と認めたる場合はこれを取消すものとする

附　則

この条例は公布の日から実施する

（裾野市役所所蔵「深良村条例綴」）

(2)　社会教育の展開と文化活動

1065　婦人連盟創設に関する件　昭和21（一九四六）・11・1

富婦第二号

昭和二十一年十一月一日

駿東郡富岡村長　真田平吉印

横山亀寿　殿

婦人連盟創設に関する件

御多用中恐縮ですが今般郡下各町村の婦人団体の連絡機関を作りますため、十一月六日午前九時半より長泉村役場会議室に於て施行致します故、何卒御出席下され度お願い致ます。

（千福　横山正美氏所蔵「駿東郡婦人連盟関係書類綴」）

1066　体育指導員設置に関する件　昭和21（一九四六）・12・5

駿地学第四八六号

昭和二十一年十二月五日　駿東地方事務所長

市町村長　殿

体育指導員設置に関する件

戦時中低下した国民体力の向上を図り戦後の困難なる制約を克服し明朗なる国民生活を再建すると共に、民主的文化国家の建設を促進するためにスポーツを主とし社会体育を振興することは目下の喫緊な要務であるので、これがため体育施策の一環として今年度に於ても市区町村に体育指導員を設置して、これが育成強化を図ることにしたから次の事項を留意の上、実績を挙げられる様願ひたい。

記

一、体育指導員の任務

体育指導員は常に体育の場と生活環境に深き注意を

払ひスポーツが克く地方の実状に適するごとく勘案し、自ら体育団体やスポーツクラブ等の健全なる育成を誘導し或は関係団体間の緊密な連携をはかり、以て高きスポーツマンシップを昂揚して文化国家の建設に寄与する様努めること。

二、体育指導員の選定

従来から体育指導員を設置しある市区町村は引続き之を存置し、新に設置せんとする市区町村は次の範囲にて選定する様考慮すること。

なほ女子の体育を盛にするため、なるべく女子の専任指導員の設置をも考慮すること。

(1)　学校教職員・官公吏・医師・地方の有力者及青少年団幹部などで、体育運動のよき理解者で実践力ある者。

(2)　各種運動競技に優れた指導力ある者。

三、体育指導員の指導連絡

体育指導員の指導連絡については、体育指導員協議会(又は懇談会)を設け指導員の定時会合を行ひ、その質的向上と自発的研究を援助し相互の連絡を密ならしめること。

四、体育指導員設置状況報告

体育指導員設置の状況を次の様式で本年末日までに県庁(ママ)

指導員氏名	職業	年齢	就任年度

備考　従来から指導員に就任してゐるものも全部記載すること

五、表彰

体育指導員を活用しその実績を挙げてゐると認められる市町村に対しては之を表彰する。

(裾野市役所　須山支所所蔵「社会教育委員 体育指導員 関係綴」)

1067　**公民館建築許可申請書**　昭和22（一九四七）・1・8

公民館建築許可申請書

本村ニテ公民館建築致度別紙計画書ノ通リ新築致度候ニ付御許可相成度別紙関係書ノ通リ添付此ノ段及申請候也

昭和二十二年一月八日

駿東郡富岡村長　真田平吉印

静岡県知事　小林武治殿

（裾野市役所　富岡支所所蔵「富岡村青年学校新築工事関係書類綴」）

1068　**新憲法精神と家庭生活講演会並演芸実施について**　昭和22（一九四七）・3・20

富婦第八号

昭和二十二年三月廿日

駿東郡婦人連盟富岡村婦人会

横山亀壽印

横山亀寿殿

新憲法精神と家庭生活講演会並演芸実施について

記

日時　昭和二十二年三月廿三日（日曜日）

一、午後二時―三時（講演）

一、〃　三時―四時（演芸）

一、会場　富岡村国民学校内講堂ニ於テ

尚、遠藤三郎氏御講演を一時より開催致します故、貴区内御婦人の方に多数御参集の程御願申度、役員は午前十時迄御参集願います。

（千福　横山正美氏所蔵「駿東郡婦人連盟関係書類綴」）

1069　**嶽南学生会声明書及び会則**　昭和22（一九四七）・8・13

嶽南学生会声明書

過般結成発会せる我が嶽南学生会は月を経る事二月、早結会の意義の最難関に到達せる事を認めざるを得ず、其の間会員の大多数は我々共通の使命と利益の為努力せる

にも拘ず、一部会員の使命の忘却及び役員間の不首尾に相俟て今日の事態に直面せり。茲に於て我々委員及び幹事は率直に其点を会員諸君に謝し、新構想の下、新たなる会則をかゝげて本学生会の再生脱皮を我々役員の責任と名に於て誓ふ事を茲に宣言す。

昭和二十二年八月十三日

嶽南学生会委員及び幹事

○　嶽南学生会特別例会開催に関する件

八月十九日午后二時(時間厳守)富岡村中学校旧校舎に於て

一、文化部　レコードコンサート　シューベルト作曲〝未完成交響曲〟

一、総務部　二十四日音楽会対策　新会則による本会今後の対策会費　(八月会費¥500　入会金¥500　計¥1000)

新会員登録及び名簿改造　顧問選定

一、体育部　各練習

全会員諸君!!入会希望者諸君!!

全員参会を乞ふ。我々の使命は尊いものである。我々の熱心な理解ある協力者は着々と増加してゐる。我々の胸は凡ての諸君に開けてゐる。暗黙たる社会にあって我々若き世代は一条の光明を求め、暗夜に一燈を提げての誇と気魄に燃えてお互ひに努力しようでは無いか。僻村富岡村に既に〝一粒の麦〟は播かれた。或いは唯それを伸ばす様努力すればいゝのだ。諸君よ来れ!!

(今度の会は再出発でありますから、一応名簿を整理しますから、已むを得ず特別な事情ある方で本当に参会不能な方は下記へ手紙か口頭でお伝へ下さい)

御宿五三ノ一　勝又茂美宛

○入会希望者の為に

七月十三日　設立準備会

七月十九日　結成会

八月三日　八月例会

八月十四日　オール富岡村排球試合

○〝音楽の集ひ〟

今日二十四日夕、会員及び顧問とその家族一般を対象として披露会及び文化向上の意味で各種音楽講演レコード等に依って、小学校講堂に於て〝音楽の集ひ〟を開催致します故、十九日は皆様御相談がありますから会費はお忘れなく是非いらして下さい(詳細は目下交渉中、実現可能なり)。

嶽南学生会会則

第一条　本会は嶽南学生会と称し富岡村に於ける学生生徒及び卒業生を以て会員たる資格あるものとする。

第二条　本会の目的は、新国家建設のホープたるべく会員自身の教養を高め以て心身を涵養し会員相互の融和を図り、其の恵沢を郷土に於ける文化啓蒙に資せんとするものである。

第三条　本会は左の会員を以て構成する。

一、正会員……新制高等学校以上の資格ある学生

二、賛助会員……旧制中等学校以上の諸学校卒業生及び将来正会員の資格あるものにして卒業する者

三、準会員……中学校生徒(但し富岡村中学校生徒は加入なさゞる事とす)。

尚本会は顧問を設け会員の合議を以て選定する事

第四条　本会は委員会を持ち会を運営し、責任委員一名を設け本会を代表し会員の利益を代行するものとする。委員及び責任委員は会員の互選により決定し左の方法で選定す。

正会員の中より四名、賛助会員の中より二名、準会員の中より二名、計八名を以て構成し正会員委員四名の内一名を責任委員とする。

尚委員の任期は学年度終了を以てし、特別の理由ありたる時は逐時改選する事が出来る。

第五条　会の参集は通常月一回とし会員の賛同を得て之を行ひ、会員は本会加入の責任を明らかにするを必要

とする。

尚委員会の議決に依って、会員の利益のため臨時に参集可能なる会員を以て会を開催する事が出来る。

第六条　本会会員は本会則を破り本会目的に悖るが如き行為をなるべく避けなければならぬ。

尚本会員たるべきものは本会員たる矜特を忘れる事無と本会の使命目的を積極的に支持するものとする。

第七条　本会会員は会運営資金として会費を案出する義務を持つ。会費は月額を以て基準とし会員の合議により別に定める。

第八条　本会は中心地内在住の委員宅に事務所を設け、本会運営の連絡を密にするため支部を設け支部委員をおくものとする。

尚支部委員の任期は委員及び責任委員の場合と同じにする。

（御宿　勝又茂美氏所蔵「嶽南学生会会則」）

1070　裾野学生会会報第一号より

昭和22（一九四七）・1・15

裾野学生会会報　昭和二十二年一月　第一号　月一回発行

会報の発刊

総務部長

月一回発行の小さな一枚の紙片にすぎない会報だが、それが発刊される、こんな事にも学生会が整つて行く感を覚える。

ささやかな会報ではあつても、よき企画により、価値高いものを作つて諸兄の期待にそふやう、よりよき、より強固な会を育てて行きたい。

学生会の結成

終戦以来既に一年有余を送り、その間、醜悪なる現社会状態の中に在つて自由の内にこそ道義のあるべきものを徒に自由を謳歌し、自由を履き違へた迷へる幾多の人々、幾多其の事実を見聞せしめられて来た事か。

かゝる時に於てこそ我々は立ち上り闇黒の世界に一点の光明を齎らしめるこそ青年有識者の務ではなからうか。

今ここに裾野学生会の結成を見多くの同志を得て、其の逞しき足跡を示さんとす。

此の学生会結成に当り多大の御尽力を下された渡邉、谷両君に対し深甚の謝意を表す。

行事報告

昭和二十一年十二月一日

結成式挙行　　於　小泉国民学校音楽室

一、渡邉君より会設立の気運、沿革、経緯、会の目的、今後の進展方向、集合員に対する感謝の辞あり。

（御宿　勝又茂美氏所蔵「裾野学生会会報」）

1071　**裾野学生会会報第二号より**　　昭和22（一九四七）・2・15

文　芸

農村思想の探求

渡邉久雄

終戦以来一年有余を送つた吾々の心も漸く悪夢から目覚め新しい人生への進展を始め様としてゐる。

この間占領軍は日本民主化の方策を逐次実施して来た。無論明治維新後急速的に発展して来た農村、この農村の封建的な残存勢力に対しても強い打撃を与へて来た事は勿論である。経済的、社会的条件も悉く、日本資本主義の犠牲となつたとは言へ、余りにもみじめな隷命的な農民でもあつたのだ。

農村の民主化により、農民解放は強く叫ばれ着々実施されて来たのであるが、現実としては過去の習慣より脱し難く、今だに蠢動を続け醜態を演じてゐる地主旧支配層が見られないでもない、勿論過去の社会では自ら意識をもつた農民個々の生活もあり得ないし、独自の文化を形成する余地もなく、自由なる人間的自覚の上に思索し行動する事は出来なかつたのである。ここに農民の自覚と熱情を以し真の農村の姿を作るべく革命的な脱皮をし、

経済的にも技術的にも思想的にも世界的水準迄高めずして、理想的な文化建設も絶対に期待し得ない。

然し吾々の立場として現在技術経済面の具体的な解決に対しては云々する事は出来ない。これと並行して密接な関連を持つてゐる思想啓蒙運動に対しては万全の努力をすべき重大な秋である事は言を俟たない、現在の日本に於ける様に文化の中心が二三の都市に限られ、広大なアメリカ全土の多数の少都市(ママ)に普く文化の華が咲いている事を考へる時、あらゆる面で都市と農村が密接な関係を持ち対立とか相互優越性とか云々してゐる秋でない事は勿論である、学生の自覚も亦然り。各地に活発に文化運動が展開されて来た事は全く力強い限りである。

戦争の罪悪に依て農村人の純真さに乗じて文化の誤解を強要し、近代文化圏外に放置した結果農村自体に悲劇を生み、又、決定的敗北を喫する重大な原因を作り出してゐる。

暗黒の世界の中で無理に強要されて教育されて来た農村青年の思想的自覚による自発的な行為こそ今日只今の最も重要なる問題であらうと思ふ。

世界文化への交通を朴絶され、独善的教育と訓練を受けて来た人々は、あらゆる思想の軽視無関心と言ふ近代社会には到底あり得ない意識を培ひ、社会的に消極的な個人主義と独善主義を採り、又有機的な組織活動を忘れ、過去の習慣の儘無関心で生活したならば果して如何なるであらうか、

この深刻な現実を考へる時学生(農村青年)の自覚奮起を期せずして何が期し得ようか、

直に現実の農村文化問題を探究し農村青年と共に一体となつて理想を実施せんとする為めには学生は真に生活の芸術化を念頭に置き如何なる仕事に対しても、その仕事に誇りと興味とをもつて完全に成遂げるべき真執な信念を持ち互に助け励まし合つて思想啓蒙運動を活発に展開するならば農村芸術は浄化され明るい文化農村が生れる事は必定であらう。

1072

睦進会々則

（御宿　勝又茂美氏所蔵「裾野学生会会報」）

昭和22（一九四七）

睦　進　会　々　則

第一条　本会ハ睦進会(仮称)ト称シ、駿東郡小泉村外四ヶ村ニ於ケル学生生徒及ビ卒業生ヲ以ツテ結成セラル、モノトス。

第二条　本会ノ目的ハ新日本建設ノ前衛タルベキ青年学徒ノ心身ヲ涵養シ、以ツテ学生相互ノ融和ヲ計リ当地ニ於ケル文化向上ニ資スルモノニシテ、尚本会ハ一僻村青年ノ全志会ニ終ルヲイサギヨシトセズ。

「凡ソ国家ノ経倫ハ良キ指導者アリテ始メテソコニ行ハレルベキモノニシテ中堅青年ノ確固タル意思トカガアツテ功ノ多キコト古来各国ノ歴史ノ示ストコロニシテ我等ハ新ニ睦進会(仮称)ヲ組織シテ以ツテ民主々義国家建設ニ献身的ナル努力ヲ捧ゲントス」

第三条　本会ハ左ノ会員ヲ以ツテ構成ス。

一、正会員……高等学校、予科、専門学校以上ノ学生

二、参助会員……右卒業生

三、準会員……中等学校生徒

（但シ準会員ハ正会員ノ議ニヨリテ入会セシム）

第四条　本会ニ左ノ委員ヲ設ケ会ヲ運営ス。

一、責任委員……四名

二、幹　事……各会員ヨリ一名

尚委員及ビ幹事ハ会員ノ互選ニヨリ決定シ任期ヲ次ノ如ク定ム。

責任委員……一ヶ年、幹事……六ヶ月

（但シ特別ノ理由アリタルトキハ之ヲ改選ス）

第五条　会ノ参集ハ月一回(第一日曜ヲ原則トス)、会員ノ賛同ヲ得テ之ヲ行ヒ志ヲ示シ意ヲ交シテ会ノ充実ト各人ノ向上ヲ計ルモノトス。

第六条　本会ニハ左ノ三部ヲ設置ス。

一、総務部　二、文化部　三、体育部

第七条　本会ノ会員タルベキモノハ衆ニ先ンヂ善ニ励ミ、卑クモ学生タルノ矜持ヲ忘レルコトアルベカラズ。

第八条　本会々員タルベキモノハ、紊リニ会則ヲ破リ会趣旨ニ悖ルガ如キ行為ヲ恥トス。

第九条　本会ノ会費ハ次ノ如ク定ム。

一、入会金……五円

二、会　費(一ヶ月)……拾円

(但シ準会員ハ半額、参助会員ハ倍額トス)

第十条　本会ノ事務所ハ左記場所ニ設置ス。

事務所……小泉村二本松今関勇方(睦進会)

以上

(御宿　勝又茂美氏所蔵「裾野学生会会報」)

1073　**地区別社会教育委員協議会について**　昭和23(一九四八)・6・24

て

駿地学第三九六号

昭和二十三年六月二十四日　駿東地方事務所長印

市町村長殿

中・小学校長殿

都市社会教育委員殿

地区別社会教育委員協議会について

社会教育刷新充実の愈々重大なるに鑑み、時局の要請に応えるため左記により標記協議会を開催致すので、貴職の御出席を煩わしたくお願いいたします。

市町村長は同封通牒を貴管内社会教育委員に配布、全員出席するよう御手配願いたく御願いいたします。

尚、開催地元町村では、婦人会青年団役員等なるべく多数出席するよう特に御配意方御願いいたします。

記

地区別社会教育委員協議会要項

一、主催　静岡県

二、趣旨　社会教育の振興愈々肝要なるに鑑み、さきに開催せる第二回静岡県社会教育研究大会の後

をうけ、地区別に市町村社会教育委員の参集を求め、各地区に於ける斯教育実践の反省並びに当面の重要問題につき研究討議をなし、以てその刷新振興と一段の充実を期すると共に近隣町村連絡の機会としたい。

三、日時及会場

七月五日(月)富士岡小学校　午前一〇・三〇―午後三・〇〇

参集範囲、富士岡、原里、須山、印野、玉穂、御殿場、高根、須走、足柄、小山の各町村

七月六日(火)小泉小学校　午前一〇・〇〇―午後三時

参集範囲、小泉、泉、深良、富岡、原、浮島、愛鷹、大平、清水、長泉の各町村

七月七日(水)沼津市役所　午前九・〇〇―正午

参集範囲、沼津市

四、参集者　市町村長、郡町村社会教育委員

市町村社会教育委員、学校長、婦人会、青年団

五、協議研究要項

1、県社会教育実施計画並びに社会教育の活動について――県係員

2、協議研究――郡市社会教育委員長又は地元町村社会教育委員長――司会

a、社会道徳の高揚について

b、青少年指導について

c、冠婚葬祭の改善について

d、公民館の設置運営について

六、備考

1、各町村社会教育委員には(地元を除く)旅費実費支給するにつき認印御持参下さい。

2、協議題(又は其の他の事項でも結構)について充分研究討議せられるよう御意見を用意下さい。

3、尚、当日、県編纂「社会教育参考資料」をお頒けいたしますから希望者はお求め願いたい。（一部三〇円　一町村五部見当）

（裾野市役所　須山支所所蔵「社会教育委員体育指導員関係綴」）

1074　富士裾野演習地関係町村教育問題協議会開催について　（一九五二）昭和27・1・17

駿教指号外

昭和二十七年一月十七日　　駿東教育事務所長

関係町村長
関係小中学校長　殿

富士裾野演習地関係町村教育問題協議会開催についてこのことにつきましては既に関係方面におかれてもそれぞれ研究を重ねておられることと存じますが、このたび県においても経済、教育等之が総合対策を樹立することになり、教育問題については、県教育委員会が中心となって対策を研究することになりました。つきましては日曜日のところ、まことに恐縮でございますが、急遽左記により協議会を開催することになりましたので出席（並びに御派遣）下さいますようおねがいいたします。

記

一、期日　昭和二十七年一月二十日（日）午后一時より
一、会場　〃　四時まで　駿東郡御殿場小学校
一、参集範囲
　御殿場町、玉穂村、北郷村、高根村、須走村、原里村、印野村、須山村、深良村、富岡村
　富士岡村、小泉村
一、参集者
　1、関係町村小中学校長
　2、関係町村長又は社会教育担当者等各二名
　　（町村関係吏員、社会教育委員、PTA代表等）→
　⊗計　一ヶ町村より四名

（裾野市役所　須山支所所蔵「学務関係綴」）

1075　子供クラブ運営協議会開催について　昭和27（一九五二）・1・27

駿教指号外
駿地厚号外
昭和二十七年一月二十七日　駿東教育事務所長印
駿東地方事務所長印

各町村長
小中学校長殿

子供クラブ運営協議会開催について

子供クラブの活動が全面的に活発になつてきた今日、これが一層の進展をはかるため左記によつて運営協議会を開催いたしますので、貴町村（校区）内に結成されている子供クラブ指導者の選定及び受講に関し格別の御配意下さるよう御ねがいします。

子供クラブ運営協議会開催要項

一、趣旨

子供クラブの運営を活発にするため子供クラブの指導者の会同を求めて、その運営方法を協議しかねて文化財のとり入れ方を研究する。

二、日時　二月二日（土）　九・三〇～三・三〇

三、会場　駿東地方事務所二階大会議室

四、参会者

○子供クラブ指導者として活動している者の中から各町村（校区）が、小・中学校長と相議の上、適当な指導者を二、三名程度銓衡して受講させる。

（町村の都合により多少増加してもさしつかえありません）

○現に子供クラブの指導者として直接活動している人なら、如何なる職にあるものでもよい。

五、講師　1、静岡県教育委員会社会教育課主事　浅場慶夫氏

2、元　富士見高等女学校教諭　神山久信氏

六、日程

9:00
受　付
9:30
子供クラブの
あり方について
（教育事務所指導課員）
10:00
児童文化財の
とり入れ方
〔実演と技術〕
浅場主事
11:00
休　憩
11:10
子供クラブ運営
実情発表
三ケ所（10分宛）
質　疑（20分間）
12:00
昼　食
1:00
人形劇の作り
方と実演
神山久信氏
2:00
質疑並びに
協　議
3:00

（裾野市役所　須山支所所蔵「学務関係綴」）

1076　**ナトコ映画フィルムの自由貸出について**　（一九五二）昭和27・9・8

田駿教指号外
昭和二十七年九月八日　田方駿東教育事務所長

市町村長殿
各学校長殿
関係団体長殿

ナトコ映画フィルムの自由貸出について

ナトコ映画は従前一台につき五本のフィルムを配分して一ヵ月運営して来ましたが、種々活用上の支障がありますので、関係者からの要望にも応え今後は従前通りの配分の外に当事ム所に二三十本のフィルムを常備し、映画会の目的・性質によるフィルムの希望により自由貸出しをいたすこゝしました。（ママ）左記要領御含みの上、十分御利用下さることをおすゝめします。

常備フィルム名、梗概、所要時間等は別表通りです。

◎貸出方法

一、在庫目録中のものはどれでも自由に選択出来る。

二、本数に制限はないが既に配分の五本があるので二三本が適当と思われる。

三、申込みは電話・文書・直談等何れでもよろしい。空いている場合は申込順に貸出の約束をする。

四、貸出期間は制限しないが長期に亘ることは困る。自己の責任期間を過ぎても返却しないで次の町村へそのまゝ廻し、更に次へと云うことはお断りする。

五、実物持出しの際は申込み本人、或はその人の委託を受けたことを証するに足る物件所持者に限ることゝする。そして当所用意の借用証を提出して貰う。

六、持出し、返却の日時は利用者お互の利用計画を崩さぬよう左記の如く励行されたい。例へば十日の晩使用の際は、十日の午后四時頃に持ちに来て、十一日の午前中に返還する。十日の昼と夜使用の際は、九日午后か十日の午前に持出し、十一日の午前中に返還する。

七、電話申込みの場合は番号(フィルム番号でなく12……の順番)と題名によつて話されたい。

八、在庫フィルムは約二ヵ月毎に交換するので、その都度通知する。

九、返却は休日、退庁後は避け、なるべく勤ム時間中にされたい。

九月分　配分フィルム

沼津	田方
躍進するスエーデン	夢の設計者
実験学校	アメリカの自動車工
休暇のスポーツ	スポーツ黄金時代
問題を解決する町	アメリカ短信
若きアジヤ(協)	蛙は蛙(漫)
駿東	北駿(特別)
少年野球リーグ	平和への近道
パナマ運河	アメリカの牧畜
世論と政治活動	青少年の補導
先生になるまで	ロスアンゼルス市
アメリカのサック・ハーバー	あげはの蝶
長崎の子	

1077

母親学級実施原案　年月日不詳

（裾野市役所　須山支所所蔵「学務関係綴」）

富岡村母親学級実施原案

附母親学級特別地域部落講座（下和田、大畑、桃園）

一、開校期間（本年度に限り）

自十二月――至翌年三月

二、実施計画案（細案は別紙による）

十二月　一回……開校式（入学式）

一月　三回

二月　三回

三月　三回……終回は閉校式（修了式）

計　一〇回

三、学級内容

一学級編制（ママ）　生徒数約五十名

地域及出席生徒数

今里（　名）葛山（　名）金澤（　名）上田（　名）

御宿（　名）千福（　名）

○下和田、大畑、桃園の地域は部落講座を開設し随時行ふ

四、主催並後援機関

主催　富岡村婦人会

後援　村役場　農業会　富岡小中学校　温情舎

五、母親学級予算

○収入

村役場	一、〇〇〇円
農業会	六〇〇円
婦人会	四〇〇円
計	二、〇〇〇円

○支出

事務費	二〇〇円
講師謝礼	一、二〇〇円
雑費	五〇〇円
予備費	一〇〇円
計	二、〇〇〇円

六、母親学級特別賛助員（イロハ順）

遠藤佐一郎　勝又良三　勝又亀寿　柏木進平

坂田貞雄　真田平吉　杉本清太郎　杉山幸一

芹澤寅雄　中村竹雄　西島親則　御宿秀實
湯山芳太郎

（千福　横山正美氏所蔵「富岡村母親学級実施原案」）

第四節　戦後改革期の裾野の政治

1078　衆議院議員選挙人名簿縦覧に関する件　昭和21（一九四六）・11・14

富庶第二七一号

昭和二十一年十一月十四日

駿東都富岡村長　真田平吉印

御宿区長殿

衆議院議員選挙人名簿縦覧に関する件

衆議院議員選挙法第十三条及昭和二十一年十月五日内務省令第四十一号ノ規定に依り来る十一月十五日より十日間当村役場に於て衆議院議員選挙人名簿を毎日午前九時より午後四時迄縦覧に供する事になりました。就きましては本名簿は来るべき村会議員、村長、県会議員等の選挙に使用する重要なる名簿にして本名簿に登録されて居らぬ人は選挙権が無いのであります。之が為本年は先般各区長諸氏の手を煩しまして各人により選挙権資料申告書を提出して戴き之に基き名簿を調製致しましたが若しや申告書を出さない人、又は何かの手違ひにて其の様な事を知らなかった人等がありまして名簿洩れになって居りますと後日選挙に当り重大なる問題を惹起する事になりますので今回の縦覧中に十二分に点検して一人の洩れもなく又誤載もない様に致して置き度に付農繁期御多忙中にて誠に御迷惑ですが組長全員を従へて成るべく早く縦覧に御足労煩し度御願ひ申上ます。

追而縦覧の証印を戴き度に付当日は縦覧者全員印携行下され度。

尚衆議院議員選挙名簿と同時に農地委員選挙人名簿も縦覧に供し度に付申添へます

（御宿区所蔵「役場通牒等綴」）

1079　**泉村公安委員長・兼井□臣「選挙に当りての私観」**　昭和26（一九五一）・3・31

知事、市町村長、地方議員の選挙は目□の間に迫っているが政治は人生の統御である、いやしくも吾人の代表として選出する人物は、人物それ自身を以て第一の至宝としなくてはならぬ、所謂政治は人格なりである、人物を背景として一身を賭して誠心誠意、大所高所の大局より立策して、善処美断の力を有する至誠無私の人物を挙げねばならないのである、その影響の大なるを思うとき、単なる姻戚関係とか、親交関係とか、紹介者の如何とか、叩頭を多くしたとか、少しの売善行為ありなどというような、小我小慾に囚われて選挙することは、一般公衆の利益を冒瀆するものである、故に吾々は民族の栄ある責任を自覚して、つぎに掲げるが如き人物を選定し真に吾々の代表選手として後顧の憂なからしむることを提唱するものである。

(一)　代表者は倫理観念に立脚して、民主自治の常道を骨子とすべきこと
(二)　自他の人物を尊重し、一誠以て万事を貫徹すること
(三)　旧套的の頭脳を滅却し、新時代に随伴すべき素質を有する随処適応の人材たるべきこと
(四)　総ての問題に対し、偏長偏短の故見を離れて、あくまで天下の公道を進み、公正なる態度を把持すること
(五)　党派的与論に捉われず、一部分の執着に左右されず、大我的識見に立脚して、応病与薬的の万策に則ること。

（静岡新聞）

1080　**昭和二一年度地方予算編成方針に関する件依命通牒**　昭和20（一九四五）・9・11

駿地総第五五七号

昭和二十年九月二十四日　　駿東地方事務所長

町村、町村組合、水利組合長殿

昭和二十一年度地方予算編成方針ニ関スル件

通牒

標記ノ件ニ関シ別紙ノ通内務、大蔵両次官ヨリ通牒有之候条明年度予算編成ニ当リテハ篤ト右通牒ノ趣旨ヲ体シ之ガ違背スルガ如キコト無キ様万遺憾ナキヲ期セラレ度

別紙

内務省発地第一六一号

昭和二十年九月十一日

内務次官

大蔵次官

静岡県知事殿

昭和二十一年度地方予算編成方針ニ関スル件

依命通牒

肇国以来ノ難局ニ直面シ国民悉ク承詔必勤(マヽ)刻苦奮励以テ将来ノ建設ヲ期ザルベカラズ故ニ明年度国庫予算ノ編成ハ国力ノ減耗ガ財源ノ調達ニ重大ナル影響ヲ斉スコト明カナルト共ニ戦後処理ニ要スル各種経費ノ増嵩等ノ必至ナルニ鑑ミ財政ノ絶対緊縮方針ヲ樹立シ以テ経済秩序ノ維持ト民主ノ安定トヲ図リ国家ノ再建ヲ期センガ為予算編成ノ構想ヲ新ニシ且尚モ安易ナル平時復帰ノ思想ハ厳ニ之ヲ戒メ直ニ時局ニ即応スル予算ノ成立ヲ図ルコトト相成候条都道府県市町村等ニ於テモ明年度地方予算ノ編成ニ当リテハ深ク思ヲ茲ニ致シ国民総力ヲ将来ノ建設ニ結集セシメントスル国家的見地ニ立脚スルト共ニ戦後地方財政運営ノ困難多キヲ慮リ左記各項ニ準拠シテ万遺憾ナキヲ期スル様御措置相成度

記

一、歳出ニ関スル事項

㈠　昭和二十一年度ニ於ケル施策ノ主眼ハ之ヲ将来ノ建設ニ置キ社会及経済ノ秩序維持国民生活ノ安定等ヲ目途トシ従来ヨリノ経費ニシテ右ノ趣旨ニ副ハザルモノニ付テハ此際其ノ根本的整理切換ヲ断行スルコト

㈡　昭和二十一年度予算ニ計上スル経費ハ左ニ掲グルモノニ重点ヲ指向シ且時局処理其ノ他新事態ニ即応シ真ニ必要トスルモノニ限ルコト

(イ) 食糧其ノ他生活必需物資ノ増産及確保ニ必要ナル経費

(ロ) 戦災者及戦災死者ノ遺族、傷痍軍人及戦災者ノ更生援護並ニ帰還将兵ノ更生ノ国策遂行ニ協力スルガ為必要ナル経費

(ハ) 産業ノ転換労務ノ再配置、戦災地ノ復興其ノ他時局ニ対処シ緊急措置ヲ要スル施設ニ関スル経費

(三) 行政機構ヲ再編成シ簡素強靱ナル組織タラシムル等ノ方途ヲ講ジ人件費ノ節約ヲ図リ已ムヲ得ザル場合ト雖モ努メテ既存人員ノ配置換等ニ依リ措置スルコト

(四) 各種補助費、奨励費等ニ付テハ此ノ際特ニ厳密ナル検討ヲ加フルコト

(五) 現下諸般ノ実情ヲ稽査シ物資ノ需要ヲ随伴スル予算ノ計上ニ当リテハ之ガ適合ニ付時ニ慎重ナル考慮ヲ払フコト

(六) 既定継続費ニ付テハ現下ノ状況ニ鑑ミ緊急性乏シキニ至リタルモノ等ハ一切之ヲ打切ルコト

二、歳入ニ関スル事項

(一) 配付税ハ予算ノ編成期前通達スル額ニ基キ計上スルコト

(二) 三収益税、附加税ノ見積リニ付テハ戦災ニ因ル税源ノ減少ヲ考慮スルノ外特ニ営業税附加税ニ付テハ産業ノ転換其ノ他諸般ノ経済情勢等ニ付考慮ノ上見積ノ適正ヲ期スルコト

(三) 三収益税、附加税ノ賦課率ハ戦災ノ善後措置等ノ為必要ナル場合又ハ財源調達上真ニ已ムヲ得ザル場合ノ外之ガ引上ヲ為サヾルコト

(四) 起債ハ戦災ノ善後措置戦災ニ因ル収入ノ激減等ノ為真ニ已ムヲ得ザル場合ノ外ハ屢次指示セル抑制ノ方針ニ則ルト共ニ本通牒ノ趣旨ヲ体シ緊急必要ナル事業費ノ財源ニ限ルコトヽシ且地方税負担調整其ノ他財政計画ニ留意ノ上之ヲ計画スルコト

（裾野市役所　深良支所所蔵「議事関係綴」）

1081　経済道義昂揚運動実施に関する件依頼

昭和21（一九四六）・1・23

御防第五五号

昭和二十一年一月二十三日

御殿場警察署長印

町村長殿

管下警防団長殿

経済道義昂揚運動実施ニ関スル件依頼

戦争終結後ノ新事態ニ対処シ概ネ改廃整理ノ過程ヲ経タル経済諸統制ノ実施ヲ確保シ国民生活ノ安定明朗化ヲ図ルハ刻下喫緊ノ要務ナル処、最近ニ於ケル経済違反状況ニ経済諸状勢ノ急転食糧事情ノ悪化等ニ拍車セラレ急激ニ増加瀰漫シ益々悪化ノ一途ヲ示シ国民生活ニ一大暗翳ヲ投ジツツアリ此ノ儘ニ推移スルニ於テハ経済秩序ヲ混乱ニ陥ルノミナラズ延テハ国民生活ヲ危□ニ瀕セシメ治安上寔ニ憂慮スベキモノ有之実状ナルモ之ガ徹底的粛正ニ取締ノ強化ノミヲ以テ達成シ得ルモノニ非ズ国民ノ理解ト積極的協力ニ俟タザルベカラズ

今回県ヨリ通牒ノ次第□（汚損）有之一月二十四日ヨリ同月三十日ノ間経済道義ヲ昂揚□□（汚損）闇撲滅運動ヲ実施スルコト、相成リタルニ付是ガ目的達成ノタメ町村常会（団役員会）ヲ開催シ左記事項趣旨徹底ヲ期セラレ度此段及御依頼申上候

左記

一　経済統制維持ノ必要性

一　闇取引ト戦後経済諸施策（悪性インフレ）トノ関連性

一　闇ノ普遍化ニヨリ招来スベキ国民生活ヘノ具体的脅威

一　悪質経済犯罪ニ対スル取締強化ト闇取引ハ社会民衆ノ敵ナルコトノ認識徹底

一　生産者ト消費者（農村人ト都会人）トノ相互扶助ノ強調（同胞愛ノ喚起）

（裾野市役所　須山支所所蔵「連合軍進駐軍最高指令部ヨリ発スル指令ノ徹底ニ関スル書類綴」）

1082　小泉村警防団第四分団の組織を二　昭和21（一九四六）・7

本松青年団が引継ぐ上申書

上申書（写）

敗戦といふ未曾有のあまりにも苛酷な現実に、若い身はひしげられ、其の責めの重きを苦しみ、其の処すすべを知らず、其の心の據るところを知らず空虚な時を過すこと幾ばく、こゝに終戦一年を迎へんとす、

去る三月十日個人人格の完成より文化事業に社会事業に明るい郷土の建設に貢献し、微力ながら平和日本の原動力たらんと小泉村青年団を結成してより青年団の本質たるべき、郷土に於ける生活協同体の建設に、其の道遠く、其の歩み稚遅たるも堅実な一途を辿りつゝあり。団員も内外地の復員軍人を中心に相当充実し来り、なき戦友の霊にも必ずや平和郷土建設に、若い純心と情熱を献げんと烈烈たるものあり。

青年の力、偉大なるは古今東西の歴史をとほして明らかなり。其の事実に我々は誇りを持すると共に、青年の社会的、歴史的使命の重大なるを自覚するものなり。

たまたま警防団の運営なるものに関し、思考するに、終戦後の日本に於ける唯一の公的自治団体なる故其の地位も重大なり。

平和民主日本の名の下に旧殻を脱せし現実に於て其の本質より、従来の職責に停滞を許されざるものにして、地方自治の強化には勿論、文化に、衛生救護に、科学に其の範疇の域旧に倍するは論を俟たざるところにして其の軌まつたく青年団のそれと同じうするものなり。

其の本質よりして当然青年の担当すべきものにして村に居住する青年として其の務め怠れるものといふべきものなり。

警防団運営することにより各青年への現実の社会への正しい自覚を促し、技術より科学、救護の思想普及に、また青年層の思想の頽廃せる現実社会にも将来民主的郷土の建設に寄与あらんと信ずるものなり。

こゝに対外的内在的状況よりこの重大事なれば集会、幹部会を経ること数回に及び慎重に慎重を重ねて、こゝに青年団による警防団の運営の件上申するものなり

昭和二十一年七月

小泉村青年団二本松分団
代表分団長　江森甲子雄
幹部一同連署

（二本松大区所蔵「会議録」）

1083　**深良村貯蓄組合規約**　（一九四八）昭和23・10・1

深良村貯蓄組合規約

第一条　この組合は組合員の貯蓄意欲の増進をはかりその貯金の斡旋をなしもつて国民経済の強化増進をはかる事を目的とする

第二条　深良村民及深良村地区内に住所を有する者は組合長に申出て何時にても自由にこの組合に加入し又は脱退することかできる

第三条　この組合は深良村貯蓄組合といひ事務所を深良村役場におく

第四条　この組合に組合長一名理事（ママ）名を置く

第五条　組合長は深良村長を以てこれに充て理事は組合長か組合員の中からこれを委嘱する

組合長は組合を代表し組合の事務を行い理事は組合長を補佐し組合長事故あるときはその職務を行ふ

理事の任期は一年とし前任者の任期満了の日の翌日から起算する但し定員の補充によって就任した者の任期は現任者の残りの期間とする

第六条　必要により組合員総会を開き貯蓄の実行方法生活の改善合理化組合の運営等について協議する組合員総会は組合長か必要と認めたとき及組合員の二分の一以上か必要と認め組合長に申出たとき組合長かこれを召集する

第七条　組合員はその希望する金額を各組合員名儀を以て組合長理事か協議承認した金融機関に貯金するもの

とし通帳証書等は各自に於て保管するものとする
第八条　組合員の貯金の払戻は自由であるか予め組合長の同意を得なければならない
第九条　この規約は昭和二十三年十月一日から実施する
（裾野市役所　深良支所所蔵「協議会決議録」）

1084　戦時中貯蓄奨励国債消化等の宣伝に用ひたる広告類撤去に関する件

昭和21（一九四六）・2・8

駿地総第六〇号
昭和二十一年二月八日
駿東地方事務所長印
管内町村長殿
戦時中貯蓄奨励国債消化等ノ宣伝ニ用ヒタル広告類撤去ニ関スル件
戦時中貯蓄奨励国債消化等ノ宣伝等ニ用ヒタル街頭劇場浴場等ニ於ケル立看板ポスター等ニシテ戦時色ヲ帯ビタル広告類ハ既ニ撤去セラレタルモノト存候ヘ共貴町村管下ニ於テ該当ノモノ残存シアラバ至急之ガ撤去方手配相成ト共ニ関係諸方面ニ付テモ右ノ趣旨徹底セシメラレ度為念
（裾野市役所　須山支所所蔵「連合軍進駐軍最高指令部ヨリ発スル指令ノ徹底ニ関スル書類綴」）

1085　日本国旗の掲揚に関する件

昭和21（一九四六）・10・10

富庶第　号
昭和二十一年十月十日
駿東郡富岡村長　真田平吉
御宿区長殿
日本国旗の掲揚に関する件
標記の件に関し左記国際（ママ）日に於ける日本国旗の掲揚に付き進駐連合国総司令部の許可があつた旨静岡県知事官房主事より通知があつたから貴区内に対し周知方御取計られ度い
尚日本国旗の掲揚に就いて左記事項の通達も有つたから

徹底されたい

記

一月一日	四方拝
一月三日	元始祭
二月十一日	紀元節
三月六日	地久節
三月二十一日	春季皇霊祭
四月三日	神武天皇祭
四月二十九日	天長節
九月二十一日	秋季皇霊祭
十月十七日	神嘗祭
十一月三日	明治節
十一月二十三日	新嘗祭
十二月二十五日	大正天皇祭

日本国旗掲揚に就いて

一、右に示したる国際日(ママ)に於いて日本国旗掲揚はSCAP(進駐連合軍総司令部)之を許可す

二、上に示したる国際日(ママ)以外の場合に於ても日本帝国政府の依頼によりSCAP之を許可する事有るべし斯かる場合は其の旨通達すべし

三、掲揚を許可せらるる旗は日本旗に限る

四、本通達の趣は日本県当局へ示達あるべし

以上

(御宿区所蔵「役場通牒等綴」)

1086　北朝鮮政府旗(朝鮮民主主義人民共和国国旗)の掲揚について

昭和24(一九四九)・5・2

地第三八五号

昭和二十四年五月二日

静岡県総務部長印

支庁地方事務所長殿
市町村長殿

北朝鮮政府旗(朝鮮人民民主共和国国旗(ママ))の掲揚について

標記に関してはさきにお知らせしたとおりであるが今般

静岡軍政部司法行政課長から更めて左記のとおり指令が発せられたので御了知の上遺憾のないよう特段の御配意を煩はしたくお知らせする

記

所謂「北朝鮮政府旗」又は「朝鮮人民民主共和国々旗」ともいわれている「旗」の掲揚については単に「旗」としての掲揚に止まらず、これをポスターや絵画に記載する等、その方法の如何によらず県内の如何なる場所においても亦如何なる時にあつてもこれを禁ずる。

この命令は総司令部第八軍よりなお引続き効力を有する旨の報告があつたので、関係方面においては右命令を厳守すること。

（裾野市役所　須山支所所蔵「連合軍進駐軍最高指令部ヨリ発スル指令ノ徹底ニ関スル書類綴」）

1087

御通知・「中国」を「支那」と呼ぶことへの注意

（一九五〇）昭和25・2・1

昭和二十五年二月一日　富岡村長　遠藤佐市郎印

区長殿

御通知

一、「中国人に対する言葉使いについて」文章或は会話に「支那」と呼ぶ向があり関係向より要請及警察署長よりも依頼がありました故この旨一般に徹底して下さい

（御宿区所蔵「昭和二十五年度御宿区書類綴」）

1088

自治体警察の存廃をめぐる住民投票

（一九五一）昭和26・7・5

廃止か存続か・自警

〃住民投票〃　結局廿町村か

全国注視の的になつていた改正警察法が六月十二日から

施行され、現在自治体警察、組合警察を所有している町村は、議会の決議、三分の一以上の連署によつて住民投票を行い警察の存廃を決定することが出来ることとなつた、県下でも自警存続は漸く問題化し、組合警察への転換を希望する町村もあり、これと同時に若し自警廃止の場合、公安委員も当然廃止されるため折角獲得した肩書が喪失するのをおそれて裏面から自警存続運動をする者さえ出ている

悩む四十九ヵ町村

互に腹のさぐり合い

静岡、浜松、清水をはじめ十二市を除いた四十九ヵ町村で最も関心の抱かれている自治体警察の存廃問題はどうなつているか、去る六月十二日から施行された警察法の一部改正で自治体警察署の廃止がその町村民の責任において決められる事になつたので、前記四十九ヵ村当局ではこれに対する何らかの態度を表明しなければならず、最寄設置町村と会合したり、郡単位のブロックで打合せ会を試みたり苦慮している、

昨三日には静岡市追手町県町村会館に四十九ヵ町村当事者(うち浜名郡新居町、鷲津町、和田村、引佐郡気賀町、周智郡水窪町、小笠郡横須賀町、駿東郡泉村欠席)が集まり京都赴任の時間を繰り下げてもらつて熊野県国警隊長の出席を求めて、これが解説を聞いたり、県地方課長に廃止後の平衡交付金の件につき説明を求めたりしたのち、出席町村側の意見交換などを行つた、とくに本年度に限つて九月卅日までに廃止の決定を行つた自治体警察は翌十月から国警編入が許されるので、早急に態度を決定したいとの心理的な影響もあつてあわただしい動きをみせているが、まだ態度をハッキリ決定したものは少なく、他地方の動きを打診してそれからといつた町村が多いようである、それでは廃止論の根拠となつている点は

①国警地区本署と自治体本署が併立されている町

②治安上設置の要がないと思われる町村

③大事件突発等のため捜査予算が莫大な負担になつた経験の町村
④警察費の財源に悩む町村
⑤平衡交付金のない町村
⑥交付金をもらつていても警察費のために赤字財政に苦しむ町村
⑦少人数の自治体警察署員をまかなつていても大きな事犯には何等の期待がもてないとする町村

などがあげられている、しかし廃止説の濃い町村も現在のところ見通しの程度を出てなく、町村個々は日和見的な態度で、他町村の模様を打診している

現在廃止説の強い地方としては下田、稲取、松崎、土肥、宇佐見、大仁、中郷、長泉、泉、原、富士川、蒲原、由比、興津、袖師、岡部、藤枝、青島、金谷、川崎、吉田、相良、地頭方、池新田、横須賀、堀ノ内、森、袋井、掛塚、二俣、水窪、笠井、中ノ町、和田、気賀、三ヵ日各町村署である

何しろ自警廃止の場合、警察吏員、職員の身分、待遇、恩給、退職金の取扱い、警察用財産の処理など、種々重荷の問題が付随しているので、いざとなつて二ノ足踏む町村も出てくるらしく、住民投票となるのは前記卅六町村のうち結局は廿町村程度となろうと県当局ではみている

（静岡新聞）

1089　**追放解除のお祝いの会**　（一九五一）昭和26・7・17

昭和二十六年七月十七日　富岡村長　遠藤佐市郎

杉山万作殿

本村先輩として良く村政の要職にあり富岡村に貢献なされた（人名）□、（人名）□、（人名）□、（人名）□の四君は長く追放の危を蒙られ御同情に堪へないところでありましたが此の度目出度く解除せらるゝことゝなりましたことは御同慶の至りであります就きましては一つには追放中の御慰安の微意をあらはし併せて解除を祝福いた

したくまた益々御健立にて重ねて村政のために御尽力下さることを祈念する意味にて聊か御祝ひの印を左記により催したく存じますので御多忙中恐縮でありますが御参集下さる様御願ひ申し上げます

一　日時　十八日午後二時

一　場所　富岡小学校

（御宿区所蔵「御宿区役場関係綴」）

1090　部落会・町内会廃止に際して佐野第二区長の口上　昭和22（一九四七）・3・31

口上（廻覧）

区第四十六号

昭和二十二年三月三十一日

佐野第二区長　木村藤三

御挨拶申上げます

現下の情勢に鑑み区制町内会部落会の廃止に依り当佐野第二区なる名称も今日（昭和二十二年三月三十一日）を以て廃止する事となりました　明治、大正、昭和を通じ永い間古い歴史を持つ二本松区長続いて佐野第二区長の解消に当り涙と共に感慨深いものがあります。

また歴代区長各位の御功績は実に偉大なものであります其の御労苦に対しましては衷心より感謝する次第であります。

佐野第二区長最後の職に当りましたる不肖木村藤三心から厚く〳〵御礼申上げます　尚二本松区歴代役員初免一般各位に於かせられましては区長を補佐し明朗なる住み良い二本松区の繁栄を保持せられましたる事を是又重ねて感謝と共に御礼申上げます　以上もちまして佐野第二区の名称と御別れの言葉といたします　左様なら

右昭和二十二年三月三十一日

元佐野第二区長　木村藤三

（二本松大区所蔵「会議録」）

1091　主要食糧の配給隣組制度との関係に関する件　昭和22（一九四七）・4・16

駿地経第二八六号
昭和二十二年四月十六日
駿東地方事務所長

深良村長殿

主要食糧の配給隣組制度との関係に関する件

主要食糧の配給と隣組制度との関係に付て行過ぎ乃至誤解のないやうすでに一月十九日附駿地経第二三号を以って通牒したのであるがその趣旨が未だに充分に徹底していない向もあるやに仄聞致し且つ連合軍当局よりも注意を喚起されてゐるので左記諸点を特に配給関係者に付て最末端に至る迄完全に理解せしむる様尚一般消費者にも其の趣旨を徹底する様格段の配慮をお願ひする

記

一、主要食糧の配給は各家庭への持込配給が原則であって入荷の不規則旦過少又は営団の手持数量の寡少等極めて限られた理由に基く場合以外に於ては食糧営団は極力持込配給をする様に努力すべきである

二、持込配給が不可能な場合には予め配給予定日及取扱時間を各消費者に周智せしめる手段を講じなければならない。

消費者は配給の用意が出来た後は取扱時間内に於ては配給予定日に限らず何時にても配給を受けに行くことが出来る。配給は配給予定日に限定してはならない。

三、消費者が自主的に従来の隣組程度の区域で代表者を定めて一括受配□（汚損）希望する場合には其の希望に添うべきことは勿論当然のことである然しこの場合に於て一括受配は消費者の自発的意向によるものであり消費者自身の便宜の為にみとめられるのであって決して配給所の便宜を考慮して認められてゐるのではない消費者は常に直接配給を受ける権利がある。

来る四月一日から隣組制度が廃止せられる反面住民の自由意志に基いて治的任意的組織による新な配給機構を設けることは差支えないことになっているが之も全く右の様な趣旨に依っているのであって配給所側の便宜の為に受配団体の設立其の代表者に依る一括受配が強要せられるようなことがあってはならない要は主要食糧の配給は消費者本意であるべきであって配給所本意であってはならない況や主要食糧配給の必要に籍口して隣組制度の実質的温存を図る様なことは絶対にしてはならないことである。

（裾野市役所　深良支所所蔵「昭和二十二年通達」）

1092　占領期の村会議員・区長会　（一九四七）昭和22・5・20

村会議員区長会決議事項

昭和二十二年五月二十日正午より於役場会議室

一、町内会部落会隣組等の制度廃止後の処置に関する件

現在の区を出張所に改める事、現在の区名を冠する事

区長を所長となす事

副組長を所長代理となす事

隣保班長を組長となす事

以上村長より嘱托となす事

二、公民館設置に関する件

村に一ヶ所の大きな公民館は財源難資材難に付延期の事

現在の各区の公会堂は村に於て無償借上げ、公民館と改称し各区に利用せしめ修理等は利用所に於てなす事

三、主要食糧の配給並保有入口調査に関する件

六月一日現在に於て調査に付入口調査員（所長）は六月二日正午迄に役場に提出の事

四、忠魂塔移転に関する件

急速に処置すべき処なるも農繁期に入れるを以て七月頃迄に各自研究し置く事

五、故繊維特別回収に関する件

六月二日迄に中小学校生徒に回収せしめるに付各戸三

百匁以上供出の事

六、林道特別補助に関する件

原区林道欠損五万円にて部落負担多きに付ヌタの洞村有林売却代より金一万円補助せられたき申出原区よりありヌタ洞原の入会の関係にて

林道出来形検分の上補助を承認に決す

検査員村会議長小林定氏の指名を以て土屋登龍、大庭巳之助両氏に決定す。新田上須区よりヌタ洞売却代の一割寄附方申出あり重大問題に付研究する事にし保留

七、配電会社派出所の件

設置委員、勝又嘉一、高橋栄男、倉沢里夫三氏を代表し倉沢里夫氏より経過並結果を報告尚助役より十三日三島関東配電出張所に井上所長秋津庶務主任と会見の報告並本二十日井上所長秋津庶務主任並久根代表原政義氏来場会談の模様を報告、尚久根委員と尚交渉方委員に委嘱せり

八、村医校医嘱托に関する件

交渉委員村議増田忠八、区長井沢義一両氏より交渉の結果村医校医承諾の旨報告あり尚手当の件は村財政を考慮し研究決定する事とす。一日平均初診患者四名の趣なり

九、手数料証明料値上に関する件

現行の三倍となす事に決定

条例改正の件村会の決議を要す

一〇、体育指導員に関する件

小学校教官退職転任に伴ひ欠員に付其の補充を左記の通りなす事

一一、中学校授業料廃止に関する件

二年、三年は義務に非らざるを以て一ヶ月十円徴収の事にしたるも一年のみ徴収（義務教育なるを以て免除）

免除は教育上思はしからずとの中学校長の意見を以て各部授業料は免除し校友会費五円を拾円に引上げ全部より徴収する事とし校友会費は寄附金として村費に操入れ既定支出額を削減し更正予算を村会に提出の事に

決定す

一二、小学校父兄会設立の件

原案は出来居るも教育委員会の議に附せざるを以て次回に提案の事にし一時撤回す

一三、一般家庭用諸物資配給の改善について

各戸の希望配給所の申告を六月二日迄に所長取纏め役場に提出の事

一四、小学校便所清掃の件

毎日清掃し今迄のくみ取人に一ヶ年百円でやらせる事

若し異議ある場合は上原大庭己之助氏一ヶ年五百円にて毎日清掃するを以て同人に委嘱する事

現在くみ取人羽田弥三郎氏には切久保所長加藤武夫氏話し諾否を役場に報告する事

（裾野市役所　深良支所所蔵「協議会決議録」）

1093　村民税決定協議会議事録（抄）　昭和24（一九四九）・9・10

（前略）

一　鈴木芳　それに先立ち本年の村平均賦課率及前年は如何か

一　村長　本年七五〇円　前年四五〇円

鈴木芳　最近世相を考へると昔と異り貧富の差が少なく資産家は財産税その他で減少し下層階層は賃金の増加その他の好条件に恵まれ上下の差が少くなつたので平均戸数割二割の一五〇円を相当額上げてもよいと思います

杉山儀　その案も宜しいかと考えられます

鈴木芳　最低賦課率を二五〇円一五〇円と云ふ二段にすることは出来るか

村長　皆様の決議で変更も出来ます

鈴木俊　賦課率を変更するよりも等級差を短縮することにより目的を達成すると思います

鈴木芳　下層階級は採つただけで生計し中層は赤字財政でやつて居るのでその差は少ない

菅沼義　鈴木芳の意見に同意します

植松吾　昨年もその点は審議されての後での決定であり鈴木俊議の意見に同意します
杉山鶴　平均戸数割を上げ等級割を賦課しない方法は如何
議長　平均割を上げることに異議は有りませんか
　一同異議なしと答へた
議長　平均戸数割を上げることに決定しますその額は如何でせう
鈴木芳　三割が適当と思います
杉山儀　二〇〇円としたらよいと思ひます、一同賛成
議長　それでは二〇〇円と決定します
　一同賛成した
鈴木俊　等級の最高低を先づ決めて後審議しては如何ですか
木村藤　額を決めて後にしたがよいと思ふ
永田弘　賦課率を決定した後かよいと思ふ
議長　十分間休憩して各部落毎加除訂正をせしめた等級序列に関し欠番のある部落の名簿について質問の応酬があり決局序列を尊重して提出した表によつて審議することに決定した
鈴木俊　部落で提出した序列を崩すかそれとも絶体的に尊重するかを決めて貰ひたい
村長　部落の提出した序列は出来得る限り崩さない但し衆目の一致した是正すべき点は是正すると云ふ方針で行きたいと思います
議長　法人は法人のみで審議する案は如何でせう
　一同賛成と答へた
議長　小委員を設けて議事進行をしては如何でせう
　一同賛成と答へた
議長　委員の数は幾人にするか
鈴木俊　各部落一名としては
渡辺亀　二本松区は合同して出してあるから一名でよいと思う
植松吾　各部落一名と決定を願いたい

一同賛意を表した

議長　植松様の意見で決定します

十二時十五分一時迄休憩を宣した

（後略）

（裾野市役所所蔵「村会議員協議会記録」）

1094

占領期の御宿区内「回覧」

昭和21（一九四六）

回覧

昭和二十一年二月九日　御宿区長印

各組長殿

一、明十日午後六時配給係勝又節殿方へ集合セラレタキコト

戦災者ニ何カ特別ノ配給ガアルトノコトデスカラ各組内ノ罹災者中全ク罹災ノ結果家財ヲ失ヒ金銭モナクテ全ク困ル者トカ、物ハ失フタガ金銭ニハ不自由ノナイモノトカ、又ハ親類縁者ノ援護ニヨツテ生活シテ居ル者トカ免ニ角一々罹災疎開者ニツキ事情ヲ取調ベノ上且各罹災者カラ罹災証明書ヲ預カリソレヲ持ツテ配給係宅へ前記ノ通リ明二月十日午后六時集マツテ下サル様御願ヒ申マス

一、組内ノ刀剣類、拳銃其他ノ銃器等ノ所有者ヲ取調ベ其種類数量ヲ二月十二日午前中迄ニ区長宅へ御通知下サイ

右ニ付別紙ノ通リ役場カラ通知ガアリマシタ、之ハ進駐軍カラノ厳重ナ申渡シデ後日臨検サレテ発見サレマスト本人ハ勿論区長モ連帯デ処罰サレルコトニナリマスカラ是非共匿（マ）カズ（マ）ニ申告スル様御尽力ヲ願ヒマス

万一ノ場合ハ無論組長モ責任ヲ負フコトニナルデショウ

右ノ様ニシテ十二日ノ午前中ニ氏名、種類、数等ガワカリマシタナラバ、区長ノ手許ニアル「民間武器提出連判責任書」ニ記入シ改メテ所有者ノ印ヲ捺シテ貰フコトニナリマスカラ御承知下サイ

役場カラ渡サレタ責任書ノ用紙ガ少ナイカラ各組ヘ渡

シテ御願ヒスルコトガ出来ヌノガ残念デス
提出期日ガ迫マツテ居リマスカラ間違ナキ様願ヒマス
一、開墾組合ニ関スルコト
先頃御話シタ大野原ノ開墾ニ付テハ各組内ノ希望者ノ開墾希望面積ヲ組毎ニ一マトメニシテ何町何反歩ト云フ風ニ記入シ旦現在視察ノ際ニ同行スル代表者ノ氏名ヲモ併セテ至急御知ラセ下サイ
一マトメニシテ役場ヘ通知スルト役場カラハ係リノ方ガ日ヲ定メテ代表者一同ト現場ヘ来ルトノコトデスカラ御承知下サイ

回覧

昭和二一年七月一日　　御宿区長印

各組長殿

一、同情米ノコト
食糧危機突破ノタメ七月十日迄ニタトヒ一合ノ米デモヨイカラ出シテ貰ヒタイトノコトデス、本富岡村ヘノ割当ハ□石五斗ダトノコトデス、此コトニ付テハ部農会長ニ一任サレテ居リマス
一、配給米返上ノコト
之モ矢張リ食糧危機突破ノタメ七月分ノ配給米ハ十日分ニツキ一日分宛差引キ配給ノ際天引スルト云フコトデス、止ムヲ得ナイコト、思ハレマスカラ此趣ヲ組内ト一同ヘ御知ラセ下サイ
同情米モ配給米モスグドコヘヤルト云フノデハナク八九月頃ノ危機ニ備ヘルタメ予メ一般ノタメ節約用意シテ置クト云フ意味ノモノダソウデス
一、公葬廃止セラレシモ区トシテ英霊ニ対シ従来通リノ礼ヲ尽スコトニ致シマス
（後略）

昭和二一年七月二二日　　御宿区長印

各組長殿

廻覧

近来野荒シモ非常ニ多クナリ又家屋ノ中ヘ迄モ盗賊侵入シ食糧其他ノ物ヲ手当リ次第盗ミ去リ、区民ノ損害困惑容易ナラザル次第デアリマス、元ヨリ各自注意ノ上ニモ注意シテ居ルノデハアリマスガ今回警防団ノ方々ガ特ニ此警戒ニ当ツテ下サルコトヽナリマシタ付テハ分団長ヨリ食糧トシテ農家ヨリ一戸当リ麦五合非農家ヨリ金弐円宛出シテ頂ク様願度イトノ申出ガアリマシタ一応皆様ヘ御相談スベキガ道デアリマスガ至極尤ノ申出デアルト存ジマスカラ各組ニテ夫々御取マトメノ上分団長宅迄御届ケ下サル様御願ヒ申上ゲマス

敬白

（御宿区所蔵「役場通牒等綴」）

1095　昭和二一年泉村・小泉村の事務報告書より　昭和21（一九四六）・昭和23（一九四八）

(1)　昭和二十一年一月～十二月

泉村事務報告より

（前略）

配給

戦時中勃大（ママ）なる軍需物資調達の為一般向民需物資は極端に減少せられこれが公平分配の方法として行なはれたものが現在の配給制度であるが自由主義的な統制なき民主化の叫ばれて居る現今でありましても終戦後諸産業の不振に伴ふ一般物資の欠乏に依り勢ひその必要性は倍加されて居ります、そして今迄行ひ来つた配給方法も時代の要求に即応した方法即ち正しいルートに入って物資の適正且迅速に末端に迄完全配給される為創意工夫こそ急務と思ひます（後略）

(2)　昭和二十一年一月～十二月

小泉村事務報告より一般概況

（前略）

終戦以来茲に其の第二年を迎へ我国の状況は渾沌として予測を許さず本村に於ても前村長鳥沢三平氏の退職後

幾何もなく後任者□(人名)氏公職追放に相関連し退職せられたり加ふるに国家財政はインフレーションの傾向益々深刻にして是が本村財政に及ぼす影響は極めて重大なり去る三月政府は是に対処し民生安定を目途とし建全財政確立を計らんが為金融緊急措置令を公布し金融の凍結を計り通化(ママ)の発行と物の生産を均等ならしめ国民の生活不安を除去せんと策したるも其の政策後急宜しきを得ず生活不安を倍増せるに過ぎず茲に於て本村に於ても敗戦後の財政は通例に漏れず伝染病の大発生と諸物価高により破綻を招来せるやと憂慮せるも村各役職員並に一般の御協力を得大過なく過し得たるは誠に諸氏と共に欣快に耐へす

特定財源を得る事極めて少なき本村は将来食糧の増産と相俟つて中小商工業の生産とを得て個人財政の安定を得ると共に村財政を確立し学制改革を目前に控へ是が万全を期し社会不安を除去し益々本村向上の為の施策を講ぜんとす

(3)　昭和二三年度

小泉村事務報告より一般概況

終戦第四年を迎へ敗戦国の惨めさは愈々各々国民に真剣に迫りつゝ社会情勢は混沌として極まりなく又世界の情勢は日毎に険悪となり予断を許されざる実情にありまして殊に本年は近年稀なる農作物は不作にも不拘諸税負担は加重となり供出は増強し従って商工業の不振となり生活の不安は益々向進しつゝあり斯くて本村財政に及ぼす影響は極めて重大であります際、学制改革に依り本村政発足以来の大事業たる新制中学校建築五月起工十二月末俊工工費六百万余円を要し内二百万円を起債し其の他は村民各位の寄附金と貴重なる勤労奉仕に依りまして幾多の難関を超へ芽出たく完成致しました事は村会議員建築委員を始め村民一同の心より御協力下されました御蔭と衷心より感謝致す次第であります　本村は自治警察制を指定されましたが村民各位の御協力に依りまして幸か

不幸か国家警察署として現在部長派出所に昇格致しました猶今後に残る問題は学区制度中学校敷地整備、小学校舎修理と整地、沼津佐野御殿場小山間県道を国道に移管国鉄御殿場線電化促進、火災の不断の注意、増産運動、結婚改善、伝染病撲滅　殊に青少年の不長化防止と共に教育の刷新等幾多の問題を解決の必要とする次第であります（後略）

(1)（裾野市役所所蔵「昭和二十二年　村会決議書綴」）
(2)（裾野市役所所蔵「昭和二十二年　決議書綴」）
(3)（裾野市役所所蔵「昭和二十四年　決議書綴」）

1096　泉・小泉両村合併の必要性と利害　昭和27（一九五二）・1

得失

泉、小泉合併の趣意

平和、安保、両条約が締結され近く是が発効して、愈々独立国家として世界に宣言される。国も県も市町村も独立国としての整備も行はなければならぬ。当然国民の負担が加重となることは火を見るより明らかである。

社会状勢の変化はいやがうえにも小村の村民税負担を高め反対に大きな村の村民税負担がひくくなっている。

人口一万以下の小村は経営困難となりたち行かなくなる、此の際吾れ々（ママ）は小我を捨て大局に目を転じ大同団結してよりよき郷土を作り子孫の繁栄を講ぜざれば「くい」を千歳に残すことになるので合併されんことを望んでやまない。

一、合併の必要性（ママ）と及び（ママ）効果

①人文関係　両村の持つ沿革　（略）

②産業の振興、経済力の強化　中駿地区が北駿の御殿場小山町、南駿の原町に比して多少の遜色あることは既定の事実であるので之等地区に遜色のない産業経済の中心地区として両村の合併による町制施行により商工面と農業面との調整振興を図ると共に裾野駅を中心として中駿資源の開発を図り北南駿を結ぶ中駿経済面の中枢たらしめることができる。

以下各業態別に見れば次の通りである。

(1)　商工業　現在両村の中　商業二六九　会社工場事業場一〇二　通信運搬業八一　建設業五一　金融業八　サービス業八九で中駿地区内他町村も含めて綜合的な振興対策機関(商工会)を設け之を母体として企業の合理化と原料の入手、生産品の販路等一貫した強力なる対策を講ぜしめるとともに金融八の活用を図り経営の合理化による商工業の振興を図ることができる

(2)　農業　現在農業八一六戸は商工業振興に伴いその需要と相俟って経済力の醸成は期待されるが特産である甘藷、馬鈴薯、野菜等の販路についても一層合理化の取扱いが出来、有利なる市場制も実現出来沼津、三島市に対しても充分なる効果が期待出来ることになる

(3)　林業　愛鷹山の開発及び箱根山の殖林等中駿地区における林業の将来性は今後に待つところ大きなものがあるが近隣町村が連絡を密にし両村内林業関係業者間との協力を得てその振興を期待できる

二、行政規模の合理化

①人口　両村の人口を合せると「一〇八六三人」(昭和25101国勢調査)となり駿東郡下第四位となり町制の基本要件八、〇〇〇人を遥かに超へ地方団体機構構成、重要な要素としてその役割は大きく強力なる行政運営が期待される

②面積「二八・〇一」平方粁となり郡下第六位で狭隘な小泉村に対しての調整が期せられ今后発展の余地が保有せられる

③密度「三八八」と駿東郡下第六位で小泉村の極めて稠密に対して緩和することが出来る

④産業の合理化　商工業地区、農業地区との調整と緊密な協力が期待される結果、夫々の持つ特性が充分活用されて財政確立、民生安定に寄与するところ大きなものがある

⑤社会公共施設事業の整備　両村において単独に或は共同して又は他町村と組合による公共施設、事業に対してその必要度と個々の実態に応じて均衡ある緊要度に即応した企業必要なる施設の整備が出来必要な事業が急速に施行することができる現在特に必要とされる施設事業中主なものは次の通りであって之等に対しては早急効果が期待される

イ、芦の湖水利組合の運営、ロ、中駿病院、ハ、上水道工事の拡張、新設、ニ、道路組合による町村道、農道村道の補修新設、ホ、保育所、幼稚園の運営、ヘ、災害復旧工事の促進、ト、公営住宅の建設

以上合併によりその区域が拡大されその人口が増加することにより必然的にその団体の財政力が強化するが役場費等の財政需要額は之ら増加に比例せず或る程度の増加を必要とするに止まり両村の現需要額の合計より寧ろ相当節減された額を従来より多数の住民により負担することゝなる之等増加分の大半が教育衛生土木事業、文化その他公共事業施設の財源として振向けられることゝなり、民生の安定、社会公共の福祉の増進が期せられることゝなる、従つて町村区域の大小之を構成する人口、企業等の多寡が直ちに住民の生活に影響を及ぼすことに留意し両村合併による行政規模の合理化に伴う基本要素の確保が齎らす効果の蓋し大なるを期待することができる

(イ)執行、議決機関の合併による定数減　（略）

(ロ)学校施設その他社会施設の経費の節減　（略）

三、治安の確保

財政力の増加に伴い社会公共施設の整備充実が期せられ、住民間の親睦と協力が増大し当局の施策が一貫して住民衡平が期せられその趣旨が徹底することにより住民の信頼は倍加し、警察力の強化と相俟って民心は安定し治安の確保が期せられることとなる

四、観光施設の強化

小泉村佐野の五龍館、富岡村景ヶ島や峻剣愛鷹山等観光方面より裾野駅を起点として観光、交通施設の強化によりその効果が期待される

五、合併による困難点及び検討を要する事項

(1)　投資的経済の増加　経常費中消費的経費は前各項により相当節減される見込であるが合併により町制施行に伴う施設その他準備に要する初度調弁費等投資的経費の増加は止むを得ないことである

（中略）

(2)　基本財産の処理　合併の場合は財産区の設定により従来通り維持出来るので両村が現に保有する左記財産に対する具体的処理については相当研究の余地がある。

（後略）

（水窪　渡邉公一氏所蔵「泉・小泉両村合併の必要性と利害得失」）

第五節　村と戦争＝占領と裾野

(1)　米軍の進駐と演習場

1097　進駐軍の交通事故の報告方の件　昭和21(一九四六)・9・9

富庶第一三〇号　昭和二十一年九月拾弐日受付

昭和二十一年九月九日

駿東郡富岡村長　真田平吉

御宿区長殿

進駐軍の交通事故の報告方の件

沼津警察署長より進駐軍の交通事故発生の場合の処置に関し指示がありましたので貴部落民に至急徹底せられ度御願ひ致します

記

進駐軍関係の交通事故に就て

進駐軍関係の交通事故が時々発生するので今度進駐軍熱海憲兵隊長より交通事故発生の場合は左記事項を厳守する様指示がありましたので必ず守る様致され度い

一、事故を起した自動車の前か後又は横の番号や記号を必ず見ておき忘れぬ様何かに書きとめ置き届け出ること

二、自動車の大きさ例へばジープかトラックか、いくつ輪があったか何人乗って居ったか、どの様な人が乗って居たか等注意して見て置くこと

三、警察署、巡査派出所、駐在所への届出は一分をも争ふものであるから最も早い方法で知らせること

四、被害を受けたものに対しては進駐軍の方で相当額の慰藉料を出すので現場を見た人は其の様子を進んで申し出る事、後でかゝりあいになる事を恐れて届出を怠る事が決してない様にすること

（御宿区所蔵「役場通牒等綴」）

1098　米軍実弾射撃実施についての注意　昭和22（一九四七）・6・18

方

昭和二十二年六月一八日

須山村長　土屋嘉呂久

村民各位殿

米軍実弾射撃実施についての注意方

本年七月一日から富士砲兵射撃場に於て米軍の実弾射撃が実施されますから次の諸点に付特に注意を願い間違のない様に努めると共に演習部隊に心から協力する様御願ひ致します

記

一　実弾射撃区域内への立入禁止

七月一日から十月末迄の実弾射撃期間中は射撃場区域内への立入は絶体禁止されて居ります。区域の標識は次の通りです

A　開豁地にては一〇〇呎　B　森林地帯にては一二〇呎　C　部落周辺は二〇呎毎に杭を立てるからそれより中に立入らぬ事

二　流言について

演習部隊等に対する連絡は関係町村当局等で常に緊密迅速に行ひ遺憾のない様期して居りますから根も葉もない噂をしたりして人心を悪（いたず）に不安にする事のない様にすること、この様な事については警察は厳重に取締ります

三　交通衛生上の注意

1　演習が実施される様になりますと自動車又は部隊の往復が頻繁になりますからよく交通規則を守り怪我のない様に気をつけると共に道路に物件を放置したり其の他交通の邪魔にならない様注意すること

2　側溝下水等清掃し充分に清潔の保持に常時努められたし

四　進駐軍の物資不法所持

進駐軍の物資を所持して居る者は厳重に処分されます

から買ったり交換したりしない様注意されたい

五　飲食物の提供について

進駐軍に飲食物を販売提供する事は禁ぜられて居ります

六　事故のあった場合

心から誠意を以って親切に接することは必要ですが風俗習慣等も異なって居ります。好奇心に駆られて不用意な言動のない様にして事故の起きない事に努められたい。万一事故があったら相手の人相特徴等よく覚へて居て速かに警察に知らせて頂き度い

右の諸点を必守り注意する様御願い致します

（裾野市役所　須山支所所蔵「国有地、御料地関係綴」）

1099　**米軍演習地草刈場の草刈の件について**　（一九四九）昭和24・9・1

昭和二十四年九月一日　須山村長印

村民各位殿

米軍演習地草刈場の草刈の件について

標記の件玉穂村役場より連絡ありました故御知らせ致します

米軍演習地の草刈場に於ける草刈が九月四日の日曜日に許可されました但しこれは臨時に許可されたもので従来の如き不詳事件（進駐軍設備の盗難紛失事件）を再び繰り返すならばこの草刈場に立入ることは今後絶対に許可されません

この九月四日は進駐軍が地元民を試めす為に許可されたものですから地元民はよくこれに注意して斯かる不詳事件を再び起さない様にして下さい

記

一　立入許可時間　九月四日午前六時より午后七時

一　米軍演習地には従来より演習施設が増加して居ります故これにキ（マ）を付け（マ）ぬ様

一　九月四日の日曜日以后の草刈日については追って九月四日の条件如何によって進駐軍当局より発表されます

以上の事項を厳守される事を切望致します

（裾野市役所　須山支所所蔵「連合軍進駐軍最高指令部ヨリ発スル指令ノ徹底ニ関スル書類綴」）

1100　東富士裾野演習場立入禁止につい　昭和25（一九五〇）・5・20

て

昭和二十五年五月二十日

富岡村長　遠藤佐市郎印

各区長（組長）殿

東富士裾野演習場立入禁止について

標記の件に関しては幾度となく御通知いたしまして犯すことなき様御注意申上ぐると共に各戸に徹底せしむる如く御指導して頂いて居りますが最近に至り二、三名侵入して聯合軍及日本警察に対して御迷惑をかけて居りますが今後絶体に侵入者なき様部落の名を汚すことなき様厳守指導して下さい

尚左記の如き文書を以て駿東地区警察署長より通知に接しました故熟読の上違反者なき様徹底さして下さい

東富士裾野演習場の立入禁止については同演習場司令官より指令が発せられ不法侵入者に対しては取締を実施している処であるが同演習場内には米軍施設又は進駐軍物資が置かれてある関係上許可なく同演習場に立入り諸物資を窃取し又は拾得し或は草刈農耕を為す等演習の妨害をする者があるので同演習場司令官より再三注意警告を受けている状況である従って今後演習場不法立入については厳重なる取締を行ひ違反者は厳罰に処せられるから左記事項を村民全部に確実に示達せられ違反を犯さない様協力せられ度く連絡します

記

一、東富士裾野演習場内は許可なく立入（通行を含む）することは許されない、但し須山街道は通行禁止の日時以外は交通は許される

二、演習の行はれない日時において伐材薪取り又は草刈

に出入する者は事前に演習場司令官の許可を受けること

三、同演習場に許可なく立入った者は厳重処罰される尚場合によってはMPに引渡され軍事裁判に附せられる

四、同演習場内に不法に立入り物資を所持したものは立入違反窃盗、進駐軍物資不法所持の罪名で処罰される

（了）

（御宿区所蔵「昭和二十五年度御宿区書類綴」）

(2)　演習場問題をめぐる運動の展開

1101　元陸軍所管国有地縁顧払下申請書　（一九四五）昭和20・9

昭和二十年九月　日

静岡県駿東郡富岡村長　湯山芳太郎印

静岡県知事　小林武治殿

元陸軍所管国有土地縁顧払下申請書

元陸軍用地ニシテ元本村御宿湯山芳香外五五名ノ所有地タル大字御宿字坂口八百九拾弐番地ノ参外弐百六拾五筆此ノ反別七拾八町参反九畝壱歩並ニ元帝室林野局ノ所有タル大字御宿字小アラシ千弐百五拾六番地原野弐拾参町九反四畝弐歩ノ土地縁顧払下相成度別紙理由書並ニ土地明細書相添へ此段申請候也

縁顧払下ヶ嘆願ノ理由書

昭和拾六年五月東部軍経理部ヨリ土地買収官陸軍主計中佐松前国光殿来村シ左記土地ニ機械化部隊設置ノタメ至急買収致度キ交渉アリタリ然レドモ買収関係部落タル御宿、上ケ田、金沢ノ三字ハ農耕地域狭少ニシテ本土地ガ開墾地トシテ亦堆肥製造ノ落葉採集地トシテ農耕上ノ生命線タレバコノ旨克ク具陳致シ候処軍用地トシテ絶対必要ノ土地トノコトニテ所有者一同買収ニ応諾致候、本土地買収セラルヽニ当リ一同買収官ニ将来万一陸軍ニ於テ不用ヲ生ジタル時ハ元所有者ニ払下セラレンコトヲ嘆願候処必ズ不用ノ節ハ元所有者ニ縁顧払下ナスベキコトヲ言約致候加フルニ疎開者ノ激増並ニ陸海軍将兵ノ復

員者ニ農耕地ヲ割当スルニ当リ本村トシテハ本土地ノ未耕地ヲ極力開放スル以外他ニ方法ナク候

（裾野市役所　富岡支所所蔵「軍用地買収旧書類」）

1102　富士裾野御料地内原野払下願　（一九四五）昭和20・9・30

富士裾野御料地内原野払下願

静岡県駿東郡須山村

一、払下反別五百参拾参町参反七畝〇二歩

右御料地内原野ノ儀特別ノ御詮議ヲ以ツテ払下御許可相成度別紙理由書相添此ノ段奉願候也

昭和二十年九月三十日

静岡県駿東郡須山村

小野田市太郎印

帝室林野管理局長殿

理由書

富士裾野御料地ノ内須山村地先内本願書記載ノ土地ハ古来ヨリ本村民耕地及秣場トシテ縁故深キ土地ニシテ明治二十二年帝室御財産中ニ御編入ニ相成候当時ヨリ特別ノ御仁恤ヲ以ツテ御貸下賜リ只管御国益ノ一端トシテ愛護仕リ来タリ。当時既ニ耕作地七拾壱町九反七畝〇壱歩ヲ拝借出願シ当時ノ御料局静岡支庁長殿ヨリ明治二十四年十二月二十三日附支指第三六〇号ヲ以テ聞届ケラレ候以来其ノ後明治ノ末御料局ヨリ演習場トシテ陸軍省ニ御貸付ニ相成ニ及ビ明治四十五年一月十四日附第一師団経理部長ト当須山村長トノ間ニ土地使用協定成立シ爾来数度協定更新シ今日ニ至ル間須山村民ノ最モ必要ナル農耕地及秣場トシテ最高度ニ利用仕リ来タリシモノニシテ今度大東亜戦争ノ終戦ニ伴ヒポツダム宣言ノ履行セラルニ及ビ演習場廃止ニ際シ昭和二十年八月二十三日附東京師管区経理部長ヨリ該土地使用協定解除ノ通牒ニ接シ本願土地ガ御料局ニ移管セラレルヽ旨承知仕リ候ニヨリ右事情御賢察ノ上特別ノ御思召ヲ以ツテ払下ノ儀御許可相成度候。

御許可ノ上ハ仁徳ノ厚キニ我々村民一同感激シ一意農耕ニ精励ノ上食糧増産に資シ大御心ニ答ヘ奉ル覚悟ニ御座候。

右理由書及提出候。

（裾野市役所　須山支所所蔵「国有地、御料地関係綴」）

1103　元富士裾野演習場内居住者立退き命令に関する嘆願書　昭和21（一九四六）

元富士裾野演習場内ノ居住者立退キ命令ニ関シテ、本月六月関係各村当局及区長等ノ方々ガ印野村ニ集会シテ種々協議シテ、別紙ノ歎願書ヲ出スコトニ致シマシタ。此日、御宿カラハ副区長ノ磯部様ニ御参加ヲ願ヒマシタ。磯部様ノ御帰リナガラノ御話ニヨレバ、ガンドウ場ノ所カラ今里ノ馬ノ目ノ坂下へ一直線ヲ引キタル其北側、馬ノ目ノ坂カラハ旧道伝ヒニ須山ノ方へ上リ、其東側ガ当村関係トシテハ命令ノ区域ニ入リ、今里デハ立退カザルヲ得ザル人モアリ、下和田デハ耕作地ガ三分ノ一許リ犠牲ニナルト言フコトデス。御宿デハ先ヅ耕地ニハ殆ンド影響ナク、大体関係ハ極メテ少イト言フコトデアリマスガ、富岡村全体トシテハ重大ナル問題デアリマス。歎書ノ結果工合ヨク行ク様希望致シマス。

次ノ歎願書ノ控ヲ御読ミ下サイ。

㊐　歎願書

元富士裾野演習場関係六ケ村住民代表　芹沢英夫

一、九月三日附渉外事務局次長通達ヲ以テ静岡軍政部指令ニ依リ元富士裾野陸軍演習場内ノ居住者ノ立退キヲ命ゼラレタリ　我等該当二四七戸一、五一四名ノ農民ハ右指令ニ接シ驚愕措ク能ハズ全ク農耕ニ手付カザル状態ナリ　何卒特別ノ御寛容ヲ以テ立退キ等無之様御取リ計ヒ被下度懇願致ス次第ナリ　演習中ノ一時的立退キ等ノ御命ニ対シテハ忠実ニ服従致ス覚悟ナリ

二、演習場内ノ農耕地ハ従来ヨリ当地方二万五千名農民

ノ生活ノ基礎ナリ　之無クシテ此ノ農民ノ生活ハ成立タザルコト別表ノ数字ニ示ス如シ　米国軍ニ於テ演習場御使用上差支ナキ限度ニ於テ右地域内ノ既耕地ノ農耕ヲ御許可相成リ度キ事懇願致ス次第ナリ

三、演習場内ノ下草ニヨリ当地方農民ハ家畜ノ飼料堆肥トシテ別表ニ示スガ如キ農業経営ヲ営ミ居レリ　米陸軍ノ演習場御使用上差支ナキ時期並限度ニ於テ採草ノ御許可相成ル様懇願致ス次第ナリ

昭和二十一年　月　日

（御宿区所蔵「役場通牒等綴」）

1104　**進駐軍大野原演習場再使用の運動者への御礼**　昭和21（一九四六）・12・9

昭和廿壱年十二月九日

御宿区長㊞

各部農会長殿

進駐軍ノ大野原演習場内ノ開墾地及草刈場ヲ引続キ使用スルコトガ出来ル様ニ運動シテ戴イタ方々ヘノ御礼トシテ関係者カラ一反歩ニ付金壱円也ノ割デ出シテ戴クコトニ当村関係各区デ極マリマシタカラ各部農会毎ニ取集メテ早速不取敢区長宅ナリ役場ナリヘ御届ケ下サイ。

参考

御宿全体デ演習場内ノ開墾地、草刈場ハ次ノ通リデス。各部農会ノ割合ハ部農会デワカッテ居ルコトデショウカラ、ガッチリ反別ヲ調べ合セテ間違イナイ様ニ願ヒマス。

開墾　拾町八反歩

草刈場　拾五町参反歩

合計　弐拾六町壱反歩　割当礼金　金額弐百六拾壱円

又右ノ運動ニ側面カラ運動シテ下サッタ遠藤三郎氏ヘハ金デハ失礼故左ノ品デ送ルコトニシ、既ニ役場ヘ集マッテ居ル品モアルトノ事デスカラ御宿ノ関係者カラノ差上グベキ糯米三升ヲ各部農会長御相談ノ上割合ヲ定メテ出シ合セ、一マトメニシテ早速役場ヘ御届ケ下サイ。（遠

藤氏ノ御家族ハ三島市ニ居ラル、由デス）

下和田、今里　薪三十把　木炭六俵

金沢　馬力

上ケ田、御宿　糯米三升宛

以上御願ヒ申シマス。

受　領　書

一金　弐百弐拾円五拾銭也

米　三升

右正ニ領収候也

昭和二十一年十二月十六日

富岡村役場書記　小野三千人㊞

（御宿区所蔵「役場通牒等綴」）

1105　**泉・小泉村の元陸軍演習場使用願**　昭和21（一九四六）・11・8

勧第四九七号

昭和二十一年十一月八日

静岡県駿東郡小泉村長　古谷恂三

名古屋財務局長殿

国有財産使用申請書

左記に依り国有財産使用御承認相成度位置図及実測図相添へ出願の申請をします

左記

一、目的物件ノ所在、数量並ニ元用途

目的物件名	所在	数量	用途
元陸軍演習場	小泉村	二二五〇坪	農耕地
〃	泉村	三八三〃	〃

備考　泉村トノ協定書写別紙ノ通リ

二、使用セントスル理由

開拓ノ上農耕地トシテ農作物ノ作付ヲナシ食糧増産ヲナサントス

三、使用目的及方法

右土地ヲ二十四ニ区画シ二十四人ニテ各人夫々農耕地トシテ麦、陸稲、甘藷等ノ作付ヲナシ村及農業会等ノ

指導ノ下ニ食糧増産ニ邁進シ供出割当ノ対照地トシテ経営シツヽアリ

四、使用期間　自昭和　年　月　日至昭和　年　月　日

五、使用料　一ケ年　金　円　銭

六、其ノ他ノ必要事項

元野戦重砲兵第二、三聯隊ノ演習地トシテ地主水口善三ヨリ陸軍省へ売渡シ昭和十一年三月十八日登記済ノ上陸軍演習場トシテ使用シ来タリシモ終戦後ノ昭和二十年九月五日ヨリ軍残務整理部其ノ他各方面ノ了解ヲ得前記二十四名ニテ耕作シ来ルモノナリ

七、付帯物件　諸標　八本

勧第四四八号

昭和二十一年十月十日　小泉村長　古谷恂三

泉村長　市野　昇殿

農地耕作に関し協定相成度件

貴村平松字西溜三八一番ノ一の土地は元陸軍演習場として軍に於て使用し来りしも終戦後の昭和二十年九月五日軍残務整理部並各方面の了解を得農耕地として当村伊豆島田区民の耕作し来たれるものにして今回国有地使用申請に関し貴村の協定必要なるにつき左記事由に依る御協定を得度御願いたします

記

事由

一駿東郡泉村平松字西溜三八一番ノ一

国有地　三八三坪(元陸軍演習場)

右土地は元当村伊豆島田区民の耕作せる土地なるも昭和十一年三月十八日旧地主水口善三氏より陸軍省へ売渡し爾来軍に於て演習場として使用し来りしも終戦後旧小作人等より該土地を農耕地として耕作致したき旨申出ありたるにつき軍残務整理部其の他各方面の了解を得昭和二十年九月五日より耕作を開始し現在に至りたるものなり

右承認候也

昭和二十一年十一月八日　泉村長　市野　昇㊞

（裾野市役所所蔵「前軍用地関係書」）

1106　歎願書　（一九四七）昭和22・6・20

歎願書

今回米国日本進駐軍に於かれて御計画中の元日本陸軍東富士演習場御使用に関し大阪市外金岡第六五工兵部隊カーステン少佐殿米軍演習場として施設工事実施につき御指導の為当地に御出張の節該演習場関係町村長並地元関係官公長を御招集になり種々御指示がありました際の御話に依りますれば七月一日から十月末迄の四ヶ月間御使用の趣でありますが此の土地は私共祖先の代から今日迄農耕地として又唯一の草刈場として此の土地に生する草を刈取ることによって牛馬を飼育し推廐肥を作ってゐたものでありますその為め一九〇七年に日本陸軍の演習場として使用することになりましてからも陸軍と地元民との協定に依って演習実施中でも実弾射撃等の為め危険の無い限りは立入り耕作及草刈ができることゝして今日迄農業を続けてきたのであります

殊に現在の状勢からいたしましても牛馬の飼料も化学肥料も他から手に入れることは極めて困難でありまして此の演習場区域内の採草こそ関係六ヶ町村農民の唯一の牛馬の飼料であり農作物の肥料であるのであります

万一演習地指定区域内に四ヶ月の間立入を禁止されたとしましたら農耕地の減少と飼料並に肥料不足となりまして今後の農業経営は極めて困難となるばかりでなく今までさえ不足であった食糧の大減収となり今後六ヶ町村の住民は如何にして生きて行くかと途方に暮れてゐる状態であります

進駐軍当地に駐屯せられて以来地方住民は進駐軍の温情に接し旦又御好意に依る道路橋梁の改善等の恩恵に浴し性来醇朴である善良な住民であるだけに進駐軍に対しては心からの安心感を得満腔の敬意と深甚なる感謝の意を表してゐるものであります　従って今後共進駐軍の事業

に対しては全面的に協力させて戴くは勿論御命令御指示等は一切厳守し誓って御迷惑はおかけ致さぬ覚悟でありますから貴部隊当地御出張に当られましては何卒御同情ある特別の思召しをもちまして前記の事情御賢察の上演習実施に御支障の無い範囲に於て演習場指定区域内の農耕地並に草刈場に立入耕作並に草刈もできて地方住民が安心して今まで通り今後も農業に励み食糧増産に努力出来ますやう御寛容の御取計を賜りたく地方住民一同に代りまして茲に関係明細書を添へて伏して懇願申上る次第であります

昭和二二年六月二〇日

静岡県駿東郡玉穂村長　勝間田武衛
印野村長　池谷兵吉
原里村長　勝亦　弘
須山村長　土屋嘉呂久
御殿場町長　勝田　博
高根村組合村長　横山茂理江
須走村　玉穂村農業会長　江藤　栄
印野村農業会長　岩瀬熊雄

（裾野市役所　須山支所所蔵「国有地、御料地関係綴」）

1107

村落標識塔（仮名）設置歎願書　昭和27（一九五二）・1・19

駿東郡須山村・村落標識塔（仮称）設置歎願書

本村は富士裾野演習場西側の愛鷹山麓に位置し標高五八〇米、戸数三百余、人口千九百余人を有する農山林（ママ）であります

この演習場を米軍演習場として接収せられて以来畑百五拾余町歩の潰地を生じ又被弾による立木の損害立入禁止による採草不能等村民一同、生活の基礎を脅かされ非常に困却して居りますが之れに加へ近来米軍の実弾射撃演習が活発となり、滝ケ原、板妻、駒門各米軍キャンプ場の反対側に位置する当村はその射方向に当り常に被弾流弾の脅威に晒されて居るのであります

去る昭和二十五年八月実弾射撃の流弾により火災を生じ

県当局にも多大の御迷惑をお掛けした事もあり、本村は仮令演習場の外側にあると雖その人命財産等は常に危険な状況下にあるのであります、殊に最近は夜間射撃が頻繁に実施せられ危険度は益々増大し、村民はこの不安に戦いて安眠すら出来ない状態で御座居ます

以上申し述べました通り同じ演習場周辺の町村と申しましても当村は地域的にその状況が全然相反するのであります、かゝる本村の特殊事情を篤と御推察下さいまして村落の所在がはっきりと識別出来る恒久的な標識塔を設置せられ度く、殊に夜間射撃の場合でも絶対に射方向を誤らない様電燈照明等確実な方法による識別施設を至急御設置下さいまして

今后被弾或は流弾等による事故の根絶を計ると共にこの危険な状態を一日も早く除去せられ本村民の不安を一掃せられます様

格段の御高配を賜り、本施設の速に設置せられます事を村民一同に変(ママ)り伏して嘆願致す次第で御座居ます

昭和二十七年一月十九日

駿東郡須山村長

土屋嘉呂久印

静岡県知事　斎藤寿夫殿

(裾野市役所　須山支所所蔵「東富士演習場対策委員会関係綴」)

1108　富士裾野演習場拡張に関する陳情書　昭和27・5・19(一九五二)

富士裾野演習場拡張に関する陳情書　須山村

富士裾野演習場の拡張問題に対しては既に大部分の採草地、農耕地を失って居る当村は此の問題に対しては絶体に反対致すものであります

本村は駿東郡の西北部に位し北に富士山を負い西に愛鷹山を控へ富士郡に境し東北は駐留軍演習場を隔てゝ印野村及原里村に接する総面積約五千百七拾町歩を有する農山村であります戸数二百余戸人口千九百余人を有する

本村は水利が極めて悪く水田は皆無であるばかりでなく日常の飲料水にさえ事欠く状態でありますので、農業経営は勢い畑作にのみ依存しなければならないのでありますが、その農耕地も昭和二十二年五月及昭和二十五年一月の二回に亘り耕地、原野、山林を併せて千二百余町歩を、米軍演習場として接収せられ接収地えの立入は一切禁止せられたのであります

本村農家はその耕地の五〇％以上を失ない耕地の皆無となる農家五〇戸、五〇％以上を失なう農家一〇〇戸を数えるのであります、又立入禁止による採草不能なる為農業経営に不可欠な有機質肥料(堆廐肥)及家畜飼料の生産が殆どできない現状にありますので農業生産は低下し農家経済は極度に疲弊して居るのであります農家の生命である農耕地を失ない採草地を失って今尚何等補償せられない本村農家にとっては転業するにも資金はなく窮乏の一途を辿るのみでありますのに、今後又演習場の拡張せられる様な事態が生じましたならば、本村経済は益々窮迫し個人経済は元より村の財政が成り立たなくなるのであります

以上申し述べました如く村民の窮状、本村の状況篤と御推察下さいます様別紙演習場拡張に伴なう要望事項並に別紙図面参照の上特別の御配慮を賜り度く村民一同に変(マ)り伏してお願い申し上げる次第で御座居ます

昭和二十七年五月十九日

須山村長　土屋嘉呂久印

演習場拡張に伴ふ要望事項

静岡県駿東郡須山村印

一、須山村字藤原二、二五五の四四番地外三筆(三八九町)の採草牧野を演習場より除外せられ度い

本村は既に過去二回に亘り千二百余町歩を演習場に接収せられて農家は生活の基礎を失って居るのであります、農業生産の根本ともなるべき有機質肥料(堆廐肥)家畜飼料を毎年生産して来た採草地を失った農家は今

後本村唯一の採草生産地である藤原地区を牧野として開発すべく努力して参ったのであり、今後より一層演習場を使用する様な事態が生じましたならば必ず標高一、四〇〇米以上の地域を演習場として使用せられる様要望致します

二、印野村―須山村線（道路）（図面参照）以南の演習場地域は農耕を許可せられ度い

本村の演習場内に接収された農耕地は約一五〇町歩で当村経営耕地面積の五〇％以上に当るのでありますが、この農耕地の大部分が演習場内須山村より印野村に至る道路より以南の地域に分布して居るのであります

此の地域に所在する農耕地は演習に支障なき限り全面的に耕作許可をせられる様要望致します

三、水源地並に水路の保全を確認せられ度い

本村は水源極めて乏しく飲料水にも困難して居る状態であります約六〇〇〇米の間を土管、鉄管、竹樋等により引水して使用して居るのでありますがこの水路は総べて演習地内に在り実弾射撃戦車等の演習により一旦故障を生ずると須山村一九〇〇の村民は炊事もできない状態であります、かゝる本村の水源、水路の重要性を篤と御認識下さいまして之等の保全を確認せられます事を要望致します

（裾野市役所　須山支所所蔵「東富士演習場対策委員会関係綴」）

1109　演習場内（上）水道施設の損壊に関する損害補償方陳情　昭和27（一九五二）・9・9

演習場内上水道施設の損壊に関する損害補償方陳情

当東富士演習場の最尖端並に枢要部に位置する静岡県駿東郡印野村並に須山村の二ケ村は演習場総面積一二、五五八町歩の六割五分に相当する八、一八〇町歩を接収されたが為農民は限られた極めて狭隘な地域で不自由な農業経営を営み塗炭の苦しい生活に喘いで居ります。

殊に之等演習場地内に於ては離作した農耕地四二〇町歩、

森林面積三、九九〇町歩採草地三、三二〇町歩萱刈保護区域四五〇町歩等あって全く個人経済に於ても亦村財政に於ても共に其の基底をなし特に農民生活の大部分はこの演習地に依存して居りましたが、所有権並に各種私法上の諸権益が抹殺され剰え砲爆撃或は歩兵戦車演習ブルトーザーによる演習等熾烈な各種演習の中心地であるが為明状し難き損害を蒙り敗戦による責苦を直接体験して居るものであります

斯る窮況下に在って此の二ヶ村には富士山の噴火或は地質の変形に依り地下水の湧出に乏しく特に民家の周辺には井戸が無く古来より祖先は飲料水に苦心致して居りましたが漸く現接収地内五ヶ所の水源地を発見し夫々簡易水道組合を設立して印野村三五〇世帯一、九五〇人、須山村三一七世帯一、九五〇人の唯一の飲料水として保護管理し殊に土管を以て敷設してある水道並に自然湧水或は隧道を以て集水して居る水源地の故障等には挙村一致して其の修復に当り一刻も断水のない様細心の注意を払って参りました、然るに米軍に演習地として接収されてから前述の様な各種実弾射撃又は戦車演習等或は軍専用道路、火薬庫、射撃場等の諸施設の建設によって水道管の破壊も頻発し断水する事が屢々で其の都度米軍に演習中止方を懇願して応急修理を施して来ましたが破壊事故が一日に二、三回連発するときは全く施す術もなく近村或は事故のない他部落より牛馬車又は手桶等にて飲料水を運搬し漸く渇乏を凌いで居る窮状でありまして殊に伝染病の猖獗を極めて居る季節に於ては断水のため水がめの溜水を使用する場合もあって衛生上真に不安且危険な状態に曝されて居ります

尚二ヶ村にて八〇〇余名の児童生徒を擁している中小学校用の給水には衛生的見地からも極めて難渋して居ります

右の事態は爆撃銃砲撃、戦車演習等の脅裁に曝されている極めて緊迫した状況下に起る問題で三、九〇〇名の住民が飲料水として唯一つの水源地であり水道であって住

民の生存と不可欠の重大問題でありますが、私共両村民は此の数年間殆んど応急修理に一貫して貧弱な経済力も全く疲弊困憊致しこの上事故が発生する場合は施す術のない窮状に追ひ込まれて居ります

当演習場は今後も引続き行政協定に基き米軍に使用せられることは殆んど確定的でありますが斯る窮迫した状況下に於て過重な負担と上水道の断水並に衛生上の不安が続発することを思うとき前途は暗澹(あんたん)として私共の死命を制せられることとなり益々民生の不安を募るのみであります、何卒右特異な実情を篤と御賢察下され日常生活の過大な負担と且つ不安焦燥を一刻も早く取除き安定した生活が出来ます様左記事項御裁許の上一日も早く実現下され度御懇願申上げます

記

一、昭和二十三年より上水道の水源地並に水路に蒙った損害については別紙の「演習場内に水道損害補償申請」通り速やかに補償せられたい

二、現状に於ては今後必ず発生することが余期(ママ)せらる、上水道の事故を未然に防止せられる様別紙(演習場内上水道施設の改修工事計画書)に基き国庫負担に於て一日も早く実施せられたい

三、今後水源地の水源涵養林(保安林)を砲爆撃しない様明確な標識を以って保全せられたい

昭和二十七年九月九日

東富士演習場対策委員会

会長　駿東地方事務所長　松下増太郎

静岡県駿東郡印野村村長　池谷兵吉

静岡県駿東郡須山村村長　土屋嘉呂久

(裾野市役所　須山支所所蔵「東富士演習場内水道に関する書類」)